

とす然れども製造品の検査法と同しく政府は多くの官吏を要し又一々嚴密なる検査を行はるゝか故に販賣業者は其營業を妨害せられ且つ官吏と營業者との間に爭議の弊害を免る能はず加之販賣者は通例製造者の數より多くして諸方に散在するが故に政府の手續費用は製造品の検査に比すれば更に多く該法は到底善良なる課税法と認むると能はざるなり今日佛國の飲料税は即ち此法に依れり

(乙)入市税 入市税は消費品か或る都府に輸入せらるゝに當りて賦課する所の租税にして關稅と等しく通例其負擔は輸入都府の人民に歸着するものなりとす獨逸の各市府に於ては汎く此法行はれ麥粉及び肉類に課税せり支那の釐金税も亦此種の租税なりとす該法は若し都府の地勢宜きを得て嚴重なる監督を行ひ密輸入を充分防遏することを得れば徵收甚だ簡易なるの便利ありと雖も亦種々の弊害なきに非ず總て該税は之を國税と爲すに於ては同一の物品にして各都府を通過する毎に賦課せられ其弊害甚しきか故に歐洲諸國に於ては一般に之を地方税として施行せり故に其詳細は地方税の部に於て論究するとし茲に之を省く

第三製造若くは販賣を政府の特占事業と爲すの法(モノポリ) 政府の特占權を以て製造及び販賣業を營むの方法は種々の區別ありて佛國の煙草税の如く製造と販賣

とを同時に行ふものあり又摺附木の如く製造權のみを特占して販賣は人民の自由に爲すものあり又同國の鹽業に於けるか如く製造は各人の自由に任し其販賣權のみを特占するものあり

總て是等の特占業に就ては既に官業の部に於て論述したるか如く人民の事業を奪ふて政府獨り之を特占し競争の憂なきか故に改良進歩行はれず常に舊態を墨守して消費者の便利を増加すると能はず故に單に収入を目的とする所の特占業は學者往々之を觀て公正且つ經濟に背反するものなりとし絶對的に排斥する者あれども是れ其見解の一方に偏せるものにして特占業は決して強ちに排斥すべきものに非ず即ち租税を徵收するに當り普通の方法に依るに於ては偏頗不公平盛に行はれ好箇の財源も空しく徵收上の弊害の爲めに委棄せざるを得ざる場合の如きは之を政府の特占業として消費税の賦課に代ふるも決して公正上より論じて非難すべき理由を見ざるのみならず若し此収入に由て他の不公平なる租税を改良若くは廢止することを得れば財政上最も策の得たるものと謂ふへし然らば如何なる事業は課税に代ふるに之を政府の特占と爲すに適當せるものなるか以下之を論せん

(一)特占事業は人民の必需品ならざることを要す 必需品に在ては貧富共に略は同額

- の消費を爲し納税力と比例せずして貧民の苦痛を増加し之をして益々惨況に窘迫せしむるものなるか故に善良なる課税物件に非ざるとは既に述べたるか如し
- (二) 特占事業は消費税を賦課する能はざる場合に限らざるべからず 通常の消費税を賦課するに於ては詐偽隠蔽盛に行はれて公平なる課税を行ひ難く又強て之を公平ならしめんとすれば非常に人民の自由を拘束し善良なる方法を見出すと能はざる場合に於ては不完全なる課税法に依りて徒に人民を苦しめ而かも空しく良好なる財源を委棄せんより之を特占事業と爲すを以て遙かに勝れりとする然れども若し之に反して通常消費税に由て格段弊害を感せざるに拘はらず漫りに収入を増加せんとして人民の營業の自由を拘束し特占業を起すに於ては不正不經濟なる失計たるを免れず故に特占業は一の特別法たるを忘るべからず然るに特占事業に於ては其収入の巨額なるよりして特別法たることを願す往々漫りに其範圍を擴張するの傾ありて佛國の如きも普佛戰爭以來頻りに諸種の事業を政府に於て特占したりしと雖も如此方法は漸次人民營業の範圍を縮少し經濟の發達進歩を阻礙するの結果は遂に國力の銷沈を來たすを免れざるなり
- (三) 特占事業は單純なる方法を以て生産し得るものならざるべからず 事業の複雑

にして消費者の嗜好に投し營業上に精緻の働きを要する事業に在ては之か管理甚だ困難且つ危険にして一定の俸給に依て就職し事業の盛衰か自己の利害に何等の關係なき官吏をして之に當らしむるには最も不適當にして消費者の嗜好に投合するを要する事業の如きは誤て其處置を失せんか忽ち政府は非常の損失を招致するか故に是等の事業は斷して政府の事業と爲すべきものに非ず即ち政府の特占事業としては須らく其管理法の簡單平易にして消費者に嗜好の變動なく又其収入に増減少く且つ永久に繼續すべきものを擇はざるべからず

- (四) 特占事業は其収入巨額ならざるべからず 政府の特占事業は右に述ふる所の三箇の條件に適合するものなりと雖も巨額の収入を得るの見込あるものに非ざれば徒に多数の官吏を要し手数煩勞を冒して其結果徒勞に終るか故に此の如きものは特占事業に適せざるや亦説明を要せざるべし
- 政府の特占事業は必ず右の四箇の條件に合せざるべからず而して政府の特占業は其國情に由て適否あり即ち一國の政治思想未だ幼稚にして人民の權利薄弱なるに反し官吏の権力強大なる國に於ては官吏の権力を一層強大にし人民の便益を願す頻りに事業の範圍を擴張し人民の利益を害する利器と官吏に與ふるもの

なるか故に甚た危険なりと云ふへし又特占業は之を起すに當りて適當なる官吏を有するや否やを考慮せざるへからず即ち此種の官吏は他の政務上の官吏と異り技術的及び幾分か商略的の知識を有せざるへからざると同時に最も清廉にして私利奸曲を敢てせざるものを撰はざるへからざるか故に特占業は官吏の徳義頗廢せる土耳其若くは支那朝鮮等に在ては之を行ふべきものに非ず

茲に亦特占業には一種格段なる方法ありて政府自から營業を爲さず特別なる會社をして請負はしむるものあり此法は佛國の摺付木業に於て實行せらるる所に於て政府は官吏を任用する必要もなく又營業上の手數煩勞の如きも毫も被らざるか故に甚た簡易便利にして能く特占法の目的を達するを得へしと雖も該法は人民の感情を害し其激昂を招致するものにして一般人民は一會社の利益の爲に犠牲に供せらるるものなりとの感情を惹起するの恐あり加之特占業に於ては必ず密賣密造を取締るの必要あるか故に會社に特占を委任するに於ては又之に對して取締上の權力を付與せざるへからず然るに會社に特占を委任するすら尙ほ且つ人民の感情を害するものなるに併せて是等の權力を付與するに於ては一層人心の嫌惡激昂を盛ならしむるに至るへし故に特占業は政府自から之に當ると

以て得策なりとす「ボリユー」氏も亦佛國の摺付木業を論じて財政上拙策の最も甚しきものなりとせり

以上消費税を汎論したるか故に各消費税に就て更に詳論せんと欲す然れども消費税は國に由りて其種類甚た多く且つ徵税法の如きも千差萬別にして一々之を論するは非常に錯綜多岐に渉るか故に茲には單に其重要なるものゝみに限らんとす蓋し消費税の大体の原則は右に論述したるか故に是に由て以て諸種の消費税を觀察せば讀者は容易に其善惡得失を判別し得へければなり

第二節 消費税各論

第一 煙草税

煙草は消費税を賦課するに最も適當なる物品にして人生の必需品に非ずして一種の嗜好品に外ならざるのみならず生理學者の説に由れば却て身体の健康及び腦力の發展を害するの有害物を含有するものなりと云へは之に課税するも決して不公正若くは苛酷に非ず尤も細民は勞働の間に之を喫して元氣を恢復するの効用あるか故に強ち無用の消費品なりと謂ふと能はざるも之を喫せされはとて決して元氣を沮喪し勞

備に堪へざるに至らしむるものに非されは其課税たる敢て不正なるものに非ざるや明なり而して該品の消費は其範圍非常に廣きか故に政府は適當なる方法を以てすれば巨額の収入を得るものなりとす尤も右に述ふる如く人生の必需品に非ずして一の嗜好品なるか故に嗜好の變遷と共に遂に滅絶に歸するとなきに非ずと雖も今日の有様より見れば其消費高は各國一般に増加するのみなれば遠き將來は測り知るへからされども未だ容易に嗜好の變化を來すか如きとあらざるへさか故に財政上一財源として適當なるものと謂ふへし今歐洲諸國に於て如何に煙草の消費か盛なるかを見るに「ボリユー」氏の説に據れば左の割合を以て消費せり

佛國	百人に付き	九〇、キログラム
白耳義	同	二五〇、
和蘭	同	二〇〇、
日耳曼	同	一五〇、
埃地利	同	一二四、
那威	同	一〇二、
丁抹	同	一〇〇、

匈牙利 同

九四、キログラム

露國 同

八三、

英國 同

六二、

伊太利 同

五七、

西班牙 同

四六、

以上述ふる如くなるか故に現時孰れの邦國に於ても之に消費税を賦課せざるものなし然れども其徵收法は各國制を異にし昔國に於ては耕作地に特別税を課する法及び收穫の重量に課する法に依れり然れども其収入は甚た少く千八百七十六年に於て僅に百八十四万二千法を徵税し得たるに過ぎず昔時「バーデン」侯國に於ては生産者より購買者の手に移轉する際に販賣税を課し「ウルデンボルク」に於ては會社税を課したりしか是等も亦其後昔國の制に倣へり英國に於ては一に關税に由て徵收し一切内國に於て之を耕植することを禁し其収入甚た巨額にして千八百七十六年に於ては一億九千五百万法を得たり我邦に於ては從來印紙税法に依り賣價二割の印紙を貼用せしめたりしと雖も其収入は僅少なりとす我邦に於ても明治卅一年より政府に於て葉煙草專賣を實施するに至れり然るに佛國其他伊太利埃地利の如きは之を以て政府の特占事業

と爲し其收入甚た巨額にして千八百七十八年佛國煙草官業の收入は三億三千万法に達し是れより原料買入及び製造の費用六千五百万法を控除するも政府の純收入に歸せるものは二億六千五百万法なるか故に租税は原價の四倍に達するものなりと云ふへし如此各國其税制を異にするも其最も善良なるものは佛國の制にして煙草税は政府の特占業として徴收するに最も適當なるものなりとす今其理由を擧ぐれば

第一 煙草の消費税は之を賦課する甚た困難にして調査を嚴密にすれば營業の自由を拘束すると甚しく之を緩弛すれば詐偽脱税盛に行はれ政府は勞多くして收入少きか故に特占業と爲すを以て便宜なりとす

第二 煙草は政府の特占業として其收入非常に巨額にして現に佛國の如き原價に四倍するの重税を賦課すると得へしと雖も普通の賦課法を以てしては到底斯かる重税を賦課すると能はず而して其收入は嗜好の變化に由りて減少するか如き恐れなし

第三 煙草業は其管理甚た容易にして製造に特殊の技術を要するとなく又格段改良を要するものに非ざるか故に之を官吏に管掌せしむるも弊害を生ずるとなし

此の如く煙草業は之を政府の特占業として最も適當なるものなりと謂ふへし然れども等しく之を政府の特占と爲すに於ても國に由りて其法を異にし伊太利に於ては特

占料を徴收して會社に製造を許可し又其利益より一割を徴收せり而して其收入は千八百七十六年八千七百万法を得たり其内七千九百五十万法は特占料の收入にして五百万法は利益の割賦にして二百五十万法は附加税より收入せるものなりとす然れども伊太利の法は既に汎論に於て詳論せるか如く幾多の弊害あるか故に決して模倣すへきものに非ず

我邦從來の煙草税は前に述べたるか如く印紙税法に依り賣價二割の印紙を貼用せしめたりしか明治廿九年三月法律第三十五號を以て之に代ふるに葉煙草專賣法を制定し明治卅一年一月より之を實施せり即ち該法に依れば政府は葉煙草の專賣權を有し人民の間に其賣買を嚴禁し煙草耕作者をして悉く之を政府に納付せしめ政府は其品質等級を鑑定して之に賠償金を下付するに在り故に煙草製造者は其原料を政府に求むるの外なく人民より拂下げを請求する時に當て政府は之に相當の利潤を加へて拂下げを爲し而して收入を得るものなりとすされは其方法は佛國に於ける煙草製造業の如く製造と販賣とを兼ねるものに非ずして猶ほ同國の鹽業と同じく唯販賣權を特占するに過ぎず思ふに我邦に於て妄りに佛國の法に模倣せすして單に販賣權を特占

するに止めたるは能く國狀及び時宜に適ひたる適當なる良法と謂ふへし何となれば政府が販賣權と製造權とを併せて特占するに於ては多額の經費を要し其手數煩勞に堪へざるのみならず從來嘗て經驗なき是等の事業に對しては其管理に任すへき然練なる官吏を缺くか故に其目的を達し得へき筈なく從て賄賂請托等の惡風は必ず併發するを免れず元來佛國政府が製造權と販賣權とを併せ有して甚しき困難に陥らす能く巨額の收入を得る所以のものは長年月の經驗に依るものにして其起原は實に前世紀の末期にして當時國內の產出は甚だ僅少なりしを以て格段の困難なくして之を開始し爾來產出額の増加して事業の擴張すると共に政府の經驗も亦大に熟し遂に此事業に慣るゝに至れり即ち一世紀の星霜を経て初て今日あるを致したるものなりとす若し我邦に於て是等の事情を顧す漫然佛國の制度に模倣し販賣製造共に従事するに於ては管理者の無經驗なるに加へて其產出額の巨額なる種類の雜多なる到底十分なる管理を行ふ能はずして其失敗に歸するや明なり是れ余が我邦の制度を以て能く圖情に適したりと謂ふ所以なり然れども現行法も未だ以て完全なりと稱するに能はず今其缺點を指摘すれば第一政府は葉煙草買收の爲めに巨額の資本を要するの不利あり第二政府は買收したる葉煙草を保管する危險と損失とを自から負擔せざるを得ず

第三葉煙草の價格は官吏の鑑定に依て定まるか故に煙草耕作者は大に其利益を制限せられ價格の評定に當て官吏と耕作者との間に紛論爭議の常に生ずるを免れず第四政府は需要者を求めて之を販賣するか爲に幾多の手數を費さるを得ず該法に於ては此の如き缺點を有するか故に之を除去する方法を講ずるは最も緊要にして是等の弊害は決して不可避のものに非ず即ち該法に於て政府が賠償金を下付して之を買收すると廢止し單に品質等級を査定して政府の倉庫に保管し葉煙草所有者か之を製造者に販賣し倉庫より引き出す時に當て相當の課税を爲し又保管中の危險損失は總て其所有者をして負擔せしむるに在り此の如くすれば是等の弊害は直ちに除去せられ政府は勞せずして安全且つ容易に多額の收入を得又賄賂請托の惡弊も之を行ふの隙隙を見出すと能はざるを得へし即ち是等の改良を加ふるは誠に焦眉の急にして若し漫然今日の儘に之を存せんか幾多弊害の簇出に遭ひ該法は遂に失敗の不幸を見るに至るやも亦未だ知るへからざるなり

第二 飲料税

飲料品も煙草と同しく人生の必需品に非ずして一種の嗜好品に屬し其消費の範圍廣く收入巨額にして千八百七十八年佛國政府の收入は五億法に達し同七十六年英國に

於ては九億法を收入し魯國も亦八億法を收入せり如此飲料税は能く財政上重要な財源たるを得るか故に最も消費税の課税物件として適宜なるものなりと云ふへし而して其種類には、アルコール性飲料と、アルコール性を含有せざる飲料との二種ありて酒精、麥酒、葡萄酒、林檎酒、梨酒、米酒の如きは前者に屬し珈琲、茶、チョコレート等の如きは後者に屬せり總て是等の飲料は其嗜好各國の氣候風土習慣人民の性質體質等に由りて異り我邦に於ては茶及び米酒を以て主要なる飲料とし佛國人は葡萄酒、林檎酒を最も多く嗜み獨逸人が日常麥酒を用ゆるは恰も本邦人の茶に於けるか如く英國人は亦麥酒、蒸酒、茶、珈琲、チョコレート等を用ゆ如此各國各其嗜好を異にし消費額に差異ありと雖も諸國を通して最も其主要なる飲料は酒類なるか故に余は専ら酒類に就て論究せんとす煙草が政府の事業に適するとは右に述べたるか如くなれども酒類に在りては煙草と異り之が製造困難且つ煩雜にして特別の技術を要するか故に之を政府の特占業と爲す國なく孰れの國に於ても製造若くは販賣額を調査し消費税を賦課するを通例なりとす佛國に於ては販賣に賦課し運轉税小賣税入市税の三税を設け巨額の酒を一時に買入るゝものに對しては運轉税を課し少量の酒を買ふものに小賣税を課せり故に此二税は決して重複するものに非ず又入市税は市邑入市税を課する場所に於て之を賦

課す左れば該税は運轉税小賣税と重複するものなりと云ふへし然れども千八百七十五年の該法改正に由りて人口一萬以上の市府は小賣税を廢して之に代ふるに入市税のみを以てせり加之佛國の酒税は甚だ周密にして是より得る所の収入は千八百七十六年に於て四億法を得たりと雖も其調査監督は非常に難事にして手数料を要すると夥しく又大に營業者の自由を拘束し而かも尙ほ詐偽脱税多きを免れず我邦に於ては營業免許税と醸造石税(即ち製造賦課)法との二種により免許税は每一期三十圓を徵收し造石税は酒類を分て三類とし第一類清酒、白酒、味淋に對しては每一石七圓を課し第二類濁酒に對しては六圓第三類燒酎、酒精に對しては八圓を課し其造石税は製成の時に於て之を査定せり故に之を佛國が販賣税を課するに比すれば其手数料にして營業者の營業を拘束すると少く又脱税の憂なきを得へし而して其収入は明治卅年度の總算に據れば二千九百八十萬圓にして消費税中第一位に位し租税中地租に亞て重要な財源なりとす畢竟該税か我邦に於て如此巨額の收入を得る所以のものは酒類の性質が外國品と大に異なるか故に其競争を受くるとなく而して其價も外國品に比して低廉なる故も邦人の嗜好に適するに由るものにして今日に於ては酒類は原價の凡そ八割に當る重税を負担せり如此酒税の負擔は決して輕からざるも尙ほ其消費額

は減少せざるのみならず却て益々増加の傾あるを見れば該税は良好なる一大財源にして尙ほ或る程度迄は其税率を引き上ぐるも収入を増加するの見込ありとす然れども増税上越に一の注意を要する點は酒類は一の嗜好品なるか故に重税の爲めに其價格大に騰貴すれば自然嗜好を變して外國品或は代用品を消費するに至り内國の市場は外國品の跋扈を被り爲めに其造石高を減ずるとなきを保せず現に近來酒税の増加よりして之か代用品の製造盛に起り其原料に供する酒精の輸入實に夥しき増加を來すに至れり故に酒税を増加せんとするに當ては須らく外國品及び代用品との關係を精査して之を斷行せざるへからず其他我邦に於ては自家用料酒の製造を許し每一期八十錢の免許料の外に一石二圓若しくは三圓釀造者の資格によりて異なる(二石以下八圓の釀造税を賦課するの法を採用せり元來自家用料酒許可の可否は酒税上の一大問題にして公正の主義より論ずれば之を釀造するの力ある者は少くとも最下等の細民に非ずして農分の生活に餘裕ある者ならざるへからず然らば是等生活に豊なる人民に對しては輕税の酒類を飲用するの特典を與へ下等の細民には重き負擔を被れる酒類を消費せしむるものにして全く負擔力に矛盾の税法と謂はざるを得ざるなり此理論上よりすれば素より自家用料酒の許可は不法悖理のものなりと雖も又實際不得已

ものなきに非ず即ち山間僻陬の地に於ては一々官吏を派して之か密造を監視すると非常困難にして到底十分なる監督を行ひ難く人民に於ても亦若し自家用料の釀造の禁止せらるゝに於ては三里若しくは五里の遠きに之を求むるに非ざれば消費すると能はざる大不便あるか故に自然法律を犯すに至るを免れず故に其可否は殆ど之を判定するに苦しむと雖も先づ現行法に於て造石高百石以上に非ざれば釀造を許さるる條規に一の特例を設け或る場合に於ては地方長官の意見に依りて百石以下の釀造を爲すと許し又自家用料酒の釀造税を普通税率より二割若しくは三割を増加せば庶幾は完全なるを得んか蓋し山間僻陬の地に於ては人口稀少にして消費高少きか故に實際百石以上の釀造を爲すも悉く之を販賣し盡す能はざるを以て釀造業を營む者なく勢ひ現行法に於けるか如く自家釀造を許可するに非ざれば人民は供給を絶つの外なければなり故に其地方の情況に應じて需要を充たす類丈の類は百石以下と雖も許可するを以て策の得たるものなりとす而して又自家釀造に普通税率より二割若しくは三割の増税を行ふは決して不當に在らず何となれば釀造業者は普通税率に由て租税を納め之を販賣して以て利益を収得しつゝある者なれば營業者の利益となるへき部分増率するは租税の爲平上當然なればなり

第三 砂糖税

五九六

砂糖も亦消費税を賦課するに良好なる課税物件にして今其理由を擧れば

第一 砂糖は人生必需の物品に非ずして一の驕奢品と稱すべき物なれば之に租税を賦課するは素より當然なりと云ふへし尤も英國の如きは一般に茶を嗜み之に砂糖を混して飲用するの常習なるか故に砂糖税は細民に至る迄之を負擔し一般の嗜好品なりと雖も既に貧富一般に嗜好する所の酒に課税するか故に下戸上戸も亦共に租税を負擔せしむるは蓋し課税の公平上必要のとなりと謂ふへし

第二 砂糖税は之を賦課する割合に容易なりとす砂糖に在ては他の物品の如く製造複雑ならずして又製造品代用品等を製造すると能はさるか故に製造額を調査して之に課税するに甚しき困難を感ずるとなく又營業の自由を拘束すると大ならざるを得へし殊に砂糖は重に熱帯地方の特産物なるか故に自國に産出せざる邦國に於ては唯税關に於て容易に之を徵收するを得へし

第三 砂糖は其消費額甚た多く又年々人民か生計の程度の進歩すると共に増加するか故に能く政府の一大財源たるを得へし即ち千八百八十七年度に於ける佛國の収入は一億六千八百万法に達し普國も亦帝國國庫へ收納せる分と普國に收めたる分

を合して二千六百万馬克に達せり而して其税率は一般に甚た重く佛國の税率は原價の一倍二割に當れりと雖も尙は年々益々消費高は増加の一方に傾けり

以上述ふるか如くなるか故に砂糖消費税は公正上より見るも又財政上よりするも良好なる一財源なりと謂ふへし然るに我邦に於ては現時此種の租税なく唯從前之に類せる菓子税ありしと雖も既に廢して今日之を存せず

菓子税の廢止は當然なる處置にして該税は雇人の數と其賣上高とに比例して課税するの法なりしか是れ甚た不完全なるものにして菓子營業者の如く汎く全國に散在し明治廿年度の調査に據れば製造者卸賣小賣人を合して總計十七万九千人に對し一々調査するものなるか故に多くの手數と費用を費し營業者の自由を拘束すると甚しく而して其収入は僅に五六十万圓を超えさるか如きは最も劣等なる税法と稱すべきなり故に我邦の如きも政府か歳入を増加するの必要あるに當りては砂糖税は先づ第一に起すべき財源なりとす而して幸に新條約に於ては内國に於て精糖の産出若くは製造に對して増税を課することを必要と看做すときは内國税と同額の關税を増課するを得るの權利を取得せるか故に何時にても外國品に特典を與ふるとなくして賦課するを得へしと雖も愈々之を課するに當りて南海諸島の内國糖業に如何なる影響を與

ふへきかは一考を要する點なりとす

第四 麥粉税

麥粉税は伊太利、埃太利、普魯亞等に行はれ伊太利に於ては之を精麥器械に課し埃國及び普國は之に入市税を課せり然れども麥粉は人生の必需品にして消費の範圍廣大なるか故に能く多額の収入を得へしと雖も前きに述べたるか如く必需品の課税は細民に重き苦痛を被らしむるか故に最も不可なるものなりとす

第五 屠肉税

屠肉税は今日獨逸の各邦に於て實施せらるゝ所にして屠肉は消費品中孰れの部分に屬するものなるかは國に由りて異り英國の如きは人民一般に日常の食物として之を消費するか故に必需品の内に屬すへきものなりと雖も我邦の如きは驕奢品の内に屬せしむへきものなりとす故に屠肉税の可否は國に由りて異り消費一般ならずして嗜好若くは驕奢に屬する邦國に於ては之に課税するは正當なりと云ふへし然れども此等の國に於ては屠肉は重みに都市に於て消費せられ村落に於ては其消費稀なるか故に之を國税と爲さんよりも寧ろ地方税と爲すを以て適當なりとす

屠肉税の徴収法に種々あり第一入市税を課するもの第二屠殺場に於て其重量を検査

して之に課するもの第三獸畜の賣買に課するもの等の種々あれども密屠殺の監督を嚴重にするを得は屠殺場に於て之を課するを以て最も便利なる方法なりとす

第六 醬油税

鹽税に就ては先きに官業の部門に於て論じたるか故に再び茲に贅せず今日我邦に行はるゝ醬油税は鹽税に類似し食物に鹹味を添ふる爲めに必需品として消費する物なりとす

醬油税は明治の初年釀造税として賣上代金の千分の二を徴収したりしか明治八年其必需品たるの故を以て一旦之を廢止し十八年再び之を設けしり現行法に於ては製造所一ヶ所毎に營業税として五圓を徴収し又造石税として醬油は鹹味に鹽は製成に、每一石一圓を賦課せり而して又自家用料として釀造するものに對しては何等の負擔を課するとなし即ち該税は伊太利佛國の鹽業に比すれば税率重からず又需要の自由を拘束せざるか故に格段弊害の生ずるを見ずと雖も之を重課するに於ては下等細民の苦痛を増加するか故に今日の税率以上に増加すへきものに非ず

以上諸國に行はるゝ重要な消費税に付て略は講究を終りたるか故に終りに隨んで一言すへきとあり即ち消費税は必需品以外の物品に在りては之に課税すると不公正

ならずと雖も妄りに小額の収入を得るに過ぎざる財源に課税するは決して策の得たるものに非す何となれば是等は唯徒に政府の手續煩勞を増加するに止まり人民の感情を害するものなるか故に其課税物件は宜く巨額の収入の見込あるものを選択せざるべからず而して亦是等の物品と雖も妄りに其収入を増加せんとして重税を賦課するに於ては其結果密賣密造等の不徳なる行爲を誘起するに至るべく或は又之か代用品の製造を促し好財源を失ふに至るべく然らざるも重税は遂に消費額を減少し従て収入を減殺するか故に税率は宜く之を適度に止めざるべからず然らば幾許を以て適度と稱すべきかと云ふに即ち消費品の性質と其國の事情に由りて異なるか故に學理と事實とに徴して之を考査するの外なきものなりとす

第二十章 使用物税(直税消費税)

使用物税とは消費者の使用する物件に直接に賦課する所の消費税と云ふ其間接消費税と異なる所は前章に論述したるか如く第一租税の轉嫁する否と第二消費者の納税力に比例する否と第三消費物の耐久なる否とに由りて異なれり而して使用物税は主として富者の使用する物品に課するか故に又之を購者税とも云ふ

購者税は一時歐洲諸國に於て一部の學者及び道德家の盛に唱道したる所にして負擔の公平の點よりするも又風俗の矯正上よりするも必要なる課税なりと論し一時世人は其名の美に眩惑したりと雖も是れ唯俗耳に入り易くして財政上甚た稱賛すべき租税に非ず蓋し購者税は到底多額の収入を得ると能はざるものにして政府の手續甚た多きを免れされはなり即ち孰れの邦國に於ても富民は唯國民の一小部分に過ぎざるか故に是等の富民が使用する物品に課するも多額の収入を得ると能はざるや明なり而して若し亦其収入を増加せんとして妄りに税率を増加するに於ては然らざるも購者品の多くは之を隠匿すると容易なるか故に益々課税物件を曖昧にし政府の手續は愈々増加して収入は却て減少するに至る加之購者品は時好の變化風俗の變遷と共に常に變動するものなるか故に一時相當の財源と認めたるものも忽ちにして全然廢滅に歸するところあるべく之に重税を課するに於ては益々其變動を速かならしむるものにして是等の好適例は英國の髮粉税に於て能く之を證するを得へし即ち英國に於ては千七百九十五年始めて該税を設置し千七百九十六年に於ては二十一万磅の収入を得たりしと雖も千八百六十八年には僅かに一千〇〇二磅に減少したるか故に遂に千八百七十年之を廢止するに至れり要するに購者税は其隱蔽を少からしめんとするに

は必ず輕税を課せざるへからざるか故に収入少く又重課すれば却て益々収入を減するものなれば國家の財源として良好なるものに非ざるや明なりと云ふへし以下少しく歐洲諸國に行はるゝ該税に就て述ふる所あらん

第一、金銀器具税 金銀器具税は今世紀の初めに方りて普國に於て行はれたりしと雖も其収入は誠に僅少にして施行以來僅に四年にして千八百十二年之を廢止せり現時佛國に行はるゝ該税は購奢税と云はんよりも寧ろ手数料と稱すへきものにして金銀器は一切政府の檢證を經へきものなりとし其品質を混合金屬の多少に由て金器を三類に銀器を二類に區分し金器は「エクトグラム」毎に三十七法五十「センチ」銀器は「エクトグラム」毎に二法を徵收し之に檢印を施せり而して營業者は政府の檢印に由て其品質を保證せらるゝか故に賣買上非常に便利を得て格段弊害を認めず

第二、家僕税 英國に於ては千七百七十七年以來之を施行し佛國も亦嘗て之を施行したり該税は家僕を使役するは其富裕を表證するものなりとの理由より課するものなれども其収入僅少なるのみならず僕婢を以て犬馬と同一視するの嫌われは人權の尊重上良好なる租税と謂ふへからず

第三、車馬税 自用の車馬は所有者の富裕を示す一の表證にして隱匿する能はざるものなるか故に徵稅容易にして購奢税としては善良なるものなりと謂ふへし

第四、遊藝税 遊樂の爲めに特權を爲すは富者非されは爲す能はず而して特權は公衆の安寧上警察の取締を要するものなるか故に之に課税するは正當のとなりと謂ふへし

第五、犬税 犬は特權と同しく公衆上取締を要するものなりとの理由を以て佛國及び英國の如きは現に之を施行せり

第六、骨牌税 骨牌は遊樂の爲めに使用するものなるか故に之に課税すると必ずしも不當ならずと雖も其収入は誠に僅少にして佛國の如き之を施行し一具五十「センチ」を徵收すと雖も僅々二百萬法内外の収入を得るに過ぎず

要するに購奢税即ち使用物税は巨額の収入を得る能はずして徒に手数多く嚴密に之を行ふに於ては被稅者として家宅搜索の壓制に服せしめざるを得ざるものなるか故に之を賦課せんとするに當りては第一隱匿し難き物品第二時好の變化風俗の變遷と共に其収入を減少し若くは減絶に至らざるものを選択せざるへからず而して能く此條件に合する所のものは遊藝車馬税等にして他に舊來より行はれたるものにして

格段美善を生ぜざるものは必しも之を廢止するに及はずと雖も漫然是等の小財源を増加して人民を束縛し政府の手数を増加するか如きは財政上策の得たるものに非ず

第二十一章 關稅

關稅とは内國及び外國の貨物が國境を通過するに當て賦課する所の租稅を云ふ關稅は其種類を分て第一輸出稅第二輸入稅第三通過稅の三種とす輸出稅は内國より外國に輸出するものに賦課する租稅にして輸入稅は外國より内國に輸入する貨物に對して賦課し通過稅は甲國より乙國に輸送する貨物が丙國を通過するに當りて賦課する所の租稅を云ふ

關稅を論するに當りては先づ其賦課したる租稅の負擔が孰れに歸着するかを究めざるへからず關稅の歸着は尙ほ消費稅の歸着の如く貨物の販賣者は唯一時租稅の立換に止まり結局消費者の負擔に歸するものにして廣き意味に於ける消費稅の内に編入すべきものなりとす即ち輸出稅に在ては輸出國の輸出商人は一時租稅を代納するに止まり遂に輸入國の消費者に歸着すべく又輸入稅は貨物を輸送せる國の商人は之を負擔せしめて輸入國の消費者之を負擔するを以て一般の原則なりとす然れども亦時

に之に反するとなきに非ず即ち外國市場に於て外國商品と競争し之に勝を制せんとする場合に於ては輸出國の商人自から之を負擔し消費者に歸着せしめざるにあり輸出稅は嘗て歐洲一般に行はれたるとありしと雖も漸次之を廢止し今日尙ほ之を存するものは主に伊太利瑞士等の一二國に過ぎず元來關稅は右に述べたる如く輸入國の消費者之を負擔するものなるか故に内國に於て輸出稅を賦課するは外國人より消費稅を徵收すると同じく甚た有利なるか如くなれども今日に於ては到底之を行ふと能はざるに至れり即ち現時國際間の通商貿易は非常に發達し各國皆外國市場に於て自國商品の販路を擴張し他國の競争品を壓倒して勝を制せんとするには其物品の價格低廉ならざるへからず然るに輸出に當て之に租稅を賦課するに於ては其價格は騰貴するを以て外國の市場に於て他國の商品と競争するの力を殺き販路の區域を縮少し内國産業の發達を害せざるを得ず即ち輸出稅は外國貿易を阻礙する拙策の甚しきものにして自己の手を以て腹を割くの愚と毫も擇ふ所なし而して今日に於ては商路の擴張に熱心なる諸國は重要なる輸出品に對しては内國に於て一旦賦課したる租稅も戻稅の法に依りて輸出の際之を輸出者に返戻し此の如くにして尙ほ外國の市場に自國商品の販路を開拓せんと努むるに至れり

然れども輸出税も全然之を廢止するの必要あるに非ず特殊の場合に於ては寧ろ賦課するの必要あるものなり今其場合を舉れば

第一 一國の利益上産輸出の不利なる貨物に對しては之を抑制する爲めに輸出税を賦課せざるへからず例之は工業上必須の原料たる鐵、石炭等の如きものにして内國の生産豊富ならざる場合には之か輸出を一個人の自由に放任せんか是等の人民は國家的の觀念なく唯自己の利益を得ん事にのみ勉め從て採掘すれば從て輸出し國家永遠の利益を傷耗するを免れざるか故に如此場合に於ては須らく輸出税を賦課して之か輸出を抑制し國家永遠の利益を保全せざるへからず是れ千八百四十二年以來英國か石炭の輸出に輸出税を賦課せる所以にして、マクローグ氏の如きは之に反對し英國の石炭は二千年間今日の儘に採掘するも尙ほ其供給を減ずるとなき無盡蔵の富源なるに妄に遠き將來を憂慮して即時の利益を放棄するは杞人の憂なりとて大に非難したれども其策の果して適當なるものなるか否かは論題外に涉るを以て暫く之を措き孰れの邦國に於ても國家の利益上不利なる場合に於ては其れ等の物品に輸出税を賦課して之を抑制するは緊要のとなりと謂ふへし

第二 或る種の貨物か其輸出國の特産物にして地味、氣候等の關係より到底他國に於

ては之を生産すると能はざるものあり例之は伊太利の硫黄、ブラジルの珈琲、ペリウの「グワノ」及び硝磺鹽、印度の阿片等の如きは氣候及び地質の特殊なる天恵に由り産出する物なるか故に其價格の騰貴するも外國市場に於て之と競争する者なく輸出は恰も外國人民より消費税を徴収すると同一の利益を得へしか故に之を賦課するは策の得たるものなりと謂ふへし然れども茲に一の注意を要する點あり即ち是等の貨物と雖も過重の輸出税を賦課するに於ては世界の廣き必ずしも他に生産する場所なしと限らざるか故に遂に競争者を出し爲めに壓倒せらるゝとなきに非ず即ち埃及の如きも「グワノ」を産し、「ボリグヤ」の如き亦硝磺鹽を産出し唯是等の國に於ては「ペリウ」の如く多額を容易に産出すると能はずと云ふに過ぎず而して又他に全く競争者なき特産物と雖も其代用品を生ずるとあるを覺悟せざるへからず現に彼の錫蘭島より英國に輸出する肉桂の如き千八百三十三年以來之に「ルーブル」毎に三志の重税を賦課したるを以て遂に肉桂に代ゆるに「カフシア」なる代用品を生ずるに至れり故に若し「ペリウ」の如きも「グワノ」硝磺鹽等に對して過重の輸出税を課し其價格騰貴せんか從來之を消費したる歐洲の農民は之に代るに他の天然若くは人造の肥料を採ふに至るや明かなり故に自國の特産物と雖も其輸出税の税率を定

ひるに當りては須らく諸般の事情を參酌して然る後ち適當なる割合に止むるに非されは遂に外國市場より驅逐せらるゝに至るを免れず

以上述ふる所の二箇の場合に於ては之に輸出税を賦課するは外人の富を自國に吸収するものなるか故に最も策の得たるものなりと雖も此他の場合に於ては輸出税は必ず之を廢止すへきものなりとす

輸入税は先きに述べたる如く外國貨物の輸入に賦課する租税にして其納税者は内外國の輸入者なりと雖も負擔者は或る特殊の場合を除くの外總て内國の消費者なりとす抑も輸入税は關稅中の最も議論多き點にして其課税の目的も國に由りて異なり往時重金主義の一時歐洲に盛んなりし時代に於ては各國は皆輸出の輸入に超過し輸出額より輸入額を控除したる殘額は正貨を以て國內に流入するか故に其額丈國富を増加するものなりとて輸出入の平均は經濟自然の理勢なることを覺らす努めて輸入を防遏し輸出を獎勵せんとして盛に輸入品に重税を賦課したりしか前世紀の後半期に當り、アダムスミス氏出て、此謬信を喝破し自由貿易の經濟の原則に適合して又各國人民の利益を最も能く増進するとを唱道したるより以來重金主義の謬信は茲に覺めたりと雖も自由貿易と保護貿易との利害得失に付ては爾來學者の論題に上り甲論

乙駁殆ど其歸着を見る能はず北米合衆國の如きは最も熱心なる保護主義の國にして内國産業を保護する爲めに盛に外品の輸入に對して重税を賦課せり如此自由保護貿易の利害得失は今日經濟上の大問題にして之を詳細に論究するは最も趣味ありて且つ必要なれども本論に於て之を細論するは枝葉に涉るの恐あるか故に余は唯茲に其梗概を述ふるに止めんとす

自由貿易論者の論旨に曰く自由貿易は最も經濟の大則に適合せる善良なるものにして造物主の巧妙なる配劑は各國各其地味風土に由り又人民の才能技倆に依りて各別なる長所優所を有するものとす故に此長所優所を利用し人類をして最大なる幸福を得せしめんとするには須らく各國の牆壁を撤去し彼の長所は我之を利用し我の優所は彼をして之を利用せしめ有無相通するの途を開かざるへからざるや明にして之を學理上より論するも分業の利益あるは經濟上應ゆへからざるの眞理なりとす然るに之に背反して實際自國の地味風土人民の技倆に適應せざる所の産業を保護するか爲め輸入品に對して重税を賦課し強て高價の貨物を消費して當然享有し得らるへき利益を放棄するか如きは愚策の極にして是等短所とする所に盡瘁する無益の勞苦を以て自國の長所とする事業に注ぎ其生産を増加せんには損を變して益と爲し他國の特

産物を廉價に消費して利益すると同時に又自國の特産物を多く産出して利益を受くるを得へし故に國際間の貿易に於ても分業は自他兩國を利益するものにして政府か之に干渉するは經濟自然の發達を阻礙するを免かれず現に英國の如きは其輸入税は往時非常に煩雜を極めたりしに漸次之を改正し自由貿易策を取るに及んで商業は年を逐ふて隆盛に赴き今日に於ては國際貿易の覇權を握れるに見ても之を證するを得へし然るに何を苦んで保護税を賦課せんとするか且つ又公正上より云ふも保護貿易は最も不當なるものにして保護税の爲めに内國に於ける貨物の製造者販賣者は他國生産品の競争なく利益を占むるを得へしと雖も一般消費者は實に不幸の地に擠ぬれらるゝものと云はざるを得ず何となれば若し保護税を賦課せざらんか消費者は低廉の外國品を自由に消費するを得へしと雖も一度保護税を布て之を杜絶するに於ては消費者は不得已高價なる内國生産物を消費せざるを得ざるか故に消費者の利益は生産者の爲に犠牲に供せらるゝものと云ふへし尙ほ又保護税は内國の工業上に如何なる影響を及ぼすかを觀察するに是れ亦有害無益にして原料品の輸入に對して輸入税を賦課するは尙ほ内國に於て消費税を原料品に課すると同じく其價格騰貴するか故に是等の原料を使用する所の製造家は大に困厄を招かざるを得ず彼の千八百七十

年前佛國の「ラタール」「カレー」「ムルウ」等の都府に於て叛旗を掲げたるは皆此種の關税に窘めるに由るものにして原料品の價格騰貴の爲に製造業に適する國柄と雖も其長所を發揮する能はずして空しく市場を外國の爲めに特占せらるゝに至る故に之を救正する方法として戻税と稱し其生産に供したる原料の多寡に應じ輸出の時に對りて一度課税したる輸入税を拂戻すの法を案出したりと雖も製造家は之を輸出するに當りて課税原料を多額に使用したる外見を裝ふて詐偽を行ひ政府より多額の拂戻を受けんとして弊害頻りに行はれ又實際製造家に在ても一度負擔したる輸入税の利子の補償は之を何處にも求むる能はざるの不便ありき此に於て又此不便を避くるか爲めに次て行はれたる改良法は再び輸出すべき原料に對しては暫時輸入税の賦税を延期するとを許し一定の期間を設け其期間に輸出するに於ては全く關税を免除するの法を採りたりと雖も製造家の營業は大に拘束せらるゝを以て到底其不便を剪除する能はざりき而して是等の不便は工業組織の進歩して分業の益々行はるゝと共に愈々廣く瀰蔓するものにして一國産業の進歩を害する實に計るへからざるものあり由此觀之保護税の賦課は之を經濟上より論するも又公正上より論するも絶対に非認せざるへからざるものなるや明なり而して自由貿易に在りては能く是等の弊害なき

を得るのみならず人類一般の幸福上に大裨益を與ふるものにして各國各其長所を揮ひ分業の法に依りて經濟上互に相扶掖し一國孤立の不利なるを益々明確ならしめ若し國際に齟齬を生し俱に干戈に訴ふるに於ては彼我兩國の經濟上に及ぼす害毒不測なるか故に自然人心の意嚮を平和に導き流血積屍酸鼻に堪へざる野蠻的行爲を避け人類を高潔善美に導き平靜溫和なる樂境に近つかしむるを得へしと

以上自由貿易論者の主張する重なる理由にして其説く所間然する所なきか如くなれども未だ全然之を是認すると能はず何となれば今日の世界は列國分立の時代に屬し各國各皆愛國なる觀念を以て互に相對峙し自國の富強を計るは現時の社會に於ける國民の立ち場にして貪婪なる邦國は往々貧弱なる邦國を窘め此を侵略し此を吞噬し尙ほ且つ自國の富強を圖るに汲々たり既に一國を形成する以上は其獨立發展の爲めに必要な富力必要な武力は必ず之を具備せざるへからず徒に人類最大の幸福を論議し世界の平和を確保するか爲めに經濟上の獨立を放棄せんとするか如きは今日の社會に處する道と知らざる腐儒の空論と謂はざるを得ず然らば一國の富力を進め一國の武力を強大ならしむる爲には必ず之に對する適當なる方法と擇はざるへからず凡そ經濟の發達は之に對する適應なる施設を待つて發達するものにして如何に後

來一國の富源たるへき財源ありと雖も之を委棄して扶掖するとなきに於ては到底其發達進歩を見る能はず故に政府は其適宜の保護を與ふるは誠に必須の事にして今日の如く列國經濟上の競争激甚を極むる時代に於ては殊に然りとす故に若し純然たる自由主義に據らんか他國に於て現に隆盛なる事業は假令自國に於て後來有利の事業と雖も空しく放棄せざるを得ず何となれば他國に於ては既に其事業發達して之か經營に熱達するに反して自國に於ては尙ほ微々たる有様なれば競争場裏に於て之と角逐せんとするは恰も三尺の童兒をして壯丁と角逐せしむるに等しければなり故に其事業の性質如何を論せず百般の事業都て悉く保護税に依りて之か發達を計らんとするか如きは自由貿易論者の論するか如く經濟上所以なき妨害を與ふるものなりと雖も將來有望なる事業に對し之を保護する爲めに關稅の力を藉るは即ち必要の策なりと謂ふへし且つ又今日世界の形勢は各國其外面に於ては平和を裝ふと雖も恐るへき暗潮は常に下層に急流して一朝釁隙の乘すへきわれは忽ち狂風怒濤を呼び起し恰も噴火山頂に起臥するか如く其危険なる決して無事平和を謳歌すへき時に非ず即ち一朝國際間の紛議結んで解けさらんか之を決する所のものは唯一の干戈にして此時に當りては既に已に自由貿易論者か所謂分業の法に依りて各國互に相扶掖すると能

はす經濟上亦自から個々別々に運爲せざるを得ず然るに若し自由主義に據て内國の産業を保護せず一切放任して外國の供給に依頼したる國に於ては其供給忽然杜絶するに於ては如何にして一般の需要を充たすへきか事茲に至れば兵戦上の争闘は先づ經濟上の方面より崩壊し來り假令平時に於ては其國の長所とする産業を以て外國市場に利益を占むるも一朝事有るに當りては切齒して他國の凌辱を甘受せざるを得ず蓋し百般の産業皆悉く自國に於て經營し他國の力を藉らずして獨立單行せざるへからずと謂ふに非ざるも有事の日經濟上の窘迫の爲めに拱手して他國の屈辱を被らざるを得る丈の施設は國家の自衛上必ず行はざるへからざるものなりとす且つ又自由貿易派の論者は頻りに保護税は或る特殊の産業家を利益し爲めに消費者に高價の物品を消費せしめ小數の爲に多數を犠牲にするものなりとて非難すと雖も是れ唯一時の事にして其初め消費者は不利の地に立つへしと雖も保護の結果産業漸次發達し能く外品を壓倒し得るに至れば生産品の價は自然下落すへきか故に消費者は従前に優さる利益を受くるとを得へし即ち保護税は一時消費者を苦しめ永久に之を利益するものなりと云ふへし要するに保護税か世界的經濟の自然の發達を阻礙し一時と雖も消費者を不利の地に置くは蔽ふへからざる缺點なりと雖も唯列國對峙の今日の社會

に於て國家か特殊の産業を保護するは自國の永存獨立の爲めに實際已を得ざる策にして即ち自由主義は貿易上の原則にして保護主義は例外の場合に屬するものと云ふへし而して保護税を以て内國産業を保護するに當りて茲に最も注意を要する所のものなり即ち保護税の性質たる上來述べたるか如きか故に既に其國の産業發達し能く外品の壓倒に堪ふるに至れば宜く速かに之を撤去せざるへからず然らざれば是等の産業者は外國品の競争なきか故に擅に利益を壟斷して消費者は常に不利の位地を脱する能はず又經濟上に及ぼす弊害も夥しければなり然れども之を廢止するは容易の業に非ず産業家は其保護に甘して永久保護に依るとを得るものなりと妄信して小成に安し又事業の發達進歩を企圖せず政府の當局者は情實纏綿の爲めに遲疑し不知不諳の間に幾多の弊害を醸生するものにして卓越なる眼光と果敢の英斷ある者に非ざれば適宜の時期に於て斷然之を廢止し産業をして益々發達せしむると能はざるなり

以上貿易政策上より輸入税に就て概論したりと雖も輸入税は單に貿易政策上の必要のみに由り賦課するものに非ずして又財政上の必要より當然賦課すへきものなりとす何となれば内國に於て生産する所の各種の消費品は租税を負担するか故に外國品

の消費に對して又之に課税するは租税の公平上當然にして若し之に租税を賦課せざるに於ては外國品は内國品に比して其租税額丈貨物を廉賣するとを得るか故に内國品は外國品と競争すると能はずして恰も政府は外國品に對して特別の保護を與ふると同一の結果を來たすへければなり加之内國の消費税は之を賦課するに手數煩勞甚しと雖も輸入税は一定の場所に於て容易に之を徵收し又巨額の収入を得るものなるか故に自由貿易の主義を取る所の國と雖も皆之を賦課せざるはなし故に財政上輸入税を賦課するに當りて二三の注意すべきとあり第一。輸入税は奢侈品に重くして必需品に輕課すべきものなりとす是れ負擔の公平を得るの途なればなり第二。輸入税は精製品に課し生産の原料品に對しては最も輕税を課するか或は專ら出來得る限りは免税するとを要す何となれば既に前述せるか如く原料品の課税は内國の産業を阻礙するものなるか故に此弊害を除去せんとするには租税を減せざるへからされはなり第三。輸入税は多額の収入を得へき貨物に課し少額の収入を得るに過ぎざるものに對しては簡易なる輕税を課するを得策なりとす何となれば既に本編第十九章に於て述へたる如く手數煩勞費を要する多きに止まり其結果徒勞に歸するに至るへければなり之を英佛等に於ける輸入税に見るに収入の大部分を占むるものは僅々二三の物品

にして千八百七十六年英國關稅の總收入は千九百八十九万六千三百八十六磅にして内千九百二十万六千九百四十七磅は茶、珈琲、火酒、葡萄酒、烟草の五種の輸入税にして總収入の九割六分強に當り佛國に於ては千八百七十三年の關稅總收入二億千八百萬法にして内一億六千五百八十萬法は珈琲、砂糖、油及び石油、石炭、木炭、椰子の五種にして總収入の七割六分強に當れり

輸入税の性質は略之を論し終れるか故に次に輸入品の賦課法及び其稅率か如何なる方法に依りて定まるかを論究せん

輸入税の賦課法に二種の方法ありて一は從價税と稱し輸入品の價格に應じて之を賦課し一は從量税と稱し輸入税の重量に由りて之を賦課するものなり從價税には又輸入税の原價に因るものと賣買價格に因るものとの二種ありと雖も原價に因るものは甚た稀にして通常其賣買價格により輸入者をして先づ之を申告せしめ稅關か至當と認むるときは直ちに是に由て輸入税を賦課し若し不當と認むるときは評價人をして評價せしめ申告人と收入吏との意見一致せるときは稅關に於て之を買上くるとあり從量税も亦單に其重量に因るものど輸入品の品位を數級に區分し各級異りたる稅率を課するものとの二種あれども各國の輸入税に於て單に重量にのみ因るもの尠く

多くは其品位に因りて税率を異にせり今是等の得失を考覈するに各一長一短ありて孰れも完全無缺なるものと認むる能はず即ち従價税の長所を擧れば第一。従價税は最も能く課税の公平を得るものにして租税は須らく其課税物件の價格に比例せざるべからざるとは租税上の大原則なりとす然るに重量税は其重量を標準とするものにして重量は其價格を表示するものに非ざるか故に不公平の課税たるを免れず故に輸入税は其價格に由りて課税する従價税を以て完全なるものと云ふへし第二。従價税は社會政策に合するものにして従量税は之に反するものなり何となれば重量税は其重量を標準とするものにして粗品は其重量大にして精巧品は其重量小なるを通例とするか故に細民に需要多き粗品は重税を負ひ富民に需要多き精巧品は輕税を擔ふに過ぎずして消費者の納税力に背反する不公正の租税たるに至る故に輸入税は須らく従價税に由り高價なる精巧品に重く低廉なる粗品に軽くせざるべからず以上従價税の重量税に優れる理由にして理論上決して非難すへき所なしと雖も之を實施するに當て其實は大に之に反するものあり即ち第一。従價品は物品の價格に比例するか故に公平なりと云ふと雖も是を實施するに當て各種の貨物に一々公平なる評價を爲すと難しか故に之を奇貨として納税者は詐偽を逞うし納税者と官吏との間に常に紛論争議の

絶ゆるとなく従て國際間の貿易を阻礙する決して尠なりとせず第二。従價税に於ては課税の標準は一に税關吏の意思に由りて決するものにして甲税關吏の評價と乙税關吏の評價と其寬嚴を異にするか故に輸入は皆納税者に利なる税關を經由して行はれ政府の収入上に大なる影響を與ふるなきを得ず第三。従價税を施行するに於ては政府は税關費を要する多きを免れす何となれば重量税に比すれば其手數煩雜なるか故に多くの官吏を要するのみならず又其官吏は市場の状況に最も能く通曉せる者を要し俸給の如きも多額を支給せざるを得ざるべし第四。従價税を施行するに於ては税關吏の敗徳の行爲を撲滅するの惧あり何となれば貨物の評價には一定の準則なきに非されども税關吏の意思に由りて決する範圍廣きか故に容易に税額を増減を爲すとす得へし故に納税者は賄賂苞苴を以て課税の減せんとを計り官吏は私慾の爲めに眩惑せられて奸曲を敢てするに至る是等の弊害は常に税關に於て見る所にして殆ど税關の通弊なりと云ふへし故に之を矯正する爲めには従量税に由りて其準則を嚴密にして官吏の意思に由りて決する範圍を狭少に爲さるべからず以上述ふる如くなるか故に従價税は唯其名美なるも其實之に伴はざるか故に輸入税の賦課法は須らく従量税に由らざるべからず而して従量税の弊害とする課税の不公平も品位の等

級を設けて其價格に比例せしむるを計り又時々物價の變動に應じて之か改正を行は、其缺點を全然除去するを得ざる迄も大に矯正の實を擧ぐるとを得べきなり
 今歐洲諸國に於ける輸入税の賦課法を見るに其初めに於ては皆從價税を採用したりしと雖も其施行の困難なるよりして漸次之を從量税に改正し英國は千八百六十年獨逸は千八百六十五年當時尙は鐵道運搬物のみは從價税に由りたるも是又千八百六十九年改正して從量税と爲せり佛國は千八百八十一年澳國は千八百八十二年斷然是を决行し今日尙は從價税に由るものは白耳義和蘭等一二の國に止まり保護貿易國として有名なる北米合衆國も今尙は之を存すと雖も從價税の跡を絶つに至るは蓋し遠きに非ざるへし

輸入税の税率を定むるには二種の方法ありて一は獨定税率と稱し一國か内國の法律を以て隨意に之を定むるものにして一は協定税率と稱し外國との通商條約に於て之を協定したるものにして其條約の改正に至る迄は一國か隨意に改正を行ふ能はざるものを云ふ方今最も汎く行はるゝ所のものは協定税率にして我邦の如きも亦此協定なるか故に隨意に輸入品に對して重税を課すると能はず獨定に由て税率を定むるものは魯國及び米國にして是等の國に於ては若し保護策を以て外品に重税を課せんと

する場合に於ては隨意に之を變動することを得へし是等二法の得失を考ふるに經濟の程度既に大に發達せる邦國に於ては協定法に依るへしと雖も經濟の發達未だ幼稚にして其通商する諸國が孰れも皆自國の上位に在る場合に於ては獨定法に依るを以て得策なりとす何となれば協定税率は條約上相互に同等の利益を享有せんと云ふに在るか故に經濟の發達か甲國は乙國の上に在らんか同等の利益にては到底乙國は甲國に拮抗する能はずして爲めに壓倒せらるへければなり即ち協定税率は對等國に最も適合するものなりと雖も經濟の發達幼稚なる邦國に於ては獨定税率に由りて隨意に其税率を定むるの權を有し以て内國の産業か外國税の爲に壓倒せらるゝを防ぐに非ざれば其國の經濟を速に發達せしむると能はざるものなりとす
 輸入税率には又普通税率と特別税率との區別ありて普通税率とは其輸入の孰れの通商國よりするを問はず總て一般普通の税率を賦課するものにして特別税率は之に反し通商國に由りて各其税率を異にするものを云ふ協定税率の國に於ては其税率は兩國間の條約に依りて定まり特別税率の場合多しと雖も獨定税率國に於ては普通税率と通例とす然れども所謂關稅戰爭に由りて特殊の國の輸入税に對して特別に重税を賦課することあり

通過税は先きに述べたる如く甲國より乙國に輸送する貨物丙國を通過するに當り之に賦課する租税にして舊時に於ては一般に之を賦課したりしと雖も漸次其不利なるを知り之を廢止するに至れり元來外國の商品が其國を通過するは大に其國に利益あるものにして貨物聚散の頻繁は大に其國の經濟を發達せしめ從て其國の富を増加するものにして貨物の輻輳は其國を商業上の中心とし又其運搬より國人が得る所の利益決して少からず現に香港が最爾たる一小島を以て其商業の隆盛優に東亞に冠たる所以のものは偏へに貨物聚散の頻繁なるに職由し西は歐洲及び印度、暹羅等より南は濠洲諸國東は亞米利加、日本、支那、朝鮮等より貨物は此中心點に聚まり而して後ち初りて需要地に分配せらるゝ有様なるか故に地味確にして面積狭く人口僅少なりと雖も其商業の隆盛なる經濟組織の完備せる實に驚くべきものあり是に由て見るも通過税の有害無益なるや炳然として明なり

以上關税の論究を終りたるか故に參考の爲め各國輸出入總金額及び税關收入を左に掲げん

國名	年代	輸出額	輸入額	關稅收入
合衆國	一八八六年	六六五、九六五、千圓	六三五、四三六、千圓	二一〇、〇〇〇、千圓

英國	同	一、五四二、三五八、千圓	一、七四六、九〇五、千圓	九八、五〇〇、千圓
佛國	同	六六〇、〇四六	八四六、八七三	六五、九四三
獨逸	一八八五年	七二八、八一四	七四七、四九二	六三、四七九
伊太利	同	一八九、一六一	二九一、五五三	四六、五二〇
埃太利	同	三三六、〇四二	二七八、九七四	三三、一七二
西班牙	一八八四年	一二三、八三八	一五五、九二九	二六、二六八
白耳機	同	二六七、五〇〇	二八五、一四〇	五、一〇一

第二十二章 記録税及び印紙税

記録税及び印紙税は間税の一種にして財産に關する權利行為に賦課する所の租税を云ふ例之は動産不動産の相續、讓與、賣買等の行為に課するものは是なり其財産税と異なる所は財産税の如く財産其物に賦課する所の租税に非ずして其行為に課するものなりとす余か該税を以て間税の一種なりと謂ふ所以のものは此差異あるに由るものにして即ち第一富の直接現象に課するものに非ずして其間接の現象即ち行為に賦課するものなり第二該税は納税者必ずしも負擔者ならずして其歸着は外部の事情に由りて

變動す第三。該税は其行爲に課するものなるか故に納税の時期一定せず以上の理由あるを以て該税は當然間税の内に編入すべきものなりと謂ふへし然るに或る學者は之を以て直税間税より分離して別に第三種の租税として直税間税以外に置く者ありと雖も余は何故に之を分離するの必要あるかを知るに苦しむ然れども該税は之を消費税と同一視すると能はず其孰れも行爲に課する租税にして消費税は消費行爲に賦課し該税も權利行爲に賦課する點は大に近似せりと雖も消費税の課税物件は動産なるに反して該税の課税物件は獨り動産のみに限らず不動産をも課税物件と爲すか故に消費税に比すれば其範圍は廣大なりと云ふへし

記録税印紙税と手数料とは往々混同し易くして之か區分明瞭ならざるの嫌なきに非されども余か前編第五章に於て詳論したるか如く手数料は一個人の請求に由り政府の與ふる勤勞の報酬として徴収するものにして其實費を超ゆるものなるに反して該税は實費以外に徴収するか故に此點に於て二者其性質を異にせり

次に又記録税印紙税は財産の權利行爲に對して賦課する點に於ては二者同一なりと雖も稍々其趣を異にするものあり今其別を擧げれば印紙税に於ては人民は制規の印紙を契約證書に貼用するのみにして政府は其納税の當時之に干與せず唯他日契約上に

紛議を生ずる場合に其契約上の權利を遂行するを得る保證を與ふるものなりとす記録税に於ては之に異り管に紛議の場合に權利を保護するのみならず其權利行爲を行ふには必ず政府の手數を煩はすことを要し政府は其證書を登録し之を監守するか故に相互の間に交換せる證書を紛失するも登録簿に依りて權利者は十分其權利を主張するを得へし登録税の起原は遠く羅馬時代に濫觴し今日汎く諸國に行はるゝ所にして我邦に於ては明治十九年八月始めて登記法を制定し地所建物船舶の賣買、讓與、賃入、書入は總て登記を経るに非されは第三者に對して無効なりと爲せり印紙税の起原も亦羅馬帝王「デヌスチニヤン」の時に濫觴せりと唱ふる者あれども確然たる證據なく十七世紀に於て荷蘭に始まれりと云ふ説を以て眞に近しとす即ち當時荷蘭政府は人民に苦痛を感せしむると少くして多額の収入を得へき租税を懸賞を以て汎く人民より募集したりしに其課題に應じ同國人の發明したるものは即ち該税法にして爾來汎く各國に行はるゝに至り我邦に於ても明治六年以來之を施行し總て財産の授受及び契約を證明する證書帳簿等は必ず印紙を貼用すべきことを規定せり印紙税には二種の方法あり一を職員印紙税と稱し權利行爲を規定する證書の用紙を政府より拂下くるものにして往時我邦に行はれたる證券界紙の如き即ち是なり一は比例印紙税と稱し

證書に記載する金額の多少に應じ印紙を貼用するものにして現に我邦に行はるゝものなり是等二法の得失を比較するに第一比例印紙法は其収入多額なると第二金額に比例するか故に納税力と權衡を保つとを得ると第三政府人民俱に手數簡略なるの利益あるか故に孰れの國に於ても漸次前者を棄て、後者を採用するに至れり抑も是等の租税は之を理論上より見るも又實際上より見るも課税すべき正當なる理由を有するものにして左に其理由を擧ぐれば

第一 政府は各人間に於ける權利行爲を保護監督し財産の遺傳讓與、買賣取引に當りて其權利者を保護し權利の損傷危害を受けんとする場合には警察裁判所等の力に依りて其權利を安固ならしむるか故に是等は總て政府の任務なりと雖も人民の受くる利益は甚た大なるか故に實費以外即ち手數料以外に租税を賦課するも決して不當の事に非ず

第二 課税の公平、上遺傳讓與等に由りて財産を収得する行爲にも租税を賦課せざるへからず何となれば既に普通の生産的行爲に營業税、動産税、職業税を課する以上は負擔の公平上之を賦課するは正當なりと雖もへし然るに之を非難する論者は曰く遺傳讓與等に由りて収得せる財産と雖も亦等しく營業税、動産税を負担するか故に

之に遺傳讓與税を賦課するは不當なりと爲せり然れども是れ該税を以て其財産の上より觀察して人の上より觀察せざるに基つく誤解にして茲に甲なる人か遺傳に由りて甲財産を収得するは乙なる人か營業に由りて乙利益を収得すると何の撰ぶ所かある其収得の方法は二者異りと雖も富を収得せりと云ふ點に至ては全く同一なりとす即ち乙の營業収得には賦課するも甲の遺傳収得には賦課せすと云ふに至ては甚た不公平と謂はざるを得ざるなり

第三 遺傳讓與税は多くは富者の負擔する所にして貧者は概ね之を負担せざるか故に社會政策上に適用して最も弊害なく良結果を收め得べきものなりとす然れども極端社會主義の論者は主張して曰く遺傳讓與に依り逸居して財産を収得するは毫も以なき不當の利得にして益々貧富の懸隔を甚しからしめ社會の秩序を紊亂するか故に政府か其財産の大部分を官沒するは素より至當のとなりと爲せども是れ一方に偏せる輕薄なる誤謬にして其誤謬は後段に於て詳説するとあるへし

第四 記録印紙税は財政上善良なる租税にして經濟の進歩と共に其收入益々増加するとを得へし即ち經濟の進歩は是等の權利行爲を益々頻繁ならしむるか故に特に税法の改正を行はざるも其收入は自然に増加することを得へし加之該税は其徴收

甚た容易にして經費を要する少きか故に善良なる租税の要素を具有するものなりと云ふへし而して歐洲諸國に於ける該税の收入を視るに千八百七十六年英國の收入は一億四千七百萬法にして千八百七十七年には二億〇六百〇二萬法に増加し佛國に於ては千八百七十四年遺傳税讓與税合せて一億千八百七十萬法にして千八百八十六年には遺傳税のみにて二億法に増加せり是に由て見るも如何に該税か増加速にして又主要なる一財源たるかを推知するを得へし

以上述ふる如く記録税及び印紙税は正當なる課税にして財政上亦一好財源なりと雖も總て租税に於て多少の弊害は又免れ難き通弊にして今該税に於ける缺點を擧ぐれば

第一、該税は納税力に精確に比例せざる租税なり 凡そ租税は其資本に賦課せしめて資本より得る所の收入を標準として課税せざるへからず何となれば其資本額は同一なるも之より得る所の收入には大なる差異あるか故に單に資本を標準としたる課税は甚た不公平なるものと謂はざるを得ず然るに該税は此原則に反するものにして各人の權利行為の目的物たる財産を標準として其收入の多少は毫も顧さるものなるか故に決して公平なる課税と謂ふと能はず故に該税を賦課するに當りては

其税率を輕らし課税の不公平を甚しきに至らしめざることを要す

第二、該税は同一一般の權利行為に課税すると能はざるか故に不公平なる租税なり 即ち不動産に關する權利行為は之に賦課すると容易なりと雖も不動産の權利行為に對して課税するは甚た困難なるか故に従て之に賦課するも脱漏多くして課税を一般に普及すると能はず

第三、該税は多少經濟上の交通を阻礙するを免かれず 財産に關する權利行為に對して法律上一定の遵奉せざるへからざる規矩あるのみならず之に賦課するか爲めに自から行為の自由を束縛するを免れず故に該税は其賦課の輕さを要すると同時に其手續きを亦簡明ならしめざるへからず然るに其手續の簡明なるを期するは甚た困難にして佛國の如き千七百九十年以來記録局に於て記録の事項に關して當該官吏に告示せるものは實に二千五百條を下らすと云ふ如此其税法は甚た煩雜にして亦解し難きか故に經濟上の交通を阻礙する決して尠しとせず該税徵收上の簡便法として制規を遵奉して行はれたるものに非されは其權利行為は無効に屬せしむるの法は今日英國に行はれ印紙を貼用せざる證書は總て證據の効力なきものとして之を無効と爲せり故に若し各人の間に争議を生じ裁判所に提出するも證據の用を

爲さるるを以て人民は必ず其權利を確保する爲めに制規を遵奉し別段政府は手數煩勞を要するとなくして容易に租税を徵收するを得へし然れども是れ理論上及び實際上甚だ不當なるものにして第一理論上より見れば此法は懲罰と犯罪とを混同せるものにして假令印紙を貼用せされはとて其契約を全没するは一方の權利者のみを罰し義務者に不正の利益を得せしむるものなるか故に決して正當なりと認むると能はず第二に又實際上より見るも如此權利者の權利を全没するに於ては道義の破壊を誘起し詐僞奸誑の徒は之を利用して妄りに無効の契約を結ひ欺瞞を逞うするを免れず左れば若し制規を遵奉せずして行はれたる場合には其税額に比例して相當の罰金を課するに止むべく如此するも當事者は損害を被るとを恐るゝか故に制規の違背を防止するを得へし

該税の賦課は之を大別して二種と爲し更に小分して數種とす

第一 無報酬なる權利行為に課する者にして之を分て遺傳税及び讓與税の二種とす

第二 報酬ある權利行為に課するものにして分て賣買、交換、貸付の三種に區分す

以下之を細論せん

第一 無報酬なる權利行為に賦課する租税

無報酬なる權利行為に賦課する租税は前述の如く二種の區分ありて讓與税とは存命中自己の財産を其相續者と定めたる者若くは他の者に無報酬にて與ふるものにして遺傳税は其死亡後相續者に財産移轉の行はるに當りて賦課する所の租税と云ふ

遺傳税は最も古代より行はれたる租税にして今日に於ても汎く諸國に行はれ英、佛、伊、白、荷、丁、諸其他國連邦中「オートデン」「デアエレン」「ブルナムベルド」「サキソン」等に行はる該税は社會主義の論者の最も熱心に主張する所にして相續者か無報酬にて父祖の遺産を繼承するは「報酬は悪害に由り始めて得らるゝものなり」と云ふ經濟上の大原則に背反し貴富の懸隔として愈々甚しからしむるものなるか故に財産の所有者にして死亡したる場合は其遺産は當然政府の所有に歸すべく相續者は自己の力量に依て復た財産の獲得に勉むへしとは最も極端なる社會論者の主張にして稍々温和なる論者も亦遺産相續に重税を課するは正當なる事なりとせり然れども是れ徒に奇矯なる理論に走て實際上經濟の發達は如何なる方法に依りて企圖すへきものなるかを知らざる應論にして凡そ各人が財産を蓄積する目的は之を自己生前の奢侈榮華に消費せんとするよりも寧ろ後世子孫の生計をして安樂富裕ならしめんとを企圖するに在り換言すれば財産の蓄積は後世子孫を受する情念の發作に基するものなりとす然り而して此

情念こそ實に一國の資本を増加し經濟を發達せしめ社會を愈々文明の域に誘導する所の主要なる原動力にして父祖の遺産を繼承せる子孫は之を經濟的の事業に投資し更に増殖して其子孫に與ふるとを努むるか故に資本は益々増加して一國の富力は増進し人民の生活容易に且つ高尚と爲り茲に始めて人民は肉體上精神上に於ける最大最高の幸福を享有するとを得へきものなり然るに若し之に反して社會論者の主張するか如く遺産を官沒し若くは非常の重税を賦課するに於ては人民は後世子孫の爲に財産を蓄積すると爲さず之を蓄積するも官沒せらるゝか故に生前に浪費し盡し勤勉節儉の美德は地を拂て空しく遊惰放逸の惡風一般に瀰蔓して進取發展の活氣は全く消散し經濟は逶迤退縮し從て人文の啓發を見る能はず人類は益々然として高等動物と相去る遠からざる有様に生死するは亞弗利加亞米利加の蠻人に於て視るの狀態と毫も異らざるへし吾人は如此慘憺たる境遇に呻吟し人類天賦の本能を發揮すること能はざるも尙ほ且つ各人が平等なる生活を營むか爲めに社會論者の主張を是認すへきものなるか其人類固有の理性に悖戻するの甚しき豈智者を俟て後ち知らざるなり由此觀之社會論者の主張は人類の理性を顧すして偏狹なる理論に眩惑せる謬論たる明にして即ち財産の遺傳税は單に經濟上のみならず人生の生存發達上に離るへか

らざる關係を有する必要のものなりとす加之遺傳制は直接に遺産相続者を利益するのみならず又實際貧困にして遺産の受くへき物なき人民に迄利益を與ふるものにして資本の増加と共に勞働者の賃金も從て増加し生計の程度を高むるか故に畢竟遺傳制は一般人民に利益を與ふるものなりと云ふへし以上述ふる如くなるか故に遺産を官沒し若くは之に重税を賦課するは決して正當の處置に非すと雖も政府は法律を以て遺産の相続を保護し保證人の位地に立ちて其繼承を安全にし繼承者は財産を收得するか故に之に租税を賦税するは當然にして又經濟上に危害を及ぼさざる限り即ち人民をして勤勉節儉の美德を萎靡し遊惰放逸に誘かざる限りは社會政策に利用して決して非難すへきに非ず

然れども遺傳税を非難する論者は曰く該税は遺傳の當時之に賦課するものなれば未だ其財産より利益を収りざるに先きたち之を攻撃するものにして課税の原則に背反し經濟の發達を阻礙するものなりとせり論者の言の如く遺傳税に此種の不利あるは實際免れざる所なりと雖も亦其弊害を減し得ざるに非ず即ち租税の支拂期限を寛にし二年若くは三年の猶豫を與へて徐々に徵収せは大に納税者の苦痛を減し遺産より得る所の收入を以て漸次財産の減少を補充すると容易なるか故に其財産を攻撃せず

して能く租税の原則に合することを得へし

尙ほ又該税を非難する者は曰く凡そ遺産相続に於て繼承者は課め其遺産の己れに歸すべきことを豫知し又家長の死亡は一家に取りて非常の不幸にして葬儀其他の入費の爲め多くの出費を要し財産上に影響する決して少からず然るに此時に當りて其遺産に課税するは更に一家をして困難の地に陥らしむるものなるか故に之に租税を賦課するは酷に失するものなりと爲せり然れども是れ唯た一の情實論にして多少課税の斟酌を要せざるには非されども如此薄弱なる理由を以て該税を廢止すると能はざるや明なり

遺傳税の性質たる略は右に述ふる如くなるか故に次に少しく該税の賦課上注意を要する諸點を説明せん

(一) 遺傳税は相続者の血屬の遠近に由りて税率を異にせざるへからず 即ち近系の相続者に對しては輕く遠系の相続者に對しては重からしむべきものなりとす何となれば近系の相続者即ち父の遺産を嗣子か相続する場合の如きは死亡せる父も之を嗣子に與へんとするの念最も熾に又嗣子も當然繼承すべきものなりと信するか故に宜く輕からしむへく之に反して遠系の相続者に在りては死亡したる者も遺産を

與へんと欲するの念嗣子に與へんとするか如く切ならず又相続者も偶然意外の財産を取得するものなれば格段租税の苦痛を感せざるへければなり左れば各國の遺傳税に於て死亡者と相続者との血屬の遠近に由りて税率を異にするを常とせり佛國に於ては遺傳正税の外に正税の十分の二の副税あり其他に尙ほ印紙税あり而して正税の割合は直接血屬の相続には不動産不動産を問はず價格の百分の一兄弟姉妹伯叔父母甥姪の相続には百分の六五大伯叔父母再甥姪兄弟の相続には百分の七第關係より第十二系に至る(遠言なき相続を許す極度)相続には百分の八血屬外の相続には百分の九を課税するか故に副税を合せて一割〇八となり之に尙ほ印紙税を負擔するを以て其税率は重きに失する嫌なき能はず又英國に於ては直接血屬の相続には百分の一兄弟姉妹及び兄弟姉妹の兒子の相続には百分の三近系の支族の相続には百分の六遠系の支族及び他人には百分の十を課せり

(二) 一定の年限を定め其期間に再相続する者に對しては租税を輕減することを要す 何となれば翌日月の間に屢々相続者を換ふるの必要あるに於ては遂に遺傳の爲めに其財産を全滅するに至るへきか故に税率を輕減せざるへからず千八百七十年佛國に於て農業調査會上等委員か三ヶ年以内に同一の税を課したる不動産は之を輕減

すへしと云ふ議案を提出せるは蓋し至當なりと謂ふへし然れども單に不動産に限らず不動産の遺傳税も亦之を輕減すべきものなり

(三) 遺傳税は其遺産の僅少なるものに對しては免除すべきものなりとす 何となれば家長の死亡は前に述べたる如く一家の生計上非常の不幸にして小民は爲めに生活の途を失ふるとなきに非ざるか故に之に對して租税を賦課するは益々之を困難の地に陥れ人民の感情を害する甚しく政府は勞多くして効少く徒に貧民を増加するに過ぎざればなり今日伊太利、白耳義、和蘭等の如きは遺産總額一千法に過ぎざるものは租税を免除せり

此他尙ほ課税公平の原則よりすれば遺産の内より負債を控除し純遺産に課すべきものなりと雖も如此すれば人民は詐偽隱蔽を爲して課税を免れんとを努むるか故に實施上甚た困難なるを免れず英國の遺傳税收入は巨額にして歳入中の要部を占むると雖も課税は非常に煩雜且つ不公平にして精密に遺産に比例する所の記録税に由らす簡易を主とする印紙税に由るは第一該税の缺點にして遺傳税を分て證據税委任状税、遺産税の三種とし或る場合の相續には三者を課し或る場合には右の内一二の税を課し甚た煩雜を極む加之證據税の如きは遺産額の多きに從て税率を異にし逆累進法に

依るか如き奇怪なる税法にして又不不動産は動産に比較して割合に負擔輕き不公平あり

讓與税は先きに述べたる如く生存中財産を其相續者と定めたる者若くは其他の者に無報酬にて與ふるものにして遺傳税とは財産の原所有者の生前なると死亡後なるとの差別ありと雖も財産を取得したる者より見れば遺産繼承者も被讓與者も毫も異なるとなきか故に其原則は遺傳税と同一にして別に説明を要せざるへし

第二 報酬ある権利行爲に賦課する租税

報酬ある権利行爲は不動産の賣買、貸借、取引に課する租税にして政府は人民か是等の契約を締結するに當りて之を保證し財産の安固を保護し所有權を安全ならしむるか故に之に相當の租税を賦課するは誠に至當なりと謂ふへし然れども該税は眞に公平なる租税と云ふと能はず何となれば等しく同一價格の財産なるも権利行爲の目的物となると屢々なるに從て其都度租税を賦課せらるゝものなればなり故に該税は其税率を決して重からしむへからず若し其税率を重ふせんか権利行爲の自由を拘束し財産利用の道を遮断して經濟の發達を阻遏する決して少しとせず即ち更に之を詳説すれば凡そ動不動産の賣買、貸借は都て之を使用して割合に利益少きものより割合に

利益多きものに移轉する經濟的行爲にして財産を最も有利に使用する手段なりとす然るに其利用を妨げ常に利益少きもの、手に存留せしむるに於ては經濟上の發達を害し少からざる損失を招くに至るへし加之此種の租税を重課するに於ては人民の徳義心を傷け賣買の價格を隱蔽し或は隱密に之を行ひ種々の不徳なる行爲を誘起するの恐ありて政府は却て收入を減少するとあるか故に其手数を簡にし又其税率を重うすへからず次に此種の租税の負擔は何れに歸着するやと云ふに賣買の場合に於ては賣人に歸着すとは一般に信する所なれども正論を得たるものに非す何となれば賣買に課する租税にして重ければ賣買物件の價格を低落するか故に賣手も買手も共に損害を被るものなればなり貸借税の場合に於ては通常其負擔は借主に歸着するものなりとす蓋し此場合に於て借主は經濟上の弱者なればなり

第四編 國債論

緒論

余は上來編を重ねて國家の歳出及び歳入を論究したり既に國家は其生存發展の爲めに必要なる經費を要し又此經費を充たす歳入あるときは此歳出歳入互に齟齬するとなきに非す此時に當りて適當なる方法を設け此齟齬を救済するに非されば財政は忽ち擾亂し國家の存立は岌々乎として危急に瀕せざるを得ず故に收支の適合は歳出歳入と相並て財政學中の一大要部を占むるか故に本編に於て之を研究せんとす抑も收支に齟齬を來たすの場合は種々あり或は歳入の歳出に超過して剩餘を生し不平均を來すとあり或は歳出の歳入に超過して不足を生し收支不平均を來すとあり而して剩餘を生ずる場合に於ては之を適合せしむると最も容易にして其歳入超過にして永續すべき見込めは國家の負債を償還し若くは惡税の廢止に使用すべきものなりとす然れども後者即ち歳出の歳入に超過し不足を生ずる場合に於ては之か適合を計るは決して容易の業に非す其舉措一步を誤らば國家は遂に亡國の慘狀に陥るや亦未だ知るへからず故に本論に於て専ら論究せんとする所のものは即ち此不足の場合

に關するものなりとす

六四〇

歳出の歳入に超過して財政上に不足を生ずるには種々の原因あり第一は一會計年度末の収支は平均するも其年度内に於て國庫に収入する時期と支出する時期の異なるよりして不足を生ずるとあり第二は天變、地異、交戦、擾亂等の非常なる時變若くは經濟市場の有様に由りて収入の減少せるより不足を生ずるとあり第三は収入額は別段變動せざるも非常なる出來事の爲め若くは大事業を政府が起す爲めに収入を以て支出と辨する能はざるとあり如此不足を生ずる場合は種々の原因ありて而して之を補填する方法も亦種々あり今其不足にして永久に繼續するものなるときは苟且彌縫の策に依りて一時を塗糊するも忽にして破綻は破綻に繼て起り遂に収拾すると能はざるや明なり故に是等の場合に於ては能ふ限り經費の節約を行ひ尙ほ到底避け難き不足は適當なる税目を選んで増税若くは新税を設置すると同時に民力を涵養し經濟を發達し富を増進して以て國民の納稅力を豊富ならしめざるへからず既に國民の納稅力にして豊富ならんか國庫の収入は從て増加すべく財政上の困難は忽ち消散して収支の平均を期するとを得へし民力の涵養には種々の方法ありと雖も個は政府の經濟政策に涉り本編講究の範圍外なるか故に姑く措て論せず之に反して其不足は永續すへ

き性質のものに非ざるときは一時の方法に依りて之か填補を爲さるへからず而して其方法に種々あり

第一、租税法 増税の方法に依りて歳入を増加す

第二、非常準備法 非常の時を慮り豫め準備金を設くる法

第三、國債法 國家の信用を利用して負債を起し之を以て不足を補充する法

此他尙は剩餘金繰出、官有財産拂下げ等の方法ありと雖も剩餘金繰出の如きは前年度の剩餘を後年度に繰出すに過ぎざるか故に別に財政學上論議すへきものなし官有財産の拂下げに至ては既に前編に論したるか如く政府が耕地を所有するは策の得たるものに非ざるか故に宜く之を拂下げしと雖も森林に至ては妄に拂下くへきものに非ず治水上産業上必要なる森林の如きは必ず政府自から之を所有するの必要ありて而して其拂下げ得らるゝ土地若くは其他の財産を有するも是等は唯一時財政上の不足を補ふに止まり一度之を拂下る以上は再び不足を生ずる時に當りて行ふ能はざるものなるか故に収支適合の方法として論究するの價值なし然らば収支の適合に關して財政上討究を要するものは右に掲ぐる所の三種の方法なりと云ふへし然るに近世各國の財政政策を通觀するに収支適合の爲めに最も多く採用せらるゝ所のものは國債法

にして非常準備法の如きは獨逸を除くの外殆ど今日之を採用するものなく又租税法は國債法の補助法として採用するに止まり單純なる租税法に依るものなし如此今日各國が主として國債法に依るは財政の學理及び實際上當然のことにして而して其理由を論明するは到底一言の能く盡す能はざる所なるか故に余は章を逐て漸次國債の性質を明にし其然る所以を究め更に進て國債の運用宜きを得るの途を求めんとす

第一章 國債の定義及び近世各國の國債

國債とは何ぞや今其定義を簡單に述ふれば即ち一國の負債を云ふ更に之を詳言すれば國債の債主は内國人なるとあり外國人なるとあり一個人なるとあり會社なるとあり或は又他の政府なるとあり其何たるを問はず是等の債主に對して一國は必ず定期若くは不定期に償還拂戻支拂の義務を有する負債を云ふ而して國債は一國の負債なるか故に其國家の負擔する義務は即ち其國民の負擔する義務にして其國に屬する人民は連帶に義務を負担するものと云ふへし人或は國債應募者の多くは内國人なるを見て國民の一部は負債主なれども一部は債主なるか故に連帶に義務を負担すと云ふは誤れりと論する者あれども是れ淺薄なる議論にして國債の應募者は其應募の額丈

に對しては債主なるに相違なきも其他の部分に對しては同しく負債主ならざるへからず又大富豪か國債を一手に引受けたる時に於ても其者は債主たると同時に一國民の位地よりすれば同しく負債者にして償還の義務を負担するものと云ふへし故に其孰れの場合を問はず國民は皆負債者にして連帶責任を有し其義務の完済の爲めに租税を負担するの義務を有す如此國債は人民の利害休戚に最も密接の關係を有するか故に立憲國に於ては之か募集の手續きを慎重にし政府の自由に放任せず必ず國會の協賛を要するものなりとせり即ち我か帝國憲法第六十二條に於ても國債を起すは帝國議會の協賛を経へしと規定し普國憲法第百三條に於ても法律に依るに非されは國債を起すことを得すと爲せり

國債の起原は中世以後にして耶蘇紀元十六世紀の頃より始まり今世紀に及んで著しき發達を爲せり然れども古昔封建時代に於ても君主及び諸侯は負債を起し或は地方の租税若くは君主の私有財産を以て抵當に當てたるとありしか抵當なき負債の如きは支拂違約の爲に債主は往々損失を被りたるとあり當時の負債は君主の私債にして君主の私用に費したるものなるか故に國債と稱すると能はず尤も稀れには外國との交戦の爲に負債を起し國家的の經費に用ひたるものなきに非ず封建制度變して全國

統一の行はるゝに及て國債の必要生したりしか當時行はれたるものは君主の私債に非ずして國家か償還の責に任し其信用は大に鞏固と爲り漸次發達するに至れり然れども國債の發達は現世紀に入りて著しく進歩したるものにして前世紀に於て國債の募集を實行したるものは僅々英國及び和蘭等の數國に過ぎず從て其額も亦誠に僅少なりしか今日に於ては大に増加して一千八百八十三年の調査に據れば文明諸國の國債を合算すれば實に二百七十億弗餘の巨額に達し之を各國の面積に配當すれば一方哩に付き七百二十二弗の負擔にして人口に配當すれば每一人二十三弗を負擔する割合にして尙ほ之を各國政府の歳入に比すれば實に七倍に相當するに至れり而して如此巨額の國債は如何なる順序を追ふて増加したるかを視るに左表に示すか如し

年 度	國 債 元 金
一七一四年	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 弗
一七九三年	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一八二〇年	七、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
一八四八年	八、六五〇、〇〇〇、〇〇〇
一八六二年	一、二七五〇、〇〇〇、〇〇〇

一八七二年	二、三三二、〇〇〇、〇〇〇
一八八二年	二、六九七、〇〇〇、〇〇〇

此表に據れば國債の著しき増加を爲したるは一八四八年以降にして是よりして各文明國の財政上に一新生面を開き國債は國家財政と離るへからざる密接の關係を有するに至り財政家は常に之を利用して財政の整理を行ひ單に内國市場に募集するに止まらずして汎く世界の市場に募集するに至れり即ち一八六二年倫敦の株式取引所に諸公債の現はれたる額は六億九千七百八十三万磅に過ぎざりしか一八七二年には額に増加して二十四億三千万磅に上り其國債は百有餘國より出てたるものにして之に地方債を合すれば百五十種以上にして支那、暹羅、埃及、波斯は勿論「ライプツヤ」「オレンヂ」「自由國及び「サンデバル」「ベリユウ」「智利等に至る迄皆此新財政政策を採用し實に今日の財政は國債財政と稱すべきものなるに至れり如此現時國債の額非常に増加し國家財政上離るへからざるものなるに至りたるは一見甚た奇異なる現象にして前世紀の末以來科學の進歩は産業上に大改良を促し經濟は益々發達し國力日に増進するが故に國債の如きは全く其跡を絶ち歳入は歳出を支辨して綽々餘裕あるべき筈なるに富の増加か却て國家の負債を増加したるは甚た解し難き現象なるか如くなれども是れ決

して怪むべきに非ず即ち一方に經濟の發達富力の増進は著しきものありと雖も他方に於て政府の職務及び之に従ふ經費は顯著なる増加にして過去一世紀と今日とを比較すれば實に驚くべきものあり僅々十數年の過去に遡るも余か第一編第一章炭出況論に掲げたるか如く炭出は非常なる速度を以て増加せり故に今日國債か財政上障るへからざるものなるに至れるは勢ひ不得已ものあればなり然れども國債増加の原因を探究するに當りては單に國費の増加を以て満足すると能はず更に進て何故に政府の職務は増加せるかを究めざるへからず是に就ては第一編に於て簡単に叙述せるを以て今更に其缺を補ふ爲め聊か茲に論せん

政府職務の増加は二種の原因より來り一は「ナショナルリチー」の觀念に原因し一は社會的の觀念發達せるに原因せり此二箇の觀念は實に近代の政治上に偉大なる勢力を現出し「ナショナルリチー」の觀念は彼の那翁一世が歐洲を席捲して己れ之れが霸王たらんとし一時歐洲の天地を晦暎暗黒ならしめ君主王公相率て幕下に跪拜せる際よりして此觀念頓に勃興し今日に於ては政治上産業上其他一般事物の上に於て此觀念は實に旺盛を極め或は軍備の擴張と爲り或は聯邦の一統と爲り或は國際の同盟と爲り或は保護貿易策と爲り或は關稅戰爭等此觀念の爲めには幾多の利益を犠牲に供して願さ

るに至れり殊に軍備の擴張は近代國家の經費増加の主因にして單に兵士の數次第に増加するのみならず科學工藝の進歩は頻りに兵器の改良を促し日進月歩今日の新式は明日の廢物たるに至るの有様なるか故に何れの國を問はず其軍備上に費す所の經費は總經費の大部分を占むるに至れり

次に社會的の觀念が一般に普及して個人主義を排斥し自由放任主義を非難し政府は一般人民に利益幸福を均霑せしむる職責を有するものなりと爲すに至て有形上無形上政府が人民を保護監督する事業は大に増加し殊に教育及び産業上に要する經費は益々増加の傾向を有せり以上二箇のものは實に近代各國政府が著き經費の増加を爲せる原因にして平時に於ても往々經常の收入を以て經費を支ふる能はずして國債に依るとあるに至れり如此平時に在りて尙ほ且つ國家財政は往々國債の力を藉るの有様なるか故に若し一朝國際間に齟齬を生し干戈相見るの場合に於ては更に一層國債の増加を促すや明にして殊に現代交戦の方法は大に往時と其趣を異にし單純なる武器を弄して力戦格闘し病兵傷者は荒野に曝して顧す糧食軍用品の如きは強盜的暴行を以て侵略地方より掠奪し軍用金の徵收は人民の生血を吸ふに均しき暴行は決して今日の時代に於て行ふ能はざるか故に交戦の費用も往時に比すれば甚だ巨額にして

是等の費用を得るに當りて一國の經濟を擾亂せず人民の不平を醸さず國力を萎靡するとなく財政の危難を免れんとせば國債に由るの外なきか故に今日國債か非常の増加を來せるは亦必然の勢なりと云ふへし

以上述ふるか如く今日國債の發達は財政上必然の大勢なりと雖も而かも今世紀に於て斯の如き發達を爲せる所以のものは此他尙ほ之を幫助せしものありたるに因れり元來國債は必ず二箇の要件具備するに非されは到底發達すると能はざるものにして前世紀末以來此要件漸く備はりたるか爲めに大に其増加を助長し遂に今日の發達を觀るに至りたるものなりとす而して其二箇の要件とは第一。金融市場の發達第二。一國信用の増加是なり

金融市場の發達は如何にして國債の發達を促したるかと云ふに往時金融市場の未だ幼稚なりし時代に在りては資本を集合離散するの機關具はらず資本は少額つゝ諸方に散在し之を總括して大資本を政府に貸付するは甚だ難事なりしのみならず産業未だ幼稚なりしを以て資本の供給僅少にして又資本を利用して利潤を得んとするの動念も今日の如く旺盛ならざりしと雖も金融市場の發達は資本の供給を豊富にし又其集合離散を調理する機關備はり國債の募集は甚だ容易なるに至れり

次に一國信用の増加か國債の發達を助けたるは明なる事實にして元來貸借なるものは其個人間に行はるゝと個人と國家の間に行はるゝとを問はず總て信用に依りて初めて成立するものにして其信用の生ずる所以は國家も個人と同しく負債主に契約を違へず償還を爲すの確實なる見込みありて初めて起るものにして國家に對する信用なればとて決して愛國心若くは感情に由りて起るものに非す故に若し負債者に償還の信用なくんは素より其間に貸借の關係起るべき筈なく信用の多少は即ち起債力の多少と比例するものなりとす故に從來政府は暴政を行ひ契約に背反して往々之を蹂躪したる時代に於ては其信用甚だ薄弱にして危險を犯して國債の募集に應ずる者誠に僅少なりしと雖も政治の發達は人民參政の權利を擴張し財産權を鞏固にして大に政府の信用を強大ならしめたるか故に今日に於ては財政の健全なる邦國の國債は放策の最も安全なる方法として獨り内國人に止まらず外國の資本家、銀行家に至る迄にか募集に應ずるに至れり

上來述ふる如く國債は即ち國民の負擔にして其利害休戚に最も密接の關係を有し又其發達は最近に屬すと雖も驚くべき長足の増加を爲し今後益々増加するは毫も疑なき所なれば國債を適當に調理して財政の健全を保持するは甚だ緊要にして今後財政

上最も重きを爲すものは蓋し此國債なるへしと信す

六五〇

第一章 國債と私債との別

前章に於て國債の定義を下したりと雖も尙ほ國債の性質を究めんとするには國債と私債とは如何に其性質を異にするか又國債は如何なる長所を有し如何なる短所を有するかを論究せざるへからず故に先づ國債の性質を知るの順序として本章に於て國債と私債とは其間に如何なる差別あるかを論せん

國債も私債も同じく償還の義務ある負債にして等しく信用に依りて成立するものなるとは既に述べたる如くなれども今二者の異なる所を擧げれば

第一、國債に於ては政府は絶対の權利を有するものなり 國債の利率支拂期限等を變更し若くは全く償還を爲さざるか如き例は今日各文明國に於て之を見ざる所なれども政府は立法部の承認を受くるに於ては債主の諾否如何に拘はらず之を行ふの權を有せり然るに私債は負債主か債主の承認を経ずして當初の契約に違背するに於ては之を裁判する裁判所ありて債主の權利を保護し負債主か身代限の處分に服する迄は他迄義務を怠ると能はず是れ國債と私債と異なる點にして國債の債主は權

利の保護を訴ふべき裁判所なく不得已負債主の爲すか儘に默從せざるを得ず

第二、國債は私債と異り證書面の金額と實際の借入高と異るとあり 私債に於ては百圓の借用證書に對しては必ず百圓を借入るゝものなれども國債に於ては此間に差別あるは往々にして經濟上の狀況に由りて政府は額面百圓の國債を割引して九十圓若くは八十圓の拂込にして募集するとあり又或は國債の所有か割合に利益なる場合に於ては應募者の間に競争を起し額面百圓を百五圓若くは百十圓を以て之を得んとするとあり如此拂込額か證書面以上に上り若くは以下に下るか如きとは私債に於て見ざる所なり

第三、國債と私債とは償還の方法を異にす 私債に於ては其償還は事業の利潤財産の収入或は不急奢侈の費用を節約したる剩餘を以てするか然らざれば其所有財産を賣却して之か償還に充つと雖も國債に於ては通例他に財源を求め増税に依て償還するを常とす蓋し官業の収入は經常収入にして既に其用途は定まれるか故に之を以て國債償還に充つると能はず尤も減債基金法は一定の財産よりする収入を以て償還に充つるものなれども該法は弊害多くして不完全あるか故に英國を除くの外今日之を採用するものなし其詳細は後章に於て細論すへし)又不急奢侈の費用を節

約して巨額の剩餘を得るか如きは容易の業に非ず然らば個人の如く所有財産を賣却して得たる収入を以て負債の償還に充つべきかと云ふに是れ亦政府か不必要なる財産を有する特別の場合に限るか故に國債の償還は通例新税を起すか或は舊税を増加し収税額を増加して以て之に充つるものなりとす

第四、國債と私債とは其償還の年限を異にす 國家の信用未だ今日の如く厚からざりし時代に於ては國債の償還期限は甚だ短期なりしと雖も政府の基礎鞏固と爲り又大に債主の權利を尊重し信用愈々厚きに及んで其期限は次第に伸ひて三十年五十年八十年と爲り今日信用の最も厚き國の國債は其期限の全く無限なるものあるに至れり然れども私債に至ては如何に信用厚きもの、間に行はるゝ貸借と雖も決して無期なるものはあらし是れ蓋し個人と國家と其生命に長短の別あるより起るものにして個人の生命は如何に長壽なるも百歳に至るもの如きは實に稀に見る所にして之に反して國家の生命は數十世紀の永きに涉り連綿として絶ゆるとなさか故に之に對する信用に輕重の差ありて從て償還期限を異にするものなりとす

國債と私債との區別は略は右に述ふる如くにして此他尙ほ或學者は起債の事情を異にすと論ずる者あれども是等は負債其物の性質に何等の關係なきか故に二者の差別

として擧ぐる能はず又國債と私債とは其金額の大小及び債主の數の多少を異にすと論ずる者あれども是等は二者の差別とするの價值なきものなりとす

第三章 國債の弊害

今日國債なる新奇の財政策は各國財政上に適用せられ富強なる大國是に據り貧弱なる小國亦是に據り何れの邦國も皆力を國債に藉るに非されは國家財政は殆ど其運轉を止むる有様にして現世紀に於て財政は實に一大變化を爲すに至れり如此國債か國家財政と離るへからざる關係を有するに至りたるは果して善良なる現象と看做すへしか國債を論ずるに當ては先づ之を討究せざるへからず然るに從來有名なる學者の國債を論じたるものを見るに往々偏狹なる辭論に陥り絶對に善視して盛に之を稱賛したる者あり、パルケター氏の如きは國債を以て金坑なりと稱賛し、ウラルティル氏は國債は其國を貧ふするとなく生産事業の發達を誘導するものなりとし、メロン氏は國債は右手に徴収して左手に仕拂ふものなれば經濟上に何等の影響を及ぼすとなしとし、ピント氏の如きは社會の富を増加する一國の資本なりと論せり如此有名なる碩學大家にして事物の兩端を叩て其本質を究むることを忘れ偏狹なる誤謬に陥れるは最も

遺憾のとして余は左に國債の弊害を詳説して是等の誤謬を證せん

六五四

第一節 政治上の弊害

國債が政治上に及ぼす最も恐るべき弊害は外債より來る危険にして貧弱なる國家が富強なる邦國の人民若くは政府より巨額の負債を起すときは外交上紛議の源となり其極途に國家の獨立を危ふするとなさば非ず元來一國か他國よりの負債に對して其償還を怠り若くは契約を蹂躪する場合に於ては債主國は負債國の財産を占領し損害要償の權利を有するは國際法上の通義にして債主國の政府なる場合は勿論人民なる場合と雖も其所屬政府が人民の請求を容るゝに於ては十分之を以て國際上の問題と爲すを得へし何となれば公法學者「グアツナル」氏も云へる如く臣民の財産は即ち國家の有する富の總額にして國民の被れる損失は即ち國力を消費せしむるものなればなり如此國際法は一國か償還の違約よりして債主國か之に干渉するは正當なる權利の施行なることを認むるか故に國力振はず財政紊亂せる邦國か外債に依りて其整理を企つるは危険の事にして現に埃及及び「チユニス」の如きは爲めに其獨立を失し國內に他國兵士の駐在を見るの慘狀に陥るに至れり今埃及財政の始末を最も簡短に説述せん

一八四一年六六年七三年の條約に由て上耳古より内政上の獨立を取得せる埃及政府の國債額は一八八二年七月一日の調査に據れば實に一億九百一萬六千六百五十磅の巨額にして之を人口に割當つれば每一人十九磅十九志の負債にして利子の負擔は年年十八志四片に當り一八七八年に於ては其歳入の五分の三を國債費として使用するに至れり如此埃及の國債は實に驚くべき巨額にして國力の如何を顧す無謀なる負債を起し破産の窮狀に陥りたるか爲に遂に他國權力の侵入を惹起し一八七六年五月英人「ケーヅ」氏は埃及國王の請求に應じ英國の派遣委員として埃及の財政調査に着手せるに繼ぎ起し其後「ゴツン」氏は國債所有者の權利を代表して埃及に入り佛人「ジュー」氏亦佛國市民の代表者として相繼ぎて埃及に入り一八七七年大に外債を整理し國債の或る部分は王室所屬の土地を以て償還の保證とし或る部分は鐵道を以て擔保とし其鐵道の管理委員として二人の英人一人の佛國人及び二人の内國人を採用し英人を以て其會議の議長と爲すに至れり一八七九年「イスメル」王位を奪はれ「チユウ」ヒイク位に即てより以來は埃及政治の實權は專て英佛二國の撰定したる二人の検査總官の手に歸するの慘狀に陥れり検査總官の官職に就き發布せられたる敕令は左の如し

第一條 検査總官は國債及び百般の政務を監督するの權を有し國務大臣及び總ての官吏は検査總官の爲に必要なる證據書類を示すの義務を有し又大蔵大臣は毎週他の各省は毎月其計算書を検査總官に呈出するの責任を有するものなり

第二條 検査總官は其派遣國政府の外免職の權を有せず

第三條 検査總官の職務は現時尋問監督検査に限る

第四條 検査總官は大臣と位を同じ内閣會議に列席して發言權を有す但し投票權を有せず

第五條 検査總官は必要と認むるときは國債管理委員と協議し臨機の處分を爲すとを得

第六條 検査總官は幾回にても必要と認むるときは各種問題の報告を國王及び大臣に呈するとを得

第七條 検査總官は官吏の指名及び冗員淘汰の權を有し又歳計豫算を調製す

以上敕令の大意にして斯の如き廣大なる權利の下に撰はれたるは英人、ベリング氏及び佛人、ドブリン、ネー氏の二人にして是等二人の第一回報告は埃及は身代限にして到底十分に義務を果す能はざることを公言せり茲に於て埃及の國債問題は遂に歐洲政

治上の一大問題と爲り萬國債還委員會なるものを組織して英、佛、獨、埃、伊、匈は之に會同するに至れり如此内政に對して外國の權力漸く瀰蔓するに至れば國政に嫌焉たらざる徒か蜂起して外權の侵害を防ぎ國家の体面を維持せんと企るは往々免かれざる事實にして國權派の有名なるアラビヤは政府に反抗して反旗を翻し内政に於ける外權の干渉を掃蕩せんと企てたりしか其結果遂に武力的干渉に變じ埃及は爾來英兵の駐屯する處と爲り國家の体面は全く塗抹せらるゝに至れり

地中海の沿岸に於ける「チュニス」か今日の慘狀を來すに至りたる原因も亦等しく外債の結果にして佛兵の同地を占領せし以前「チュニス」政府は廣大なる權力を有せる一の委員を置けり其委員は一人の佛人及び六人の諸國人より成れり該委員の選定は最も不法を究り其方法は國債所有者の所屬政府か之を選任するに非ずして所有者自から選任せり故に「チュニス」の國政は舉げて外國市民の手に掌握せられたる最も可憐の有様に陥れり

以上述ふる如く貧弱國の外債か其一國政治の上に及ぼす弊害は實に恐るべきものにして措置一步を誤らば邦國は忽ち其基礎を危ふし竟に國家の体面を保つ能はざるに至る面して外債の政治上に及ぼす弊害は獨り貧弱國か富強國より負債を負ふ場合

に限らず富強國の間に於ても常に國際の關係上に紛雜を來すの虞あるものにして彼の英國か埃及の内政に干涉するや列國も其干涉に參與するの權を要求し今日尙は埃及問題は英佛の間に於ける外交上一の痼疾と爲るに至れり

國債か政治上に及ぼす弊害は此他に尙ほ一の重大なるものありて無謀なる戰端を開くの恐れあり即ち租税と國債とは大に徴収の難易を異にし租税は國民の負擔力の爲めに制限せられ負擔力を顧ざる増税を爲すに於ては忽ち國民の反抗を來たすか故に輕忽に巨額の經費を要する戰端を開くか如き恐れなく國際の平和を維持することを得へしと雖も國債は其徴収甚だ容易なるか故に平和に事局を終了することを得へき問題も忽ち干戈を動かして雌雄を決せんとするの危険なき能はず而して戰爭なるものは彼我兩國の幸福及び利益上に非常なる大打撃を加ふるものにして縱令戰勝國と雖も其戰勝より獲得する所の利益と兵戰の爲めに被れる損害とを比較すれば實際利益なきものにして殊に今日に於ては一國か大に權力を増張するは列國の權力均衡を亂し平和を擾亂するの基なりとの理由よりして戰勝の利益は往々列國の爲めに剝奪せらるゝか故に戰勝の結果は往々冗費徒勞に歸し其得る所は唯國力を疲弊し政務の滯滞を招致するに過ぎざるに至れり現に晩近露土戰爭に於て露國戰勝の利益は伯林會議

に於て列國の剝奪する所と爲り日清交戰に於て我邦か清國より獲得せる遼東半島は三國干涉の爲めに還付せられ希土戰爭に於て土耳其か占領せる「セッサリ」は列國干涉の爲めに返還したるか如き戰勝の價值は今日殆ど滅却するに至れり況んや一朝戰敗の不幸に遭遇するに於ては國力を萎靡し民力を涸渇し産業を衰退し政務を紛亂し國家の統一を缺き其体面を汚濁し甚しきに至ては尙ほ埃及「チユニス」か外債の結果と等しく其國の獨立を危うするに至るものにして戰敗國なる土耳其、清國、希臘の如き皆然らざるはなし故に戰爭は最も恐れて避くべきものにして而して國債は往々此不幸を誘起するの媒介なりとせば個は國債に於ける一大弊害と謂はざるを得ず國債に此種の弊害の伴ふとは既に學者の認むる所にして「ガルニエ」氏は國債は戰爭を誘導し租税は戰爭を制止するものなりと論じ「リカード」氏も租税を以て戦費を支ふるに於ては國民の負擔増加するを以て戰爭の費用を節し國家の至大事件に非ざるよりは戰爭を避くるとを得へしと爲せり

第二節 財政上の弊害

國債は又財政上に至大の弊害を及ぼし第一國民の財政監督を軟弱ならしむるの傾向

を有するものにして凡そ人情の常として其利害の目前に現はるゝものに在りては之を感ずると痛切なれども緩漫なるに従て次第に等閑に付するものなりとす即ち租税の増加は直ちに人民各自の負擔に影響するか故に増税案の議會に現はるゝや議員は勿論一般國民も俱に之を審議討究して政府の財政を精査し容易に之か通過を許さずと雖も國債案の提出に在りては之か償還の爲めに後來租税を増加すへきも眼前に増税の事なきを以て自から之か利害を究むるを等閑に付し十分なる財政の精査を爲さずして容易に承認するものなりとす是を以て政府か經費を議會に要求するや此弱點あるに乗して國債案の提出を計るものにして國民の財政監督緩漫なるに至らば政府の行爲は自然粗漏散漫專横跋扈に流れ又常に濫用浪費の弊に陥るを免れず蓋し其収入を得るの途容易なれば濫費の弊に陥るは政府も個人も同一にして政府に於ては其弊却て甚しきものあり何となれば個人の無謀なる負債は其害立どころに迫るか故に之を反省すると速なりと雖も政府の危期は左迄に速ならざるを以て不知不贖の間深淵に陥り執政者の功名心若くは不注意は不急の事業を企て功名を一攫せんとし或は國力に應せざる浪費を爲して其極遂に拯ふへからざるに至るものなりとすヒューム氏嘗て之を評して曰く政府か國債の應募權を得るは尙ほ放蕩者に倫敦の銀行よ

り預金引出の權利を與ふるに異らずと蓋し箴言と謂ふへし

國債か財政上に及ぼす第二の弊害は現世の負擔を後世に遺し後世政府の財源を涸渇するの恐れあると是なり國債か今日の如く巨額の増加を來したるは決して悉く今日の必要に費したるものゝみに非ずして吾人の父祖か費したる經費も之を償還する能はずして今日に残留せるものなり而して今日吾人か父祖の爲に償還の義務を負擔するか如く吾人の子孫も亦吾人の費したる經費の償還を負擔せざるを得ざるととなり國債の額は愈々増加して後世の負擔愈々重さを加ふるは從來國債増加の趨向に徴して毫も疑なき所なりとす國債か現世の負擔を後世に遺すは果して非難すへきものに非ざるなきか之を一個人に譬ふれば尙ほ父か其子か償還を爲すならんを信して負債を起し而して自己の利益の爲めに消費すると同一にして徳義に悖戻するものなるや明なり抑も後世には又其時代に應じて必要なる經費を要するものにして從來の經驗に因れば國家の政務は年々歳々繁劇を加へ其經費は常に増加の一方に傾くか故に吾人か子孫の時代に至れば更に一層經費の増加を見るは疑なき所なりとす然らば若し吾人にして子孫を愛するに切なりせば宜く其經費を充たすへき新財源を求めて以て之を子孫に遺さるへからず然るに全然之に反對して却て巨額の負債償還の義務を

遺さんか然らざるも政費は次第に増加するに尙ほ遺傳の負債を加ふるに於ては後世子孫の財政窮迫せざらんと欲するも豈得へけんや是れ財政上至大なる問題にして今日より之か弊害を豫防するの策を講ずるは尙に緊要の事と謂ふへし

國債は假りに以上の如き弊害なしとするも政府は大に不利を被るものにして少くとも國債元金に對して支拂ふ所の利子は政府の損失と謂はざるを得ず即ち茲に一億圓を要する事業起りたりとすれば之を租税増加若くは官有財産賣却の収入を以て支辨するに於ては一億圓を以て足るへしと雖も國債に依るに於ては其利子を年五分とすれば政府は年々償還に至る迄五百萬圓の損失を招くのみならず尙ほ國債掌管官吏の俸給國債發行の費用等を要し是等の費用は皆租税と爲りて一般人民の納税額に増加を來すと以て國債財政政策は國債の費用と租税増徴と二重の損失を被るものなりと謂ふへし

第三節 經濟上の弊害

抑も經濟の最も健全なる發達は固定資本と流動資本との割合が能く平準を保つ時に於て始めて企圖せらるゝものにして若し政府若くは民間に大事業起るか或は投機熱勃

興して盛に流動資本を吸集するか若くは信用上の疑懼よりして流動資本の需要急激なる増加を來す時は茲に經濟社會に最も恐るへき恐慌を惹起するものなりとす近くは一八七三年米國の經濟社會に慘憺たる大打撃を加へたる恐慌は其原因彼の大平鐵道の布設に原けるものにして巨額の流動資本は國內より吸收せられて固定資本と變し流動資本と固定資本と權衡を失し從來各種の産業に使用したる流動資本は大に減少したるを以て在來の如く之を運轉すると能はずして遂に恐慌の已むを得ざる場合に迫れり故に一時巨額の流動資本を吸收するは經濟の發達上最も慎まざるへからざるものなりとす然るに國債は此原則に反して巨額の流動資本を一時に吸収するものなるか故に經濟上に及ばず弊害は恐るへきものあり之を辨する者は曰く國債を募集して若し之を戰爭の如き不生産的の費用に充つるに於ては經濟上に恐るへき弊害を及ばすへしと雖も之に反して生産的の事業に使用せんか直ちに流動資本として市場に再出し又其事業よりして利益を得て益々流動資本を増加すへきを以て決して恐るゝに足らずと爲す者あり然れども是尙ほ米國大平鐵道の敷設當時の有様を會得せざる者の言にして鐵道の如きは産業の進歩を促す最も有要なる生産的の事業なりと雖も之を敷設して利益を收め流動資本を増加する迄には幾多の歲月を要するものにして而

して一方に在來の生産業が要する流動資本の需要は一日も止む時なく流動資本減す
 れは直ちに事業の運轉は溢滞を來さざるを得ざるか故に巨額の流動資本を吸収する
 は其用途の生産的なる不生産的なるを問はず唯其弊害に輕重ありと云ふに止ま
 り經濟市場に擾亂を招致するは到底免る能はされはなり故に巨額の國債を募集せん
 か金融逼迫し物價下落し産業衰退し労働者は職を失ひ賃銀は非常に低落し閉店破産
 續發の不幸に遭遇するものにして若し其費用にして生産的の事業に使用せられ速かに
 巨額の利潤を得るに於ては久しからずして流動資本を増加し市況を挽回するを得
 へしと雖も不急の事業若くは戦争の如き不生産的の事業に用ひらるゝに於ては其弊害
 は愈々甚しからざるを得ず故に從來經濟學者は専ら此點に向て國債を非難して止ま
 ざるなり

巨額の國債が流動資本を吸収して恐慌の原因と爲る恐れあるとは以上述べたる如く
 なれども尙ほ國債は恐慌を起す迄に巨額の流動資本を吸収せざるも金利歩合を引き
 上げ物價に亂高下を來たすを免れず元來一國の金利歩合なるものは資本の需要供給
 の關係に由りて定まるものにして需要増加すれば金利上騰し需用減少すれば金利は
 低落するものなりとす而して國債は巨額の資本の需要なるか故に國債にして募集せ

らるれば勢ひ金利は上騰せざるを得ず金利歩合にして上騰せんか事業家の大部分は
 借入金と以て事業の運轉に充つるものなるか故に利潤の一部分を金利騰貴の爲めに
 吸収せられ其純収入を減少し従て總ての事業は薄利となるを以て新に勃興せんとな
 る事業を阻遏し一般産業に衰退を來し事業家は其利益を減少せざらんとして先づ勞
 働賃金の内より之を差引くか故に賃銀低落して労働者は最も困難を被るに至る然れ
 ども若し之に反して金利歩合にして低落せんか事業の利潤は増加するを以て百般の
 新事業は勃興し労働者の需要は増加し賃銀亦上騰するを以て經濟は駸々として發達
 するとを得へし然らば金利歩合の騰貴を惹起する所の原因は即ち經濟の發達を阻礙
 する原因にして國債の募集は金利上騰の原因なれば是れ亦國債に伴ふ一弊害と謂は
 ざるを得ず或者は流動資本の減少して金利歩合を騰貴するも産業の發達に影響する
 となしと論ずる者あり其説に曰く流動資本にして減少せんか金利は勢ひ上騰し事業
 家は従前より多額の利子を資本家に仕拂はざるへからずと雖も又一方に物價の低落
 を來たすか故に原料品其他事業上に必要な材料は低價に購入せらるゝを以て事業
 は従前より少額の資本を以て運轉するを得べく又労働者の賃金も同しく低落する
 か故に事業家は何等の痛痒を感ずるとなく労働者に在りても物價下落し生計上の費

用を減するか故に假令賃金に低落を來すも決して憂ふるに足らずと爲せり然れども是れ思はざるの甚しきものにして物價にして若し金利歩合と比例して昇降するものならしめは論者の言ふ所は正當なりと雖も奈何せん物價と金利とは其昇降の割合を異にするか故に金利の上騰か産業を阻礙するは到底免る能はざるなり而して又國債の募集は金利上騰の弊害あると同時に物價を低落して爲めに經濟市場に及ぼす弊害も決して尠からず元來經濟社會に於て物價の平準は各種事業の發達上必要なる要件にして若し國債募集の爲めに市場より巨額の通貨を吸収せんか通貨減少の結果は物價に對する通貨の比價を高ふし物價は低落せざるを得ず物價にして低落せんか高價の原料を用ひて製造したる製造家或は物價の低落以前に仕入れたる商估は非常に損失を被るのみならず是等の者か借入金をして事業を運轉する場合に於ては物價の高き時代に購買力の低き通貨の借入を爲して物價下落し購買力多き通貨を以て返済せざるを得るか故に資本家は大に利益すへしと雖も負債者に於ては大なる損失にして經濟社會は爲めに擾亂を惹起するに至るへし

加之國債が經濟上に及ぼす弊害に就ては尙ほ茲に一の記すべきものあり凡そ經濟の健全なる進歩は資本が國內一般に普及し産業周く發達し互に相依相助けて始めて旺

盛なるを得べきものにして若し一地方より資本を惹きて速かに一地方の資本を増加するか如きとあらんか忽ち經濟社會の鎮靜を擾亂し到底健全なる發達を望む能はざるなり然るに國債は資本を一地方に偏集する弊害あるものにして廣く國內より募集したる國債を以て鐵道運河等の事業に投資せんか事業の行はるゝ地方に於ては速かに物價及び賃金を騰貴して市況は頓に好況を添ふへしと雖も資本を吸収せられたる地方に於ては金利騰貴し物價下落し事業は其運轉を滯滞し大に困難を來し延て全國の産業に影響を及ぼすに至るものなりとす

國債の經濟上に及ぼす弊害は略は以上述べたる如くなれども此他尙ほ國債の一種なる不換紙幣の經濟市場に及ぼす害毒は實に恐るべきものあり此場合に於ては他の通常國債募集の場合と異り國內に貨幣の流通額を増加するものなるか故に却て物價を上騰するの結果を生し從て政府の經費を増加し不得已又不換紙幣の増發と爲り從て増發すれば經費は從て増加し其究極する所を知らず物價は愈々上騰して人民の生計は益々困難を加へ法律の力も到底通貨の價格を維持する効力なく健全なる産業は地を拂ひ投機的事業之に代りて全盛を極め經濟界は亂麻の悲境に陥るを免れず是れ諸國が屢々經驗したる所にして殊に前世紀の末葉佛國か不換紙幣より被れる災害の如

きは實に殘酷を極め土寇所在に蜂起して資産家商店等を掠奪し政府は法律の力を以て紙幣の下落を防遏せんとし紙幣を記載の價格より安く賣る者は二十年の重禁錮に處すべく佛國人にして外國に商業を營む者は死刑に處すへしと云ふ峻酷なる法律を發布したりと雖も是等の法律は更に何等の効力なく紙幣は急轉直下の勢を以て下落し一七九六年には紙幣の實價は記載價格の僅々五分に降り流通は全く止んで十二億弗の紙幣は無用のものたるに至れり

第四節 社會上の弊害

國債が社會上に及ぼす所の弊害は貧富の懸隔を永續せしむるものにして國債額の増加は漸次座食安逸の徒を増加し經濟社會に於て活潑機敏の働を爲すへき有爲の氣象を阻喪し人民の内に國債の支拂を受くる者と國債償還の義務をのみ負ふ者との二階級を生ずる恐あり即ち國債は信用鞏固なる政府に對して貸出し且つ其期限は永年に涉り債主は資本運轉の手續及び危險の恐なく座して相當の利息を收むることを得へしか故に幾分利子歩合は市場の割合より低きも最も安全堅固なる放銀法にして資産家は自から進んで事業經營の働に當り幾多の困難及び危險を冒して利殖を勉めんより

寧ろ退て過ちなき万全の策を取り國債を購入するに如かすとの姑息心を起し唯自己の地位を失墜せざらんことをのみ是れ勉め經濟界に於ける進歩の活氣は銷沈し富者は其資産を永久堅固に持續すへき國債を固持して貧富の懸隔は益々永久に繼續し資産家は唯坐食儉安に耽り經濟界に於て活動の原動力たるへき有爲の士は其才を抱て資本なきに苦しみ汲々として事業に従事し僅かに得たる利潤の一部は割かれて國債償還に充つる租税と爲るか故に是等の者は國債所有者の爲めに利益を犠牲に供せられ國民の内に國債所有者と支拂者との二階級を現出するに至る而して富者は遊惰安逸に慣れて鞏固なる財産を永久に保持せんとし遂には國債の償還を嫌忌するに至るものにして米國に於ては一時國債の償還は市場より商業上の有價券を奪ふか故に國立銀行の基礎を破壊するものなりとの議論沸騰したるとありカールマル氏嘗て論じて曰く國債は勞力者のみをして國費を負担せしむるものなりとヒューム氏亦曰く國債の大部分は坐食者の所有に歸するものなるか故に人民をして遊惰儉安に陥らしむるの恐れありと

第四章 國債の弊害を辯明す

前章に述ぶるか如く國債には幾多の弊害伴ふか爲めに往々學者の非難を蒙り國債は實に開化の餘毒にして財政の基礎を漸衰せしむるものなり國債の額か今日の勢を以て漸次年と共に増加せんか遂に國家は道德に背反して償還を破棄するの己を得ざる窮狀に陥るへきか故に宜く今日に於て大英斷を以て之を廢止せざるへからすと論し「アダム、スミス」氏の如きも「ベニス」「ゼノア」の共和黨か獨立せんとしたるとき及び十七世紀末の西班牙の例を引て國債を非難し其他「チヌケー」「リカード」氏の如き亦盛に國債の弊害を痛論せり然とも一利一害は總ての事物に於て必ず免れざる所にして單に國債の弊害のみを見て直ちに之を排斥せんとするは甚しき大早計にして其本質を究めんとするには短所と長所とを比較し又其弊害を除去する方法有りや無きやを討究せざるへからすと以下政治、財政、經濟、社會等の諸點に於ける弊害に就き左に之を辯明せん

第一節 政治上の弊害を辯明す

國債の政治上に於ける弊害として最も恐るべきものは國債の爲めに外國權力の侵入を來し遂に其獨立を危ふするに至るへしと云ふにあれども埃及、チユニス等に於ける外債の結果を視て直ちに之を蛇蝎視するは徒に國債を恐怖して之を利用するの途を

知らざる者なり元來是等の邦國に於ては第一國債の使用法を誤り第二其管理法宜きを得ざりしに基せるものにして決して國債其物の弊害と看做すと能はず今其如何に國債の使用法を誤りたるかを見るに一八七六年「ケーヅ」氏か英國に致せる報告は之を説て詳なり氏の言の曰く埃及は一方に於て東方流の無智、不正、浪費、驕奢の弊風行はれ他方に於ては一時に泰西の文明を輸入せんとして事業の緩急經理の方法を誤り妄りに無謀の企業を爲したるに由れりと爲せり夫れ如此既に第一着に於て國債を使用するの途を誤り無用の浪費に陥りたるものにして如何に有益なるものと雖も之を濫用して安んそ弊害の之に伴はざるものあらんや例之は資本の潤澤は一國の經濟を進歩せしむる要素なりと雖も之を適當に流用して始めて効果を奏すべきものにして市場の狀況を詳かにせず妄りに資本の流入を計るに於ては物價騰貴し投機熱勃興し市場は擾亂を誘起して資本増加は却て經濟を擾亂するの原因たらざるを得ず然れども之を見て資本は經濟の發達に有害なるものなりと論する者あらは誰か其愚を笑はざる者あらんや是れ蓋し資本其物の害に非ずして資本の運用宜きを得ざりしに基くものなればなり之と同じく國債に於ても其の使用の方法を誤り之を浪費して弊害を生きたりとして外債を有害なりと論するは資本は經濟の發達を害するものなりと云ふの愚

と毫も擇ふ所なきなり

次に埃及政府は如何に國債の管理を誤りたるかと云ふに該政府は毫も信用を重せず國債の償還利子の支拂は常に其期を誤り債主をして大に損失を蒙らしむるに至りたるか故に債主は其財産を保護する爲に已むを得ず本國政府の助力を請求するに至り遂に外債の侵入を招きたるものにして外債の侵入は畢竟政府自から招ける禍にして決して外債の弊害に非ず内國債に於ても若し政府が債主に對して其契約を破らんか又之と等しき危害は到底避る能はざるのみならず其危険は寧ろ外債に比すれば急劇にして且つ慘酷を極むるやも亦未だ知るへからず即ち外債の不始末より起る結果は未だ容易に侵略の不幸を被るか如き恐なしと雖も内債の不始末は人民の不平を來し不平の結果は政府の反抗と爲り遂に之を顛覆せずんば止まざるに至るへければなり」由此觀之埃及「テュニス」等に於ける今日の慘狀を見て往々世人は之を國債に免れ難き結果なりと解する者あれども其實は全く政府の失錯に基けるものなるか故に是等の例を以て他の堅固なる邦國も亦外債を起すに於ては必ず外債の侵略を被るに至るへしとの理由とは決して爲すと能はず昔に外債の弊害と爲すと能はざるのみならず外債は之か使用方法にして宜きを得るに於ては大に一國經濟の發達を誘起し或は又經

濟の擾亂を鎮靜するの利益あるものなりとす即ち外債を募集して之を生産的事業に放下し是れより得る所の利潤を以て外債の元利を償還し盡して尙は其餘裕を生ずるに於ては其餘裕丈は外債に依りて一國の富を増加したるものにして之を例せば外債を起して鐵道を布設し是れより得る所の収入を以て負債を償還するに於ては昔に外債を以て一國の交通を完備し産業を奨励し人智を啓發して有形上無形上幾多の利益を得るのみならず償還の曉は外人をして鐵道を敷設せしめ無報酬にて之を讓受けたると同一の結果を収むるを得へし是れ實に外債の一大利益に非ずして何ぞや次に又外國貿易の逆にして輸入の輸出に超過し正貨の流出して經濟界に擾亂を來たさんとする場合に當り外債の募集は能く其擾亂を未然に防遏するの利益あるものにして魯國政府は屢々此策に依りて經濟の秩序を保護するを得たり即ち如此場合に當りて之を救正せんとするには正貨の流出を防遏せざるへからず而して正貨の流出を防遏せんとするには外國より正貨の流入を誘導する爲めに外國市場に負債を起さるへからず然るに一個人に在ては其信用厚からざるか故に到底巨額の負債を起すと能はずと雖も信用厚き政府は容易に巨額の負債を低利を以て募集し得るか故に之を以て流出すへき正貨と差引き毫も國內の通貨を動すとなくして經濟社會の擾亂を未然

に防遏するを得へし此他外債か内國の經濟上に與ふる利益夥多なりと雖も以上述べよる所を以て推知すべく決して妄りに恐怖すへきものに非ず寧ろ之を利用して利益を取むへきものなると明なりと云ふへし

此他尙ほ國債か政治上の弊害として無謀なる戰端を誘導するものなりとの非難あれども是等の弊害も國際間の交通益々密接し經濟組織の愈々複雑を加ふるに従て自ら之を防遏するを得へし即ち往時の如く列國互に孤立の有様にして經濟上の關係又單純なりし時代に在て若し今日の如く政府か容易に資本を得るの途わらんか或は爲めに無謀の戰端を開くの恐なきに非ずと雖も今日の如く進歩せる經濟社會に戰爭の與ふる打撃は實に深酷にして爲めに一國の國力を銷沈し加之前さに述たるか如く列國權力の平均は一國の膨大を抑へ戰勝の利益を剝奪するか故に何れの國に於ても戰爭を嫌忌し殊に立憲代議の制を採用する邦國に於ては國民に戰費の負擔を諾否するの權を有するか故に執政者か名譽心に驅られて無謀の戰端を開くと許さず左れば國債上此種の弊害は今日に於ては深く憂ふるに足らざるに至れり

第二節 財政上の弊害を辯明す

國債は負擔を後世に嫁し現世を惠むものなるか故に徳義に背悖するのみならず財政上より論するも後世は又後世に必要な經費あるか故に現世の經費をて之を後世に嫁するに於ては國家の歳出は年と共に益々膨張し遂に財源を涸渇し政府は徳義に背きて償還の義務を擲つての不得已に至るへしとは從來國債に對する有力なる非難にして嘗て「クリミア」戰爭の時に當り當時英國の宰相「グラッドストーン」氏も亦此説を主張して曰く國債を以て戰爭の經費を支辨するは後世をして戰局を結はしむるものにして戰爭は名譽快樂是に伴ふものなれば租税を増加して戰爭の苦痛を感せしむるに非されは濫りに凶器を動し國帑を濫費する憂あるか故に百事を慎重にし累を後世に蒙らしめざるか爲めには須らく租税に依りて戰費を支辨せざるへからすと爲し大に所得税、麥酒税其他の消費税を増加せり然れども斯の如き單純なる理由を以て國債を排斥せんとするは甚しき偏見にして若し國債にして一國生産を増加する事業に使用するに於ては大に其國の富を増進し人民の納税力を増加するか故に決して憂ふへきに非ず例之は道路、運河、鐵道、築港等の如きは交通の便を開き産業の進歩人智の啓發を誘導

するものなるか故に其後世子孫に與ふる利益は偉大なれども巨額の資本を要するか故に一個人の資力能く之を成すと能はず又假令個人の力を協せて之を成すとを得るも個人か是等の事業に従事する目的は一に營利に在るか故に永遠に於ては十分に収利の見込あり又國力の増進の爲めに緊急の事業なるも目前に相當の収入あるに非ざれば之を委棄放棄して毫も國家百年の大計を顧ざるのみならず此種の特占的の事業を個人に委するに於ては恣に利益を壟斷し産業の進歩を阻礙し甚しきは彼の米國鐵道業に於けるか如く政治上に恐るべき弊害を醸生するに至るとなきを保せず此他一國の産業を獎勵する爲めに模範的の事業を起し適當の保護獎勵を幼稚の事業に與へ或は拓殖の事業の如き目前に收利なくして而かも巨額の費用を要するものに在ては政府の力を以て誘導啓發するに非ざれば巨大の富源も空しく委棄せられて永遠に國力の増進を期すると能はざるなり故に如此費用に充つるか爲めに募集する所の國債は現世を利すると同時に餘惠を後世子孫に與ふるものなれば假令後世をして國債の償還を分擔せしむるも敢て之を不當と謂ふへからず

平時に於て生産的の事業を起すか爲めに募集する國債の償還を後世に分擔せしむるの不當ならざるとは以上述ふる所を以て明なるへしと雖も戦時政府か不生産的の事業に

充つるか爲に起す所の國債と雖も之か分擔を後世に與ふへからずとの理由は甚た所
以なきものと謂はざるを得ず何となれば時に或は一身の名譽を以て唯一の目的とする
隱險の野心家か國家の利害榮辱を顧みず無謀の師を起したるの例なきに非すと雖
も是れ誠に稀有のことにして戦争の多くは皆國家利害の衝突に因り起るものにして即
ち國家の經濟的利益を保護するか爲め或は國家の體面を保持するか爲め或は國家の
獨立統一を計るか爲め或は國力の増進を計るか爲め已むを得ず干戈に依て事を決じ
んとするものにして其事の成否如何は實に國家百年の大計に關する重大事件に非ざ
れば容易に干戈を動すに至らず即ち戦争は一時の小利害小感情に因りて起るものに
非ずして一國の國是を遂行する爲め己むを得ざるに出るものなりとせば其國家を繼
承する後世子孫か戦争の當時血を流して國家の利益を保護したる祖先と俱に之を分
擔するは是れ亦當然の義務なりと謂ふへし

由此觀之彼の國債を德義上より觀察し父か未だ生れざる子の收穫すへき穀類を食す
るものなり或は數十年後に製造すへき麵包師の麵包を以て兵士を養ふものなりとし
て之を非難するは甚た所以なきにして若し政府か起したる國債を以て生産事業に
充て時期の緩急若くは管理の方法を誤りて事業に失敗するか或は萬一一時の感情に

駭られて無名の師を起し戦敗の凌辱を受くるか如きとあるに於ては是等の費用を供給するに便を與へたる國債も間接には多少の責なきに非すと雖も斯の如きは主として政府施政の失敗に基するものなりと云はざるを得ず

尙ほ茲に國債を財政上より觀察し後世は又後世に必要な経費を増加するか故に今世の費用に充てたる國債の償還迄後世をして分擔せしむるに於ては愈々國債の額を増加し後世の財政は益々膨張し遂に財源涸渇の弊に陥るなきを保せずとの議論は一理なきに非すと雖も是れ亦深く憂ふるに足らず何となれば經濟の發達富力の増進は意外に迅速にして一般に經濟發達するに於ては國民の納稅力を増加するか故に國債の増加は格段人民の苦痛を増加するの憂なければなり今英國に於ける國債負擔力の割合を見るに一八一五年に於ては英國人民が國債償還の爲めに要せる經費は總生産額の一割五分に相當したりしか一八八〇年には國民の富力増進し生産額の増加したるか爲に國債總額は減少せざりしも其割合は僅に三分に減少するに至れり佛國に於ても亦是れと同一にして一八四〇年同國々債總額は八億五十万弗にして總生産額の千分の二十二に相當したりしか一八七〇年には國債額非常に増加して二十七億五千万弗に上りたるに拘はらず生産額に比例すれば僅々千分の一の増加にして即ち千分の

二十三に上りたるに過ぎず如此富力の増進は意外に迅速にして生産増加し人民の納稅力屢々として増進するか故に假令現在に於て償還を終はると能はざりし國債の殘額を後世に嫁するも之か爲に財源涸渇財政破産を免る能はずと爲すは徒に國債を畏怖するものと云ふへし然れども茲に讀者の注意を要するものあり即ち國債負擔の割合は富源の開發生産の増加と共に減少するも増加するの恐れなきか故に國債は之を償還するの必要なし現在の國債は其負擔の割合に容易なる後世に嫁するを以て財政上策の得たるものなりと信するに至ては是れ甚しき誤謬にして若し是等の主義に由るに於ては普通に進歩發達すべき經濟を阻礙するのみならず其極途に財政破産の不幸を見るに至るやも亦未だ知るへからず其詳細に至りては後章國債償還の部に於て論ずるとあるへしと雖も余か茲に國債額と生産額とを對照したる所以のものは唯妄に未來の財政に對して恐懼を抱くの必要なさを立證したるに過ぎず

「リカード」氏の如きは最も熱心なる國債排斥論者にして國家が戰爭の費用を支辨する爲めには宜く租稅を増徴して之に充て決して國債を募集するとあるへからず何となれば租稅の増徴は一時人民の負擔を重くすと雖も戰爭の終局と共に負擔は再び舊の如く輕減するものにして戰爭稅を一千磅とすれば人民は其收入より之を節約して納

税するか故に一國の資本を減するの恐れなしと雖も之を國債に依頼するに於ては人民は僅に十磅の利息なる五十磅のみを節約するに過ぎずして戦費として募集したる國債一千磅は消費せられ一國の資本は減少せざるを得ず故に國債を以て戦費を支辨せんとするは徒らに一國の資本を減するのみにして世人或は租税は國債に比すれば其徴収困難なりと云ふを口實として國債募集を主張する者あれども被税者か若し其節約せる部分を以て尙ほ納税額を充すと能はずんば財産の幾分を賣却するか若くは他より借入を爲すと能はざるに非ず現に國債應募の資金ありとせば納税者か借入るを得へき資金なしと云ふと能はざるなり即ち此場合に於ては納税者か債主に對して直接に元利の支拂を爲すものなれども國債の場合に於ては一度政府の手を經て間接に債主に支拂を爲すと云ふに過ぎず左れば租税は國債に比して其徴収困難なりと云ふの理由は毫も發見すると能はざるなりと以上述ふる所は、リカード氏か論旨の大要にして多數の學者亦之に附和し此前提よりして前章財政上の弊害に於て述べたるか如く政府は募集したる國債に對して支拂ふ利息は全く損失にして徒に人民の負擔を重ふし而して早晚其國債は償還せざるへからざるか故に租税を増徴するの必要起り政府は二重の手續を要し人民は二重の負擔を蒙るものなりと結論するに至れり

若し果して「リカード」氏等か主張する前提にして議論の正鵠を得たるものなるに於ては國債か是等の弊害あるは疑なき事實にして故らに國債の如き迂遠弊害ある策を取るの必要なきや明なりと雖も奈何せん是等の前提は甚しき誤謬にして國債募集と租税徴収とを同一視するに至りては其偏見に驚かざるを得ず

抑も重税の結果は一國の經濟上に恐るべき結果を呈出するものにして各種の生産事業は皆相當の利潤を目的として經營せらるゝものなるか故に其利潤にして増加すれば事業は益々隆盛を來し利潤にして減少すれば事業は從て衰退を來すは經濟上動かすへからざる眞理なりとす故に若し一朝戦争爆發するか如き場合に遭遇せんか然らざるも市場の動搖は事業に少からざる打撃を與ふるものなるに加へて之に甚しき重税を課するに於ては人民か如何に愛國心敵愾心に富みたればとて損失を爲して迄事業を營むか如き者あらし然らば重税の結果は國內の産業を衰微せしむるものにして産業にして衰微せんか從來是等の産業に依りて衣食したる勞働者は皆其職を失ふて路傍に彷徨し經濟社會は甚しき困厄を招致し國家の財源は涸渇して人民は戦争の苦痛に堪へざるに至れば自から不平沸騰して一日も早く平和の回復を望み假令兵強く戦捷つも財源の涸渇國內の不平の爲に十分なる戦局を結ぶ能はずして戦争は中途に

して止めざるへからざるの不幸に遭遇するに至るリカード氏一派の論者は國債の募集に應ずべき資金市場に在りどせば納税者は之を借入れて納税に充つるを得へしと爲せども國債應募の資金なるものは第一。収利の目的第二。國家の信用確實なる第三。幾分は奉公の義務心とに由りて供給せらるゝものなり之に反して信用輕き一個人が戦争の起りて市場の動搖するに當り資金の借入を求むるは非常の困難にして決して國債と私債とを同一に論ずる能はず假りに一步を譲りて納税者か借入を爲し得るとするも元利支拂の義務を負ふて借入たる資金は租税として政府の爲に奪はるゝものなるか故に力の及ふ限り租税を脱せんとして財産の隱蔽、詐偽を行ひ奸詐滯納頻發して租税は愈々不公平と爲り政府の費用及び煩勞は益々増加せざるを得ず加之租税は到底急速の必要に應ずる能はざるものにして増徴の調査準備を爲し増税を人民に豫告し愈々之を賦課して國庫に入る迄には少からざる日子を要するか故に其間他に國庫に剩餘金若くは準備金あるに非されば國家財政は負債を起すの外他に支持するの策なきものなりとす是れ實際に徴して毫も疑なき事實にして「クリミア戦争に當りて英國の宰相グラットストーン氏か増税の主義を決行したるに拘はらず尙ほ租税を以てしては急速の必要に應ずる能はざりしか故に租税の收入に先たち一ヶ月若くは

一ヶ年の期限を以て大藏省證券を發行するに至れり
 之に反して國債を募集して是等の費用を充さんとする場合に於ては國債は租税の如く人民の財産の一部を國家の爲めに犠牲に供せしむるものに非ずして募集したる金額は再び應募者に償還するのみならず尙ほ之に年々相當の利子を付し而して其募集に應ずると否とは全く各人の自由に放任するものなれば「強募國債不換紙幣の發行の場合の如きは此限りに在らず」租税の如く人民に苦痛を蒙らしむるものに非ずして寧ろ信用確實なる政府に貸金するは應募者か好放銀場として喜んで之か資金を出すものなりとす故に政府か資金を得るは容易にして且つ急速の必要に應ずるを得へし而して國債募集か經濟上に如何なる影響を及ぼすかは後章之を細論すへしと雖も要するに租税の如く人民の利益を殺し貯蓄心を銷沈せしむるものに非ず假令國債の爲に國內の資本を吸収して資本缺乏を來し事業の運轉を阻礙するとなきに非ずと雖も其害毒は重税を課し事業家の利益を沒收して事業を廢止せしむるに比すれば遙かに優れるや明にして又流動資本缺乏の弊も之を避け難きに非ず即ち内國の市場より募集するに於ては流動資本を減少し經濟の秩序を亂るの恐れある場合に於ては之を外國市場に於て募集せんか内國の經濟市場には何等の困難をも與ふるとなくして容易に

資金の必要を充たすことを得へし即ち國債に依るに於ては急速の必要に應ずるとを得
 (イ) 經濟社會に甚しき擾亂を與へず (ロ) 不公平なる租税を課せず (ハ) 人民の不平を醸さず
 (ニ) 財源の涸竭を來さず而かも十分に戰爭の遂行を爲し得るものなりとせば後來利息
 を負擔し二重の手續を要すると雖も是等は誠に些細なるものにして其利益に比すれば
 は其害や齒牙に懸くるに足らず故に濫りに國債を嫌忌して租税に依らんとするは尙
 は堅牢迅速なる巨船に駕して渡海するは其船賃高しとして矮小脆弱なる片舟に駕し
 巨濤の間を超ゆんとすると同一にして文明の利器を利用する術を知らざる頑愚の甚
 しき誰か此を嘲笑せざるものあらんや「クリミア」戰爭に於ける英國政府が戰費支辨の
 實踐は到底單一なる租税法に依る能はざるを示して明なるか故に茲に其概略を述へ
 ん當時英國政府の戰費支辨法は先きに述べたる如く租税の増徴に依るの目的を以
 て所得税、麥酒税及び其他の消費税を増加したりと雖も急速の用に充つる能はざりし
 を以て租税の收納に至る迄一時數ヶ月若くは一ヶ年の期限を以て大藏省證券を發行
 するに至れり是れ單純なる租税法の到底行ふ能はざる第一明證にして次て租税は國
 庫に流入するに至りたりと雖も其収入は遅々として支出に應ずる能はざりしを以て
 大藏省證券を發行するの必要は毫も減せざりき然るに此大藏省證券に對しては其期

限の短きを以て人民の之に應ずる者少く能く巨額を得ると能はざりしを以て一八五
 四年其期限を三ヶ年乃至五ヶ年とし四組に分て之を發行せりと雖も尙は其應募額は
 少くして初發以來僅に七百万磅を得たるに過ぎず斯の如き有様なりしか故に政府は
 非常に困難を感し當初の主義を遂行せんとするには租税を増加するの外なしと雖も
 妄りに重税を課するに於ては經濟を紊亂し財源を涸竭するを免れず多智明哲なる「ク
 ラッドストーン」氏の豫期も茲に至て亦如何ともする能はず一八五五年四月遂に三分
 利付を以て千六百萬磅の永遠國債を募集するに至り同年又五百萬磅を募集し翌年に
 至り更に五百萬磅を募り又大藏省證券三百萬磅を永遠國債に換ゆるに至れり而して
 其總戰費六千九百二十七萬七千六百九十四磅の内永遠國債に依れるもの二千九百萬
 磅にして之に大藏省證券を加ふれば總計二千九百七十一萬五千磅にして其過半は實
 に國債の力に依りたるものなりとす夫れ如此當時の英國は四十年來大平の後を承け
 經濟進歩し産業發達し國力充實して脾肉の嘆に堪へざるに際し年來貯積せる對魯の
 敵愾心は一時に爆發し當時又英魯間に於ける貿易上の關係は誠に微々たりしのみな
 らず裏海邊陲の交戦は本國の通商貿易に毫も危險を與ふるの恐れなきを以て宣戰の
 布告は舉國の同情を以て迎へられ朝に在りては名聲一世を壓する「クラッドストーン」

氏ありて國情と輿論の趨向を察し籌謀畫策至らざるなかりしも財政上の大則は人力の得て動かすへからざるものにして千載一時の好機に際して尙ほ單一なる租税法は竟に失敗するに至れり

然れども茲に國債か國民の財政監督を緩漫ならしむるの傾向あるは蔽ふへからざる事實にして既に資金を得るに容易なれば從て浪費に傾くは人情の自然にして免れ難き弊害なりとす然れども國民一般に財政上の知識普及し執政者亦能く國家の利害を顧て其處置を誤らざるに於ては未だ甚しき失錯に陥らざるを得へし若し夫れ國債に此弊害あるか爲に之を排斥せんか是れ猶ほ劇劑の人體を傷ふを知て未だ之を利用して危急の病者を救済するを知らざるか如し恐も亦甚しと云ふへし

第三節 經濟上の弊害を辯明す

國債は一國の固定資本と流動資本との割合を亂し從來產業に運用したる流動資本を吸収して事業の運轉を阻礙し物價下落し產業家及び商人は破産閉店の慘狀に陥り労働者は職を失ふて饑渴に叫び經濟界は非常なる擾亂を惹起して遂に恐るへき恐慌の襲來するに至るへく假令斯の如く甚しきに至らざるも金利を上騰して經濟の發達を

阻礙し資本の一地方に偏集して他の地方の進歩を妨ぐるの害ありとは經濟上より國債の常に被る非難なれども是れ其弊害の極まる所を論したるものにして之を以て國債募集の總ての場合に發生し國債には此弊害常に伴ふて離れざるものなりと信するに於ては蓋し誤解と謂はざるを得ず元來總ての事物は皆事物其ものゝ程度と外界の事情とに由りて異なるものにして殊に經濟上の問題の如きは其然るを觀る故に公平に國債の經濟上に及ぼす影響を研究せんとするには先づ國債の金額及び發行に伴ふ事情を知ると同時に一國富の多少及び其分配の有様產業の狀態金融の事情等總て經濟上に變化を與ふる一切の事情を參酌したる後に非されは完全なる斷定を下す能はざるものにして抽象的に國債か經濟上に及ぼす一般の法則を知らんとするは到底不能のとなりとす故に余は各特殊の場合に就て順次之を左に研究せんとす

國債は或る場合に於ては經濟界に何等の影響をも及ぼさざるとなきに非ず是則ち國債借換の場合にして在來の國債を償還して新に國債を起し若くは從來未済の負債を國債と借換するに於ては唯信用の移轉に過ぎずして經濟社會は何等の變態を來さざるなり是れ各國か國債整理の爲に常に行ふ所にして此借換の巧に運用せられて世人を驚したるは彼の佛國か獨逸に對する巨額の償金を速に償還せるに在り今其手續きの

概畧を述べんに佛國が戦争に要したる経費の總額は百十四億七千一百萬法にして内九十八億九千萬法は國債に依り其内五十八億法は償金として獨逸に支拂ひたるものなりとす而して此償金に充つる爲に政府は一千八百七十年七十一年の兩年に三十億法の國債を募集し其後僅に十三ヶ月にして一千八百七十三年更に三十億法を募り一千八百七十四年四月十四日迄十九回に拂込せしめんとせり茲に於て世人は一般に佛國の富力能く之に應ずるや否やを疑ひしに意外にも非常の好況を呈し國內に於ては八十二万七千六百六十四人の應募者にて其申込金額百七十七億六千五百五十一万九百五十六法に達し外國人にして之に應したる者は十萬七千六百十二人にして申込金額二百六十億五千九百五十法に達せり故に此内外國を合すれば應募者の數は九十二万四千二百七十六人にして其申込總額は四百三十八億一千六百〇九万六千四十法に達し實に應募額八十四倍以上に達したるものにして世人は噴々として佛國財政家の技倆を稱揚し佛國の富の無盡藏なるに驚嘆せり而して如此好況を得て巨額の國債を募集し之を獨逸に仕拂たるに拘らす佛國に於ては其の生産資本を減せず従て經濟社會も格段の動搖を來たすと非ざりきは是則佛國が「インターナショナルクレジット」即ち國際證券を利用したるに由るものにして國際證券とは各國の國債若くは確實

なる鐵道其他會社の株券債券等にして是等は各國の資本家皆此募集に應じ諸國の市場に賣買せらるゝか故に各國の人民皆之を國際間の融通に使用し恰も資本溜水器の用を爲し國際間の金融を融通せり故に佛國政府が巨額の國債と募集するや人民は他國の債券を所有するよりも自國の國債を望む者なるか故に應募者は其所有の國際證券を以て國債拂込に供し中央銀行は之を外國市場に賣却し其代金を受取る代はりに獨逸政府拂ひの爲替手形を振出して之を政府に與へたりしか故に政府は現金を動かすことなくして巨額の償金を支拂ふとを得て其償金は恰も倫敦伯林羅馬等の資本家が仕拂を爲しなると同じく唯佛國は諸外國間に存せる貸借關係に異動を生したるに止まり盡く佛國の資本を吸収せざるを得たり故に經濟上に何等の變態を來すことなく産業も從來の如く進歩し労働者も職に安し商況も依然として國債募集を知らざる有様なりさ夫れ佛國の國債は其募集方法に由りて結果を異にするものなるか故に必しも資本に變動を來すものなりと斷ずると能はざるなり

以上信用の移轉が資本は何等の變動を來さるゝとを論したるか故に次に實際資本を動かす所の國債募集に就て論せんとす

抑も經濟上に及ぼす影響は其資本の出所に由りて大に異なるものにして殊に内

債は外債とは大に其趣を異にせり即ち内國債は資本を吸収して流動資本を減し金融は逼迫を致すに反して外國債に於ては外國より資本を流入するを以て資本を潤澤にし金融を緩和するものなりとす然れども外債に由りて遂かに内國の資金を増加するは決して喜ぶべき現象に非ず何となれば急激なる資金の潤澤は忽ち物價を騰貴し投機的事業を勃興せしめ平靜なる經濟界に波瀾を惹起し其反動は金利を上騰し物價を下落し經濟の健全なる發達を害するものなればなり故に外債を募集するに當りては宜く内國の事情を顧み産業社會に擾亂を惹起せざるを注意するは緊要のとなりとす而して其最も適當なる場合は貿易の逆境にして正貨の流出する場合及び戰時内國の經濟社會が大に動搖したる場合なりとす貿易の逆境にして輸入の輸出に超過し滯留として正貨の海外に流出する場合に於ては内國の流通貨幣を減少するか故に従て金融は逼迫し金利の上騰を來し産業家は資本の流用に苦むのみならず一方に通貨減少の爲めに物價は次第に下落し自から事業の運轉を阻礙し労働者は職を失ひ其憂愈急甚しきに至ては倒産鎖店相繼ぐの不幸を招くに至る故に内國の通貨が常に一國の需要と平準を保たしむるは經濟政策上一日も缺くべからざるべし若し之に變態を生せんとする場合に於ては速に之を救正せざるべからず而して之を救正するに最

も便利なる方法は即ち外國の資本を流入するの途を開きて正貨の流出を阻遏するに在り英國の如く非常に殷富にして海外との取引頻繁なる邦國に於ては通常如此場合に當りては英蘭銀行の金利引き上げを以て容易に其目的を達するを得へし即ち英蘭銀行の信用は外國に對して迄重きのみならず其所在地が大陸の資本家と遠隔せずして資本の融通容易なるが故に預り金利率にして騰貴すれば海外の資金は滔々として英蘭銀行に流入し直ちに正貨の流出を阻遏するを得へし然れども英蘭銀行の如く海外に對して信用旺盛なる大銀行を有せず又英國の如く資金融通の便利なる位地に非ざる邦國に於ては己を得ず信用強大なる國家自から國債を起し之を以て外國に支拂ふべき正貨と差引して正貨の流出を阻遏せざるべからず而して此場合に於ける國債は單に支拂ふべき正貨と差引するに過ぎざるが故に内國の金融市場には何等の變態を起さざるや明なり

交戦の場合に於ても亦外債を募集するは策の得たるものにして一朝平和の破裂するや外國貿易を阻礙し内國の産業は労働者の缺乏市場の動搖等の爲めに大に其秩序を紊るを以て此場合に於て内國債を募集せんとするには市場の状況と國債額とに由りて最も慎重なる調査を爲し方法宜きを得ざるべからず若し其國債にして産業上に必

要なる資本を吸収するか如きとあらんか經濟社會は忽ち擾亂を惹起し是等戦時の國債なるものは多くは交戦上の必需品なる兵器軍艦軍服等の購入の爲めに外國に流出し再び内國市場に下るもの少きか故に此場合に於ては流動資本の吸収と正貨の流出と一時に併發して經濟上の擾亂は愈々甚しきに至るものなりとす左れば戦時内國の經濟界を紊さゝらんとするには外債は策の得たるものにして流動資本を吸収して事業の運輸を阻礙するの悞なく又正貨の流出を防遏するを得へし然とも茲に論ずるものは決して戦費は悉く外債に依るへしと云ふにあらす之を内國に募集して經濟社會に擾亂を惹起するの悞なきに於ては何ぞ故らに外債を募集し外國人に利子の支拂を爲すの必要あらんや故に戦費は内債に依るの危険ある場合に限りて外債を募集すへきものなりとす

次に内國に於て實際資本を吸収する所の國債が經濟上に如何なる影響を及すかを研究せん内國に於て募集する所の國債は其利息歩合に由りて大に趣を異にするものにして通常其初に於ては尋常の利息歩合を以て募集するを得へしと雖も次に募集するに當りては必ず尋常より高き利息を付するに非されは資金を得ると能はず而して若し更に募集の必要あるに於ては大に高き利息を付せざるへからす即ち國債の利息は

募集額の多少に比例し又其經濟上に及ぼす影響も漸次著しきに至るものなりとす左に其利息の高低に由りて經濟上に及ぼす影響を論せん

第一 尋常の利息を付して募集する場合

尋常の利息を付して募集する國債に在りては現在の經濟社會に何等の影響をも及ぼすとなきものなりとす何となれば之か募集に應ずる資金は其用途の未だ定りずして之か需要を求めつゝある即ち當時の市場に剩餘の資金のみにして固定資本と爲り若くは其固定資本の運用に必要な流動資本は毫も之か爲め吸収せらるゝとなし蓋し固定資本若くは之に伴ふ流動資本は其用途既に定まり相當の利益を待つつあるものなれば故らに之を割て格段利益を増加せざる國債の募集に應ずる者なく之か募集に應ずる者は當時の産業に必要ならざる浮動資本なるか故に經濟市場に何等の影響を及ぼさざるや明なりとす然も若し其産業社會にして將に膨張せんとするの氣運に向へる時に在ては後來の發達を阻礙せざるとなきに非ず何となれば今や將に膨張せんとする事業は當時の經濟市場に必要ならざる即ち浮動資本を以て擴張せんと企てたるものなれども國債の爲めに既に之を奪はれたるか故に再び浮動資本の生ずる迄は擴張を企圖すると能はざればなり故に此種の國債は當時

の經濟社會に對しては毫も影響を與ふるとなく唯將來擴張せんとする産業を阻礙するの恐れあるものなりとす

第二 高利を付して募集する場合

國債の募集愈々増加して政府は尋常の利息を以て募集を爲すと能はざるに至れば己ひを得ず尋常以上の高利を付するか若くは額面以下に國債を賣出し市場の資金を誘引せざるへからず此時に至れば經濟社會は必ず國債の影響を蒙るものにして金利騰貴し多少産業の運轉を阻礙するの恐れなきに非す何となれば普通産業家は事業運轉に要する流動資本を自から所有する者少く多くは借入金をも以て運轉するか故に若し政府が尋常以上の高利を以て國債を募集せんか市場の資金は利益多くして信用鞏固なる國債に流入するに至るは必然の勢にして産業家が資金を得んとするには國債の利息以上を支拂ふとを約束せざるへからざるを以て利息歩合は騰貴せざるを得ず既に市場の利息にして騰貴せんか産業家は騰貴したる利息歩合丈け従前より利益を減すへきか故に高利の資金を借入れて事業を運轉するに於ては相當の利潤をも収むると能はざる事業は金利の下落迄之を廢止し或は其固定資本たる工場機械を賣却し既に製造したる物品も之を賣拂ひて國債の募集に應じ之れ

か爲めに損する所は他日國債の價格騰貴したる場合に償はんとする者を生し産業の一部は中止若くは廢止して其労働者も亦職を失ひ經濟社會は多少の弊害を被らざるを得ず然とも未だ中止に至らざる産業に在りては金利騰貴し資本を得ると困難と爲り従来より利潤を減するの恐れあるよりして却て産業者の精勵心を増し生産額を増加するとなきに非す米國南北戦争の時に當りて農業の大改良は實に此精勵心の増加したる結果にして當時五十万人餘の農民は皆戦争の爲めに出征して大に農作者の數を減少したれども農産物の需要は毫も従前に異らされは茲に勞力を省略する機械の必要を生し一八六一年には農業機械の特許出願數は三百五十件一八六三年には五百〇二件に増加せり斯の如く産業者の精勵心は實に意外の好結果を得るものなりとす此場合に於ては多少經濟上に影響を及ぼすとなきに非すと雖も未だ甚しき擾亂を醸すか如き恐れ非ざるなり

第三 非常の高利を以て募集する場合

高利の國債を以て資金を得ると能はざる時に當り政府か尙ほ國內市場に募集せんとするには更に大に高利を付して資金を誘引せざるへからず此時に至れば市場の金利は非常の上騰を來し國內多數の産業は如此高利の資金を以てしては利潤の大

半を減損するか故に中止廢棄等相繼て起り労働者は其職を失し産業社會は非常の慘狀を呈し資本は多く政府に吸収せられ從來其資本を生産的に運用したる者は政府の國債支拂に依て食する遊蕩不生産的の徒と化し政府の歳出は益々増加して收入すへき財源は減少し遂に財源涸渴の弊に陥るに至る故に非常の高利を以て國債を募集するは財政上最も避くへきとして非常の高利を付するに非されは資金を得ると能はざる場合に迫らば宜く之を外國市場に募集して内國經濟社會の擾亂を來さるることに注意せざるへからず而して外債募集に於て「コンドセ」氏の如きは利息を外人に支拂ふものなりとて大に嫌忌すと雖も外債は決して久しく外人の手に止まるものに非ず其經濟にして回復するに至れば内國人は外國の債券よりも寧ろ内國の國債を望むは人の常情なるか政に漸次之を回收して内國人の所有に歸するものにして佛國か昔佛戰爭の爲めに募集したる國債の大部分は外人の爲めに所有せられたりしと雖も爾後數年ならずして漸次本國に復歸し伊國に於ても建國の當時戰費及び内政の刷新の爲めに巨額の國債を募集し其募集の時より凡そ十ヶ年間國債總額の三分の二は外人の所有に屬せしと雖も一八七七年に至り外人の所有は僅に四分一乃至五分一に減せり北米合衆國に於ける國債も亦之と同一の狀況を呈し

一八七一年凡そ八億弗乃至十億弗の國債を外人に所有せられ年々五千萬乃至六千萬弗の利子を外國に支拂ひたりしと雖も一八七八年には其六分の五を内國に回收し利子として外國に支拂ひたる額は僅に千二百萬弗に過ぎざるに至れり由是觀之
外債は外國人に利子を支拂ふとの憂ひは格段意に介するに足らざるものなるを知るへし

國債の經濟上に及ぼす影響は略は以上述ふる如く市場より資本を吸収する額の多少に由りて其結果を異にするものなれば決して總括的に國債の經濟上に及ぼす影響を論斷すると能はず産業社會に於て未だ必要の起らざる浮動資本を募集する間は經濟上に何等の影響なしと雖も其額愈々増加するに従て産業上に必須の流動資本を吸収し金利を騰貴し産業を萎靡し國庫の財政を涸渴するに至るへきか故に市場の狀況に順て國債募集額の限度を査定し尙ほ其以上募集の必要あるに於ては即ち外債に依るへきものなりとす而して其限度とは幾何の程度を指すか是れ甚だ曖昧なるか如くなれども各其國の經濟組織及び發達の程度に由て異らざるを得ざるか故に理論上より之を脱かんとすれば唯だ經濟界に擾亂を來たすに至らざる程度を以て限度なりと云ふの外なく之を考察して其處理宜しきを得ると否とは一に當路者の才幹技倆に存す

るか故に此點を明察するは財政家の最も心を勞する所なりとす

第四節 社會上の弊害を辯明す

社會上より國債の被る所の非難は國民の内に國債償還の義務を負担する者と其支拂を受くる者の二階級を生し儉安坐食の弊風を誘起し貧富の懸隔をして益々永續せしむるものなりと云ふに在り然れども是等の弊害は適當なる方法を以てすれば必しも救正し難きに非ず即ち國債額面を少額にして之を發行し少額の餘裕ある者をして之か募集に應せしむるに在り斯の如くすれば之を所有する者は多數の人民にして是等の人民は償還の義務者にして又同時に支拂を受くる者たるを得へし加之少額面の國債を發行して多數の人民か應募の途を開くは人民の貯蓄心を獎勵し中流以下の人民をして其位地を高むるに容易ならしめ却て社會改良の一端たるを得へし從來極端なる社會論者は貧富の懸隔を嫌忌するの極財産は須らく共有ならざるへからすとの議論を爲す者あるに至れり然れども是れ單に事物の一端を窺ひ全局を顧るの明なきより起る謬見にして共產主義の如きは人類をして亞弗利加蠻人の群に陥れ動物と相去る遠からざる位地に安せしめんとするものにして余輩か前段に於て屢々論難したる

所なりとす然れども貧富の懸隔甚しきは決して健全なる社會の状態と云ふと能はざるか故に奇矯過激の偏見に陥らず正當温和の方法を以て之か救済を計るは蓋し緊要のとなりと云ふへし而して之を救正する所の最も正當温和なる方法は即ち人民の貯蓄心を獎勵するに在り社會主義の論者は往々富者の財産を削減沒收せんとを努むと雖も節儉黽勉の結果得たる所の財産を沒收するは尙ほ善を爲す者を罰すると同一にして悖理不法の甚しきものと謂はざるを得ず然るに人民の貯蓄心を獎勵するに於ては尊重すべき美德を普及せしむると同時に貯蓄に依て財産を得入民は其位地を高むるか故に富の分配は期せずして均衡を得社會は健全なる發達を遂ぐるを得へし故に社會改良の最も良好なる方法は貯蓄の獎勵に在りと謂ふへし而して其貯蓄心を獎勵するの法は先づ危険なくして相當の利益ある方法を授くるに在り現文明各國の政府に於て小額の貯金を管理する所以のものは畢竟此目的に出たるものにして社會改良は實に政府の重要な一職務なるを以て幾多の煩勞を厭はず之を行ふに至れり然り而して少額面の國債發行は此貯金事務と同一の効驗を現はすものにして國債所有は總ての財産の内最も安全なるものなるか故に屢々現金を引出すの必要な者に在りては貯金よりも寧ろ國債募集に應ずるを以て得策なりとす且又國債の所有は自か

ら所有者の品性を高め愛國心を益々盛ならしめ従て勤勉貯蓄の趣味を愈々増加せしむるものなるか故に政府は國債を募集するに當りては宜く額面を少額にし又其拂込の度數を多くし可成的細民をして應募を容易ならしむべきものなりとす如此すれば曾に社會政策に合するのみならず經濟上よりするも藏蓄若くは浪費となるべき資本を活用するか故に産業上に必要なる流動資本を奪ふて經濟の發達を害するの恐れなく所謂一舉兩得の策と謂ふへし佛國が一八七三年に募集したる三十億法の國債は最も此點に注意して額面を百法とし之を八十四法五十「サンチーム」に賣出し十四法五十「サンチーム」を保證拂として残りは三法五十「サンチーム」つゝ二十回に拂込せしめたり如此額面小額にして又拂込の便利ありしか故に細民に在りても節約を行ふて之か募集に應じたる者甚だ多く大に貯蓄心を獎勵するを得たり而して國債所有者の數を見るに一八七〇年より一八七六年迄の間佛國の國債額は二倍の増加に對して所有者の數は四倍の増加を爲し一八七六年に於ては四百四十万四千七百六十三人の多數に達せり如此國債は政府の處置宜きを得るに於ては貯蓄心を獎勵し細民の位置を高め却て社會組織を健全ならしむるを得べきか故に社會上の弊害は必しも憂ふるに足らざるものなりとす然るに或る論者は之を非難して曰く國債所有者の一般に増加するは

決して喜ぶべき現象に非す何となれば之か取扱の爲めに政府の要する經費を増加するのみならず政治家若くは政黨に國債所有者を利用するの便を與ふるものにして現に佛國に於ては政府は國債所有者の投票を失はんとを恐れて國債借換を斷行せざりしとありたりと爲せり論者の言の如く國債額面を少額になすに於ては取扱上の經費を増加するに相違なしと雖も其發行より起る社會上の弊害を救正するか爲めには素より多少の手續と經費とは忍はざるを得ず又佛國に於ては實際此事なきに非ざりしと雖も畢竟國民か財政上の知識に乏しく租税を上納するも利息として支拂を受くるか故に恰も右手に出して左手に取ると同じく毫も損失するとなしと妄信して高率の利息を付せる國債を存するの不利を悟らざりしに由るものにして如此愚舉は國民の財政知識漸次發達するに至れば決して憂ふべきに非ず左れば國債か社會上に及ぼす所の弊害は細民に應募の便を與ふるに於ては庶幾は之を救済するを得ん上來説述したる所を以て是を見れば國債に伴ふ種々の弊害なきに非すと雖も凡そ百般の事物に於て一利一害は數の免れざる所にして殊に國債の如き一國の財政上に偉大なる利益を與ふるものに在りては其措置一步を誤らば之に伴ふて恐るべき弊害の起るは自然の數なりとす然れども其弊害は決して不可避のものに非ずして國債の性

質、募集額の多寡、經濟上の事情等に顧みて其處理を誤らざるに於ては能く國債の利益を收め弊害を生ずるとなくして収支適合の目的を達するを得へし故に其處理を過ちたるより起る所の結果を見て直ちに國債本來の性質なりと誤認し一概に之を排斥せんとするか如きは未だ國債の真正なる性質を解せざる辭論たるを免れざるなり

第五章 國債募集の場合を論ず

國債募集の場合には甚た多くして一々枚舉に遑わらず一言以て之を蔽は、唯収入支出の均衡を得ず不足を生じたる場合なりと謂ふを得へしと雖も其募集には先きに述べたるか如く幾多の危険伴ふものなるか故に是等の危険を避け弊害を免れんとするには最も國債の募集を慎み實際已むを得ざる場合の外可成的之を避けざるへからず而して如何なる場合に於ては國債を募集し如何なる場合に於ては之を避くべきかは是れ本章に於て將に論せんとする所のものなり

國債募集の場合には之を大別すれば第一財政整理の爲めにする場合第二不時の費用に充つる場合第三起業の爲めにする場合の三種に區分するとを得へし以下此區分に從ひ之を論せん

第一節 財政整理の爲めにする場合

財政整理には平時の場合と臨時の場合の二あり平時の場合とは不時の出來事なき平時豫算より歳入の不足し若くは歳出の超過したる場合にして臨時の場合とは政治上の更革若くは重大なる國事の起りて財政刷新の必要を生じたる場合を云ふ

平時の場合に於ても國庫は支出と収入と其時期常に相合して収入せる金額を以て漸次支出を行ふか如きは到底望むべきことに非す或は會計年度の初めに於て収入の未だ國庫に入らざるに前きたち巨額の支出を要する事なきに非す此時に當りて若し政府か之を支出するの途なくんば収入の時期迄手を拱して緊急の政務を放棄せざるを得ざるか故に政務の運轉を阻礙し甚しき危険を被らざるを得ず故に各國政府は孰れも如此場合に於ては短期國債即ち大藏省證券なるものを三ヶ月六ヶ月若くは九ヶ月の期限を以て發行し漸次國庫に入り來る収入を以て之を償還し其年度内の歳入を以て之を支辨し以て収支の均衡を紊らす行政の阻礙を防遏せり是等の國債は實際政務の執行上已むを得ざるものにして決して非難すべからざるに非す

又會計年度の終りに於て歳出の歳入に超過して歲計に不足を生ずるとあり是れ決して

て怪むべきに非ず蓋し豫算は其文字の示すか如く未來を推測して算定したるものなれば如何なる豫想以外の事情の爲めに不足を生ずるやも測るへからず故に經濟上の變動の爲めに租税額を減し若くは物價騰貴新法律施行或は其他の事情の爲めに政費を増加するに於ては財政は其均衡を失するに至る斯の如き場合に當りても亦其不足を補充する爲めに一時短期の國債を起すは不可なきに非ずと雖も佛國の如く年々國債を以て歳計の不足に充つるか如きは財政の基礎を脆弱にし紊亂の基を爲すものにして斯の如き一時姑息策に依るに於ては不知不諱の間に漸次歳出を膨大し節約の念を失ふて募集額は際限なき増加を爲すを免れず故に若し永久に涉りて歳入増加の見込なきか若くは歳出額の減少すへき見込なきに於ては須らく増税するか或は新税を設けて其年度内の支出は年度内の収入を以て支辨するの途を講せざるへからず財政整理の臨時の場合とは財政上の大革命を行ひ從來政府の義務に屬したるもの、整理を爲し健全なる財政の基礎を立つるに當りて要する費用にして例之は我邦に於て維新の大業成り各藩皆其藩籍の奉還を爲すや政府は從來各藩の起したる負債を引受け藩債を改めて明治六年三月新舊公債條令を發布し又家祿奉還者に對して力食の途を與ふる爲めに金祿公債を起したるか如きは即ち是等の場合にして政府の基礎を堅

うし其威信を保つか爲めに必須の策と謂ふへし

第二節 不時の費用に充つる場合

戰爭饑饉洪水等不意に事件の起るに當りては之に處する爲に政府は瞬間に資金を得るの必要起るとあり如此場合に於ては政府は國債を募集するの外他に應急の策を見出すと能はず何となれば新税を賦課して収入を増加せんとするか如きは甚た迂遠の策にして到底應急の必要に應ずると能はざるものにして現に米國に於て一八一二年軍費に充つるか爲めに設けたる租税は爾來二ケ年を経て始めて収入を増加し來り其収入の増加せる時には既に支出の急を經過したる後に屬せり又南北戰爭に當りて設けたる消費税も之と同一にして一八六四年四月一日に至る前四年間此税の總収入額は三億一千四百萬弗なりしか爾後四ケ年間の収入は九億六千七百萬弗に達せり如此新税を設置して収入を得る迄には多くの年月を要するものなるか故に到底應急の用に供すると能はざるなり蓋し租税法に依るも若し良好なる財源ありて現在の税率を大に増加し得るに於ては新税設置の如く其收入遅緩ならずと雖も何れの國に於ても現在の税率を遽かに非常の増加を爲し得るか如きものなし論者或は英國所得税の美を

盛に稱揚し須らく之に模倣すべきことを唱道すと雖も英國の所得税か能く重税に堪へ又其収入巨額なるは余か租税篇に於て詳論したるか如く英國特殊の長所あるに由るものにして即ち其重なる特點は第一英國人民の特性として財産の多きを誇るの傾ありて慶歴隠蔽の如きは破廉恥卑劣の手段として之を排斥するか故に従て詐偽の申告なきを得ると第二貧富の割合大に懸隔し富の大部分は富豪の爲に占有せらるゝを以て課税點以下に於て免除となるべき富の類少く能く重税に堪へ第三英國の富の裕かなる今日實に經濟界の覇權を握りつゝあるの有様なるを以て従て各個人の所得高も巨額にして平時其税率は甚だ輕きに拘はらす尙ほ収入額は遙かに他國に超過せり如此英國の所得税は他國の企及すべからざる種々の特點を有するか故に平時其税率を割合に輕減し一朝有事の日は之を増加するに於ては格段徴収上の手數經費を増加するとなくして増率に比例して収入額を増加し而かも其財源は各人所得の一部を割くに過ぎるか故に有事の日本公の義務は臣民の甘諾する所なれば不平擾亂の憂なく又産業上にも甚しき影響を與ふるとなし是れ英國か彼の、クソミヤ戦争の時に當りて所得税の収入か一倍四割餘の増加を爲したる所以にして他國に於ては假令英國の財政法に模倣するも如此結果を得ると能はざるや明なりとす故に一朝不時の經費を支辨

するに當りては國債の力を藉るの外なく若し多少税率を増加し得べき財源あるに於ては國債を募集すると同時に之を増税して財政の處理を誤らざることを期せざるべからず而して英國政府か、クソミヤ戦争に於ける財政策は先きにも述べたるか如く當初悉く租税の増徴に依るの目的を以て所得税及び麥酒税其他の間税を増徴したりしと雖も尙ほ軍費の急に應ずると能はずして先づ短期の大藏省證券を發行したりしか其期限の短きか爲めに之に應ずる者少くして遂に長期の國債に依頼したるに依りて見れば不時の費用は英國の如き國柄に於ても亦國債に依頼するは實に已むを得ざるものなりと謂ふべし然るに茲に此種の經費を支辨するに非常準備なる一法ありて平時準備金を積立て一朝有事の日は之を以て其經費に充つるものにして獨逸の如きは今日現に此法を採用して巨万の蓄積を爲せり然れども此法は財政上拙策の甚しきものにして決して採用すべきものに非ず其詳細は次章に於て之を細論せん

第三節 起業の爲めにする場合

公共の福利を増進する爲めに起す所の事業例之は鐵道の敷設、運河の開鑿の如き事業は何人をして之に當らしむべきものなるかは國に由りて其主義を異にし佛獨等歐洲

大陸諸國は多くは之を以て國家の事業と爲し之に反して米國に於ては政府が是等有利の事業に従事するは人民が營利の自由を束縛し政府本然の職務以外に出て併に政府の權力を膨大するものなりとの理由を以て宜く之を各人の自由に放任すへきものなりと爲せり如此國に由て其主義を異にすと雖も是等の事業は特占的の性質を有し一に營利を目的とする私人に放任するに於ては公共の福利を蹂躪し國家の發達に少からざる危害を及ぼすものにして現に米國の如きは放任主義の結果として鐵道が其國に及ぼす所の弊害は實に寒心すへきものあり故に特占的の事業若くは人民の成す能はさるか又は成さしむへからざる事業は公共福利の爲めに政府自から之に當らざるへからざるとは余か前編官業の部に於て論究したるか如し

夫れ政府は其職務上時に大工事を起すの必要ありとせば之に要する所の經費は如何なる方法に依て得へきものなるか若し其工事にして徐々に進行し經常歳入の幾分を割きて之に充て歳入に餘裕なき場合には其餘裕を生ずる迄中止するを得るものならんには別に資金を求むるの必要なしと雖も凡そ百般の工事に於て作業中途にして中止するに於ては既成の部分に破損を生し之を修復するに非されは再び工事の進行を爲す能はさるか故に無益の經費を徒費するのみならず其竣功は何れの日にあるか

を期する能はさるか故に人民は其利便を享有すると能はずして空しく國家の進運を阻滯するを免れず故に公共の福利を増進し得へき事業は須らく速に其工事を完成し人民をして利澤に浴せしむへきものにして之か經費を支辨する爲めに一時人民の負擔を増加するとあるも其事業より受くる所の利澤を以て優に之を償ひ國家をして急進運に導くことを得へし故に經常歳入の餘裕を以て經費に充つるか如きは緩漫姑息の拙策にして宜しく一時に之か經費を求めて事業の完成を期すへきものとす然らば其經費は租税に依るへきか若くは國債に依頼すへきかと云ふに國債に依頼するを以て策の得たるものなりとす何となれば一時に租税を以て人民に重き負擔を被らしむるに於ては其經濟上に及ぼす影響は國債に比すれば遙かに激甚にして通常是等の場合に募集する國債に在りては未だ經濟上に必要の起らざる浮動資本を吸収するに過ぎざるか故に經濟上に影響を及ぼすとなく又多少必要ある流動資本を吸収するところも幾分金利を上騰するに止まり甚しき擾亂を來たすものに非ず然るに租税に在りては各人収入の一部を犠牲に供せしむるものなるか故に其額にして増加すれば忽ち産業を衰廢し細民を飢渴に陥れ經濟上に恐るへき擾亂を惹起するを免れず故に租税に依りて起業の經費を支辨せんとするは尙ほ虛弱者か貸金を得んとを望みて強て勞

役に従事し益々身体の衰弱を招致すると同一にして國債法は尙は一時他人より養生費を借入れ之を以て十分其身体を健全にし然る後勞働に従事して舊に倍する貸金を得之を以て其借用金を返済すると尙も異らざるなり即ち起業の経費は先づ國債を募集して之を支辨し而して數年を期し漸次償還するを以て策の得たるものなりとす國債募集の場合には略は以上説述したる如く種々ありと雖も國債所理の方法に至りては尙も異るとなし

第六章 非常準備金を論ず

収支適合法に第一租税法第二非常準備法第三國債法の三箇の方法あるとは總論に於て述べたるか如し而して非常準備法とは平和の時代に積立金を爲し一朝有事の日の準備に充つるものにして經濟未だ進歩せず従て財政未だ發達せざりし時代に於ては今日の如く租税増徴及び起債の便宜なかりしを以て此法は汎く一般に行はれ亞善に於ては「ペルシャ戦争より「ペロポネチヤ戦争に至る間に一萬「ターレント」凡そ一千百八十万圓の準備金を積立て「アセデモニン」政府に於ても巨額の準備金を有し又「歴山大王」か「スザ」「イクパダナ」を征服するや「サイロス」王の時代より蓄積せし軍用金を略取せり

羅馬に於ても奴隷免役税として身受金の二十分一の税を課し其収入は之を屬國より納むる買金と共に「サルタン」の殿堂に納め神聖不可侵のものとして非常の場合の外使用せざるものとし後世に至りても尙ほ「オリグスタス」「タイベリウス」「ウエスパンヤン」等の帝王は大に準備金の積立てに勉めたり「マセドン」の如きも又非常に巨額の準備金を有したりしか羅馬の將軍「ポロロス」「エミリオス」の爲めに其一部を畧取せられ其後羅馬との戦争の爲めに之を消費せりと云ふ我邦に於ても世人の知るか如く豊臣秀吉は巨額の金塊を大坂城に貯蓄し非常準備に充てたりしか秀吉の死後豊臣家は内訌外患並ひ起り次第に準備金を消費するに及び徳川家康は好機失ふへからすと爲し遂に豊臣家を仆して覇府を江戸に定め而して又子孫の安康長久を期する爲めに非常準備の法を採用し金法馬と稱する大なる分銅形の金塊を作り一代毎に之を一個つゝ後世に遺すを遺調したりしか其末路に及んで紀綱次第に頹廢し奢侈豪華の資に浪費したるもの甚た多し此の如く國家の未だ幼稚なりし時代に於ては準備法は東西諸國が収支適合の唯一の方法にして實際之に依るの已むを得ざるものありしと雖も今日に於ては殆ど之を採用する國なく唯た普國及び丁抹に於て今尙ほ之を存するに過ぎず普國に於ては彼の有名なる「フレナリツキ」大王か八百七十萬「ターレント」の積立を爲したる

より以來繼續して之に倣ひ一八七〇年佛國と戦ふて巨額の債金を得るや其内一億五千万法を割て之に充て一八七六年に於ては總額一億一千一百万弗に達し其内三千万弗は正金にして一千六百万弗は外國の有價證券を以てし六千五百万弗は鐵道株券を以てせり如此普國に於ては何は巨額の準備金を所有すと雖も今日の如き國債の便ある時代に及んで昔日の遺策を墨守するは實に財政上憐むべき愚策にして求めて幾多の弊害を招致するものと云はざるを得ず何となれば該法は第一政治上第二財政上第三經濟上に種々なる弊害の伴ふものなればなり

第一 政治上の弊害

政治上恐るべき弊害は執政者をして執政上の戒心を緩弛せしめ準備金を濫用浪費するの弊に陥り行政部をして専斷放恣に傾かしむると是なり凡そ巨額の資金を眼前に堆積して之か使用を制するは人情の常として至難の事にして一個人に於ても目下有用ならざる巨額の資金を有するに於ては目前の情慾に惑ひ濫用の弊に陥るものなり左れば其準備金を失ふも自家の利害には何等の關係なき執政者か濫費を行ふは決して怪むべきに非す或は不急の事業を起し若くは無謀の取端を開始するに至るものにして行政部に巨額の資金を托するは尙ほ之に手足を與へて行動の自

由を許したると同一なれば其權力を強大にし輿論を輕視し專横に走るは勢ひ免れ難き所なりと云ふへし而して一度執政者の野心に驅られて人民の意思に反する戦端を開始するか如きとあらんか準備金を以て軍費の總額を償ふと能はずして軍費追加を議會に求むるに至るも既に一旦戦争の破裂する以上は一國の体面として他迄之を遂行せざるを得ざるか故に人民か行政部の施政監視は其時機を失ひ空しく國民の意思に反する行ひに對して補助を與ふるの已むを得ざるに至るものなり是れ實に政治上最も恐るべき危険なりと謂ふへし

第二 財政上の弊害

不時の費用に備ふる準備金は正貨を以て之に充つるを以て最も便利と爲すと雖も正貨を空しく庫底に埋藏するは甚た不得策にして若し之を市場に放出するに於ては生産の元資と爲り産業を助け經濟の進歩に資するを得べきのみならず而かも政府は之より利息を収むるを得へし然れども一度之を市場に放下せんか一朝必要の起るに當りて非常準備金たるの効を奏すると能はざるを以て已を得ず空しく利息を損して活物を死物に置くの損失は到底免る能はざるなり茲に於て多少此弊害を救ふ方法として一部は正貨を以てし一部は有價證券を以てする方法を案出し

普國の如きは先きに示したるか如く總準備金の十分の七以上は有價證券を以てせり然れども是れ又徒勞無益にして經費必要の場合に於ては之を市場に賣却して流動資本を得ざるへからざるか故に國債を募集すると其手数煩勞及び經濟市場に及ぼす影響は毫も異るとなし尤も其有價證券にして外國市場に賣却するを得る性質のものならんには内國の經濟市場を擾亂するの憂なきを得へしと雖も準備法は其準備の物件の正貨たると有價證券たると又内國證券たると外國證券たるとを問はず根本的に財政上大に非難すへきものあり即ち若し準備金を以て永久財政策と爲すに於ては必要のと起りて從來積立たる準備金を消費するに於ては必ず又直ちに積立を爲さざるへからず而して其積立を爲すは租税の増徴に依るの外なきか故に結局人民の負擔を重ふものにして既に負擔を増加するの必要あるに於ては有事の日國債を募集し之を償還する爲めに租税の増徴を要すると同一なるのみならず却て準備金を有せる時に在りては其利息を以て政費の補助に充てたるも準備金を消費して此財源を失ふに於ては積立て並に普通政費の補充の爲に租税を課せざるへからざる必要起るに至るへし則ち準備法の特色利益は一も之を見出す能はざるなり論者或は曰く租税を増徴して積立金を爲すは實際不得策なりと雖も若し

普國が債金を以て之に充てたるか如く不時の収入ある場合に於ては宜く之を貯藏して非常の費用に備ふへしと然れども是れ亦決して是認すると能はず何となれば巨額の資金を目前に堆積するは浪費の媒介たると右に述べたる如くなるか故に若し不時の収入を得るに於ては國債の償還、惡税の廢止、産業教育の獎勵、軍備の充實等總て國家の基礎を鞏固にし愈々其發達進歩を速ならしむへき方向に用ゆへきものなりとす

第三 經濟上の美善

準備を以て永久の財政策と爲すに於ては租税の増徴に依らざるへからざるとは右に述べたるか如し而して租税の増徴は常に財政上非難すへきものなるのみならず其經濟上に及ぼす結果は尙ほ強壯の身体を有する者に對して勞働の自由を束縛すると毫も異るとなし何となれば若し資本を租税として政府に徴収せずして之を人民の手中に置くに於ては必要なる産業上の資本に使用せられ産業進歩し國富増進して國力益々充實するに至るへきか故に一朝有事の日に當りては租税の増加國債の募集は甚だ容易にして財政は其基礎大に鞏固なるを得へし然るに政府が此必要なる資本を人民より奪ふに於ては經濟自然の發達を阻礙し國力の増進を抑制するを

免れず加之準備金は活物を死物に化するの損失あるに止まらず年々徴収する正貨を庫底に埋藏し一國通貨の額を減少するか故に自然物價の騰貴を來し金利を上騰し貨幣制度の上にも直接の危害を及ぼすを免れず而して若し此弊害を除くか爲に政府が其準備金を以て利殖の途に用ゆるに於ては必要の場合に臨んで急速の用を辨する能はずして非常準備の目的を失ふに至る即ち是等の弊害は到底該法に伴ふて避くへからざるものなりと云ふへし

由是觀之巨額の積立金を爲して非常に備ふるか如きは古代經濟及び財政の未だ甚だ幼稚にして租税及び國債の力を藉ると能はざりし時代に於てのみ已むを得ざる策として用ゆべきものにして今日の如く政府は感る程度迄は租税の増徴を爲すを得べく又信用を利用して容易に負債を起すを得べき時代に於て此の如き舊法を墨守し一國經濟上に少からざる障礙を興へなから尙ほ強て恐るべき危險の伴ふ準備法に依らんとするか如きは財政上の至愚是より甚しきは非ざるへし故に余輩が切望する非常準備法は如此有害無益の手段を弄して國庫に巨額の積立金を設けんよりは寧ろ國民各個の囊中に準備金の積立を爲さしむるに在り換言すれば各人をして資本を利用して産業の隆盛に勉め富の増進を計らしむるに在り是最も安全にして弊害なき準備法に

して既に各人の富増加せんか一朝經費の必要起るに至れば政府は租税に依るも將た又國債に依るも容易に臨時の必要に應ずることを得へければなり

第七章 國債と租税の關係を論ず

三種の收支適合法の内に於て非常準備法の決して今日採用すべきものに非ざるとは前章に論じたるか如し故に本章に於て國債と租税との關係に就て少しく論ずる所あらんとす

國債を以て臨時の費用を支辨するは現世の人か其恩惠のみを享有して苦痛を子孫に遺す不義の行爲なりとは從來國債が常に被れる非難なれども此非難の誤れるとは既に前章に詳論したり然と雖も若し租税を以て十分に之を支辨することを得て格段弊害を生せざるに於ては強て負擔を後日に送るの必要なしと謂はざるを得ず然るに如何せん單純なる租税法は實際上到底行ふ能はざるものにして現に國債の發達以來既に一世紀を經過せりと雖も其間未だ嘗て巨額の經費を支辨するに租税のみを以てせる場合は一も之を見出すと能はず千載一遇なる「クリミア」戦争に於ける英國の財政すら尙ほ且つ遂に其目的を達すると能はざりしは既に論じたるか如し然れども是素と當

然のとして決して怪むに足らず元來人民の納税力には一定の制限ありて其制限以上の徵税を爲すに於ては弊害百出するを免れざるか故に政府が遽かに重税を賦課し短日月にして其經費を補はんとするか如きは到底行ひ得るものに非ざるなり今之を統計上より立證せんに普佛戦争の時に當り佛國經費の總額は實に百十四億七千一百万法の巨額に上りたりしか當時佛國の財産總額を一千億法なりとすれば三ヶ年間財産の一割四分餘は消費せるに當りたるものなり又北米合衆國か南北戦争の時に於ても其費用は實に巨大にして一八六二年戦費は内國生産額の五分の一に當り一八六五年には總生産の二割七分に當れり斯の如く巨額の經費を若し一時に租税に依りて徵收せんか百般の産業は重税の爲めに殆ど利潤の全部を剝奪せらるへさか故に一般産業は悉く廢滅して勞働者は職を離れ軍に政府怨の中心となるに止まらず租税の由て出づる財源を涸渇するに至るや明にして單純なる租税法は收入を得るの法に非ずして寧ろ收入を涸渇する方法なりと云はざるを得ず然らば一朝巨額の經費を要するに當ては一に國債に依頼すへさものなるかと云ふに單純なる國債法も亦決して最良なるものに非ず何となれば今世の經費にして其耐へ難き部分は之を後世に負擔せしむるは非難すへさに非ずと雖も其能く耐へ得らるゝ者迄之を負擔せざるは尙ほ父か借

用金の返済に充つへさ資金を有しなから之を浪費し返済の義務は都て之を子孫に負はしむると一般實に不條理の甚しきものなればなり而して單純なる租税法の到底行ふ能はず又行ふへからざるものなるとは右に述べたる如しと雖も或る程度迄は決して租税の増徴困難なるものに非ず其増徴の程度如何は大に其國の財政制度及び經濟の狀態に由りて差別ありと雖も一朝非常なる出來事の起るに及んで若し執政者の處置にして民心を失はざるに於ては多少負擔の増加を來すへさは皆各人の豫期する所にして殊に國家の榮辱隆替に關する戦争等の場合に於ては人民の敵愾心は旺盛を極め甘して財産の一部を犠牲にし勤儉己れを持し専ら産業に精勵して満足なる戦局を收めんとを熱望するか故に斯の如き場合に於ける増税は平時よりも甚だ容易にして人民に不平なく産業上に及ばず影響も亦た少きを得へし現に英國に於て平時所得税の賦課は常に世論の非難を被る所なれども、クリミア戦争の爲めに其税率を増加したる際に於ては人民は甘んじて之を納税し又先きに述べたる米國か南北戦争の際に農業機械に長足の進歩を爲したる例は以て如何に人民か産業に精勵するかを證するに足るへし故に非常の場合に於ても或る程度迄増税は必要にして其程度を超ゆるに於ては人民の精勵心を銷殺し産業社會に恐るへさ弊害を流布するか故に財政の局

に當る者は最も此の點に留意せざるへからず

如此單純なる國債策は管に不條理なるのみならず實際租税に依ることを得へき便宜あるに拘はらず之を棄て、國債に依るは政府は好んで損失を招くものなりと謂ふへし即ち租税に在ては後來償還の義務なしと雖も國債に在りては元金を償還するのみならず年々其利息を支拂はざるへからず故に利息の全部は全く政府の損失に歸し徒に人民の負擔を増加するものなりと云はざるを得ず佛國政府は此の點に於て常に拙劣なる策に依り、クリミア戰爭の時に當りては却て一時二三の租税を輕減し全然國債に依頼し前後合して二十二億百五十萬法の國債を募集して實収高十八億八千二百七十萬法を得之か爲めに年々七千二百二十萬法餘の利息を負擔せり然るに當時佛國の事情租税の増徴と許さざりしかと云ふに決して然らず其方法宜きを得れば優に八億三千萬法餘の租税を増徴すると得たるか故に國債は十億法迄の募集を行はずして戰費の支辨を爲し年々二千萬法以上の利息を損失せざるを得へかりしなり而して伊太利戰爭及び普佛戰爭等に於ても亦之と同一の失敗に陥りたりしか故に今日に至る迄佛國人民が無益の負擔を爲したる額は決して少額に非ざるなり加之戰費支辨の爲めに單純なる國債策は之を行ふと甚だ危險にして往々政府の信用

を失墜し爲めに財政の基礎を動搖するの恐れあるものなりとす何となれば戰爭の開始は一國産業社會に危惧の念を抱かしむるものにして交戦の爲めに如何なる擾亂を惹起するや測り難きか故に人民は皆其資本を藏して容易に之を手離すことを肯せず從來放下したる事業に對しても尙ほ之を緊縮して豫め警戒を加ふるを常とするか故に其他の新方面に資本を放つか如きは尙ほ更に爲さざる所なりとす然らば若し如此場合に當りて政府が國債の發行を爲さんか種々の特典利益を與へて資本を誘引するに非されば人民は容易に之に應せざるか故に國債發行の時機としては最も政府の不利なる場合なりと云ふへし尤も是に由て政府は其要する資金を得るに於ては尙ほ損失少しと雖も一朝其誘引にして人民の資金を引出すの力なく豫定の資金を得ると能はざらんか之か爲めに政府の信用は忽ち失墜して第二期の募集は更に一層の不結果を來すや明にして三期四期募集の金額を重ねるに従て益々其不始末を甚たしからしめ政府の信用は愈々失墜して遂には全く國債に應ずる者なきに至るを免れず事既に茲に及へば租税増徴の如きは到底巨額なる經費の必要に應ずる能はざるのみならず戰爭開始の當初とは大に人心の傾向を異にするか故に其徴収亦非常に困難にして人民の不平擾亂を惹起し易く財政は益々紊亂を來し國家の基礎は大に危險に瀕せざるを得

す是れ米國政府が屢々實驗せる所にして彼の一八一二年及び一八六一年の軍事財政は當初國債策に依るの目的なりしか先づ第一期の募集に於て蹉躓したるより爾後募集の度敷を重ねるに従て其不始末は愈々甚たしく財政は紊亂して亦收拾すると能はざるに至りたり然れども幸にして戦争は其後幾くもなくして終局を告げたるを以て始めて蘇生するを得たりしと雖も若し不幸にして尙は争鬪二三年の永きに涉らば如何なる慘狀に遭遇したるや測るべからざるなり然るに租税の増徴は是等の場合に於て能く國債の募集を容易にし政府の信用を保持して財政の安固を保つことを得るものにして先づ人心の奮興に乗して租税を増徴し尙は其上に租税の増徴一步を進むれば産業上に恐るべき結果を現はさんとする際に於て國債の募集に着手せんか人民は今日より一層重き租税は到底堪ふると能はざるか故に國債の募集に應じて戦費を供給せんとし之に資本を放下することを厭はざるか故に政府は多くの特典を付與せざるも國債を募集して豫定の収入を得て信用は毫も失墜の恐れなきを得へし而して國債の類愈々増加して内國の市場が十分之に應ずると能はざる場合に至らば之を外國市場に仰くも其信用損せざるか故に何等の困難を感ずるとなくして資本の供給は綽々として餘裕あるを得へく財政の基礎は安寧鞏固にして假令戦争數年の永きに渉るも

十分に其目的を達して圓滿なる結果を収むることを得へし左れば單純なる國債法は財政の運用上甚だ危険にして必ず租税法と共に併行せざるべからざるものなるや明なり
 以上述ふる所を以て單純なる租税法及び單純なる國債法の到底採用すべきものに非ずして須らく是等二法を併せ行はざるべからざる理由明なりと雖も之を實行する順序方法に就き一層之を明瞭にせん

非常の場合に當りて租税を増徴せんとするには必ず平時に於て之か準備を爲さるべからず而して平時の準備は租税の税率を最高率に進めずして膨張すべき餘地を存せしむるに在り然らざれば一朝非常の場合に當りて租税を増加せんとするには必ず新税に依らざるを得ず然るに新税の設置は甚だ困難なる事業にして第一人民の感情を害し易く第二政府は多くの手敷と費用とを要し第三其収入遅緩にして急速の必要に應ずる能はず第四從來經驗なきものなるのみならず殊に如此事變の起れる場合に當りては果して豫定の収入を得べきや否や甚だ不安心にして若し豫定の収入を得ると能はざらんか忽ち財政破綻の基たるに至るべし如此新税の設置は種々の缺點あるか故に租税の増徴は必ず舊税の増率に據るべきものにして舊税増率に在りては其収

入は迅速にして手數費用を要すると少く又從來の經驗に徴し増率に依りて幾何の収入を増加するを得へきかは略は明なるか故に財政上に多くの不足を來すか如き憂ひなきを得へし然れども新税の設置は必しも絶對的に不可なるものに非ず若し収入を増加するを得へき好財源あるに於ては強ち委棄すへきに非ずと雖も危急の場合に當りて遽かに巨額の収入を得へき良好なる財源は租税の發達せる邦國に於ては殆ど有り得へからざるか故に舊税の増率は租税法の一般原則なりと謂ふへし

増率に依りて収入の増加を計るも舊税の税率は決して無限に増加し得へきものに非ず一定の程度を超えるに於ては忽ち却て財源を涸渇し産業上に恐るへき害毒を流布するか故に此時に於ては先づ短期の國債を募集すへきものなりとす而して茲に一言増率の一定の程度とは如何なるものを指すかを説明せざるへからず重税の兆候に就ては既に租税篇に於て示したるか故に再ひ詳説するの要なしと雖も増率の割合に収入を増加せず或は産業衰退の徵候を呈し人民は頻りに貯金預金を引出すの傾あるに於ては既に其程度を超えたるに因るものなるか故に此の如き徵候あるに於ては速かに短期國債を發行し五ヶ年若くは六ヶ年を以て償還を期すへきものなりとす然れども短期の國債に在りては人民之か募集に應ずるも幾くもなくして直ちに償還せらる

るか故に之に應ずる者僅少にして「クリミヤ」戦争の時に當り英國政府は大藏省證券を三ヶ年乃至五ヶ年の短期國債に借換を爲さんとし七百万磅を募集したるに對して僅僅九十七萬磅を得たるに過ぎず故に短期國債を以て資金を吸収すると能はざるに至らば須らく長期の國債を起さるへからず長期の國債は其償還永年を期し應募者は安んじて利息の支拂を受け或は生計上の固定財産と爲し或は資本運轉の利器と爲すとを得へきか故に獨り内國人のみならず外國人も亦之か募集に應じ國家の信用にして鞏固ならんには佛國か三十億國債に於けるか如き盛況を得へければなり

以上主として戦争の場合に就きて論じたりと雖も戦争以外に平時政府か臨時の費用を要する時例之は土木事業の爲に資金を要する場合に於ては大に之と趣を異にし全然國債法に依り浮金を吸収して之に充つるを以て得策なりとす何となれば是等の事業は戦争の如く痛切に人民の利害に關係するものに非ず従て一層産業に精勵して収入の一部を國家の爲に犠牲に供せんとするの念起らざるか故に増税は一般人民の肯せざる所にして不平反抗を惹起し到底十分なる經費を得る能はざるのみならず實際經濟上より論ずるも甚だ不利益なるものなればなり即ち資金は之を政府の手に徴収するよりも人民の掌中に存するに於ては其生産力の強大なるは争ふ可らざる事實に

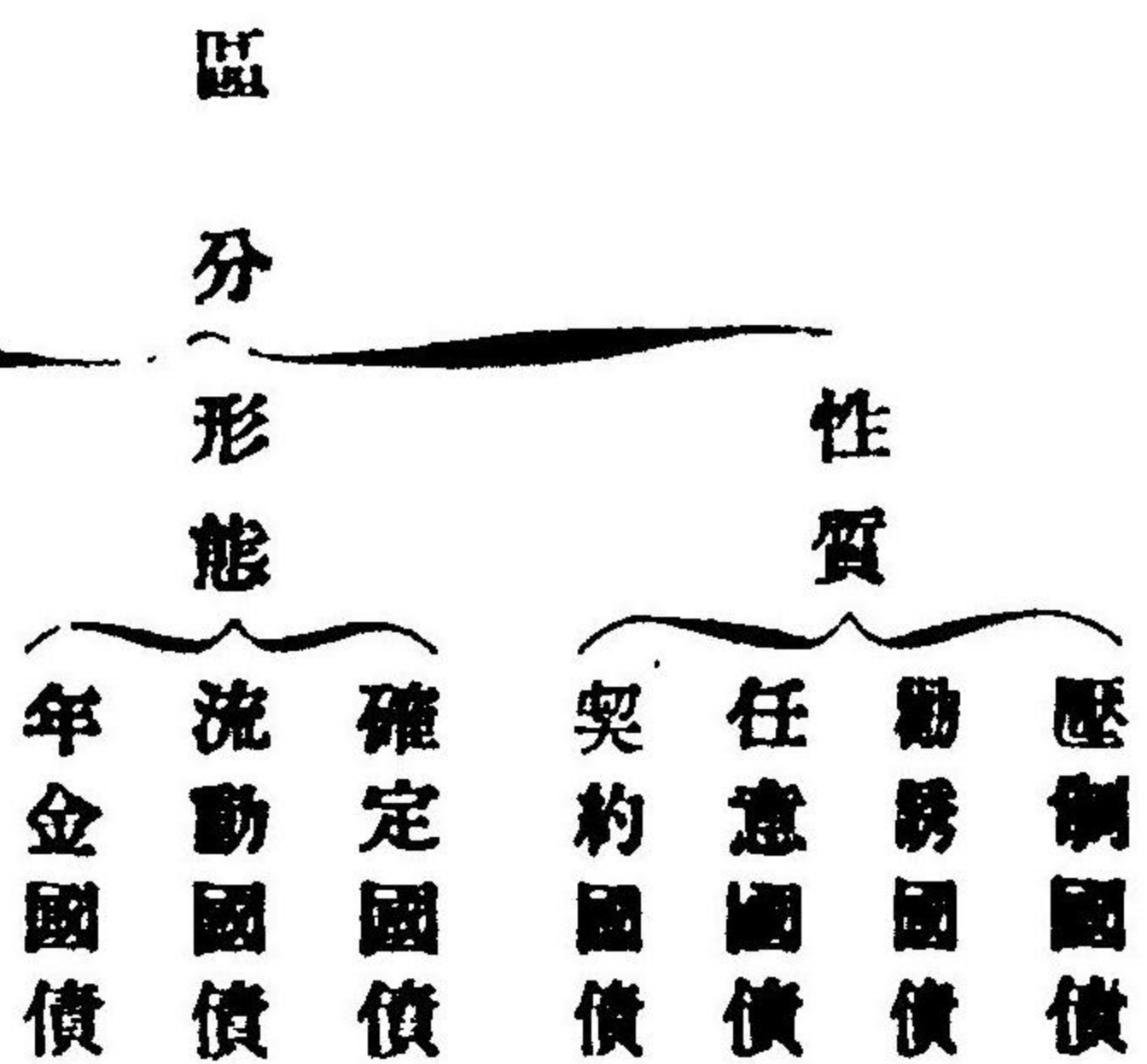
して政府が重税を賦課して之を徴収せんか一般事業の利潤は減少するか故に事業の發達を阻礙し労働者は職を失ひ遂には資本の流出を促し人民の貯蓄心を銷沈せしめ經濟の發達上少からざる妨害を與ふるものなり故に平時政府の企業に對して租税を増徴するは却て經濟市場を擾亂するものにして國債法に依りて其當時産業上に必要な浮金を利用せんか毫も從來の産業上に影響を及ぼすことなく容易に資金を得て其目的を達し以て人民の福利を増進し國力の發達を來すとを得へし

然れども平時收支の不平均より起れる財政上の不足を補充する爲めに國債を募集するは最も避けざるへからず何となれば經常の歳出は須らく其當時の収入を以て支辨すへきものにして國家が平常の生存費用迄之を後世に負擔せしむるは實に道理に反するのみならず年々歳々國債を以て補充するに於ては節約の念は全く消散して浪費濫用を頻發し歳計の不足は愈々増加して國債額益々多く又之に支拂ふ利息の額次第に増加するか故に財政の基礎は動搖して遂に破産の不幸を免る能はざるに至るへし故に平時歳計に不足を生ずるに當りては必ず經費を節減して以て収支の適合を計るへきものにして若し到底節約に由りて収支の適合を得る能はざる場合に於ては租税を増徴して以て其年度の歳出は歳入を以て支辨することを勉めざるへからず

以上説述し來りたる所を約言すれば採用すへき収支適合法は租税及び國債の二者にして非常の場合に於ては是等の二者を適當に併用し平時の起業は單に國債に依り歳計の不足は租税に依るへきものなりとす

第八章 國債の區分及び其得失を論ず

國債の區分は學者各々其説を異にすと雖も余は研究上の便宜の爲めに之を左の如く區分せり



永遠國債
 有期一時支拂國債
 有期隨時支拂國債
 有期定期支拂國債

第一節 壓制國債 附不換紙幣

壓制國債とは威力を以て人民に貸出を命ずるものにして租税と異なる所の點は壓制國債に在りては其元金を償還するのみならず又多少の利息を付するを常とするに在り而して其方法により更に之を二種に區分す第一は政府が經費の必要起るに及んで之を人民の財産に配分し引受を爲さしむるものにして第二は政府が人民に仕拂の義務あるに當り現金に換ふるに國債を以てするもの是なり

第一の方法は屢々各國政府の實行したる所にして佛國に於ては一七九三年及び一八一五年之を起し埃地利に於ては一七〇五年以來前後六回之を起し西班牙に於ても亦屢々之を施行し就中一八三八年の起債は最も著名なるものなり凡そ此種の國債は種種の弊害伴ふものにして先づ第一に政府が人民の財産を知るの困難なることは是なり從

來各國政府は各人の財産を直税額に準據し或は配賦法に依りて各州縣に配賦し各州縣は各町村に各町村は各人に配賦するの法を採りたりしと雖も元來財産の性質に由りて納税力に差異あるか如く國債應募力にも相違あるか故に假りに各人の財産額を知るとを得るも公平に其應募力に比例するとは到底望むべからざるなり加之各人に配付して募集する資金に在りては一般市場に普通に募集する場合の如く浮動の資金より漸次必要の資金に及ぶものに非ずして各人が産業上の必要なる資金なると或は生計上缺くべからざる資金なるとを問はず用捨なく應募せしむるか故に經濟上に障礙を與ふると夥しく大に人民の感情を害し財産の隱蔽隠匿頻りに行はれ政府も亦遂に豫定の募集を行ふ能はざるか故に決して採用すべきものに非ず

第二の方法も佛國等に於て屢々行ひたる所なれども是れ亦甚た拙劣なる方法にして物品の買上に對して現金に代ふるに國債を以てせんか之を受取たる商人は賣却して以て資金を得ざるべからざるか故に普通の價より高價を以て物品を政府に納ると爲り結局政府は損失を招かざるを得ず加之如此權利を法律上政府に與ふるは最も危険なりと謂はざるを得ず何となれば政府に是等の權利あらんか國債は政府の意の儘に濫發せられて人民が政府監督の權利は毫も効力なく國債額は漫に増加して恣に財

産權を蹂躪せらるゝの結果を生ずるに至るへければなり該法は又嘗て佛國に於て國債の元利償還に用ひられ大蔵省證券の支拂期限に至りたるもの及び請求拂の政府預り金に對して國債を交付したりしか是れ實に人民の利益を無視せる者にして大蔵省證券の應募者は現金の支拂を受て之を或る用途に充つるの目的なるも現金の代りに永遠國債を交付せられたるか故に當初の計畫は全く齟齬して非常の迷惑を被らざるを得ず而して預け金を爲したる者に至ては其困難一層甚しきものあり凡そ政府に預け金を爲す者は如何なる階級に屬する人民なるかと云ふに多くは下等の細民にして營々刻苦の結果僅に些少の貯蓄を爲し一朝不時の費用に備へんとする者なり然るに細民か當に平日の貯蓄に依頼すへき時期に當て現金を得ると能はざらんか其困難は實に甚しく饑渴流離の慘狀に陥らざるを得ざるや明なり然るに或者は論して曰く大蔵省證券所有者及び預け金主は資金の支拂ひを受けざるも其代りに國債を交付せらるゝか故に之を賣却して現金に換ふるに於ては更に何等の困難を感ずるとなしと是れ實に皮想の見にして經濟界は既に不穩の徵を呈し又國債額は頗る増加せるのみならず政府既に如此不信の行爲に出でんか其信用は失墜して國債の賣買價格は大に低落し其所有者は到底損失を免る能はざるなり由此觀之第二法も亦孰れの方法に依るも

不良有害のものと言はざるを得ず宜へなり今日應制國債は全く其跡を絶ち復如此拙策に依りて人民の利益を害し財産の基礎を脆弱ならしむとなきに至れり次に強募國債に酷似せる不換紙幣の發行は往々各國政府の實行せる所にして是等の問題は貨幣學の範圍に屬し本論に於て之を論ずるは稍々枝葉に涉るの嫌なきに非ずと雖も不換紙幣の發行は政府か債主の一定せざる無利息の國債を起すと雖も異らざるか故に茲に少しく論せん

不換紙幣は政府の發行する一の紙片にして法貨として授受せられ法律上の力を藉りて價格を有するものなり故に兌換券の如く人民は之を正貨と交換を請求する能はずして實價なき一の紙片なりと雖も法律上の通貨なるか故に貸借、賣買、取引に當りて人民は之か授受を拒むと能はず若し之を拒むに於ては自己の權利を放棄したるものにして政府は之に對して何等の保護を與へざるのみならず人民は流通の義務を犯すものとして法律上の罪科を被るとなきに非ず故に不換紙幣の流通は政府の威力を以て行はるゝものにして經濟上の力に依りて流通する實價ある貨幣若くは之と交換するを得へき紙幣とは大に其性質を異にせり而して政府の地位より見る時は物品若くは勞力を供給したる者に對して紙幣を與へ其紙幣は後年に至りて償還すへきものな

れは一種の國債にして人民は強制的に貸出を要求せられたるものなり
 不換紙幣の發行は政府が巨額の經費の支拂を要する場合に屢々實行せられたる所に
 して租税増徴の如く煩雜なる手数を要するとなく又國債發行の如く利息の支拂を要
 せずして隨時に經費を支辨するを得へきか故に良好なる財源なるか如くなれども
 最も危険なる財政策にして決して採用すへきものに非ず何となれば貨幣は物品交換
 の煩雜不便を避くる取引上の媒介物なるか故に其額は唯此不便を避け得る程度の發
 行を以て十分にして此點以上多くの通貨を發行するに於ては恐るへき害毒を經濟上
 に流布するものなりとす即ち一國の通貨は其國經濟の程度に従ひ一定の制限あるも
 のにして若し其制限を超過して多額の通貨を發行せんか忽ち貨幣の價を下落して物
 品の價を上騰するか故に細民は物價騰貴の割合に貸金増加せずして生計上に非常の
 困難を來し又物價騰貴は一時市場に活氣を添ふるを以て投機事業の勃興を促し其結
 果信用の紊亂を惹起し遂に恐るへき恐慌の襲來を見るに至る是を以て貨幣として最
 も必要なる要素は市場の必要に従て増減伸縮の弾力ある物ならざるへからず彈力あ
 る貨幣即ち金銀の如き實價を有する物に在りては貨幣の價格割合に下落すれば貿易
 上の作用に由りて其價の貴き海外に向て流出するか故に流通額減少して其價は直ち

に舊に復し之に反して其價内國に於て割合に貴き時に在りても亦貿易作用に由て正
 貨を海外より流入して其額を多くするか故に價は下落して舊に復し人爲を以て之を
 抑制せざる限りは自在に伸縮増減して通貨の額は市場の必要に應ずると得へく又正
 貨を基礎とする兌換紙幣を發する場合に於ても正貨減少すれば兌換紙幣を收縮せさ
 る可らざるを以て其彈力あると正貨と異るとなし然るに不換紙幣に在りては毫も彈
 力なく紙幣其物に實價なきか故に假令其價格下落するも海外に流出して均衡を保つ
 能はず又兌換の義務なきものなれば正貨減少するも紙幣は収縮するとなくして一度
 之を發行し市場の需要額以上に上るに於ては必ず物價の騰貴を來し經濟界の秩序を
 紊亂するを免れず即ち通貨の價格にして益々下落せんか負債主は大に之か爲めに利
 益すへしと雖も之に反して債主は大なる損失を招くか故に不換紙幣の發行は金融を
 逼迫し營業を抑制し信用を失墜して社會の秩序を紊り人民の財産を毀損するに至る
 今其茲に至る理由を略説せんに最初紙幣價格の未だ下落せず百圓紙幣を以て十箇の
 物品と交換すると得たる時に百圓を貸付し後ち紙幣の價格大に下落して百圓を以て
 僅に五箇の物品と交換し得るに過ぎざる場合に百圓の返済を受けんか紙幣の價格半
 減せるか故に債主は五十圓を損失して負債主は五十圓を利益したるものと云ふへし

如此紙幣下落の際に貸金を爲すに於ては大なる損失を招致するを以て資本家は資本の貸出を爲さず投機者流は此機に乗して一攫千金の暴利を貪らんとし誠實勤勉の美德を毀損し誦詐奸曲に流れ獨り姦商は不當の利得を得るに反して正實なる人民は甚しき損害を蒙り一般人民は奸商の犠牲に供せらるゝに至るへし而して此場合に於て最も苦痛慘狀を究むる者は勞働者にして物價益々騰貴して生計の費用は次第に増加すと雖も勞働賃金は其割合に増加するものに非ざるか故に利益は悉く奸商の吸収する所と爲り勞働者の困難は物價の騰貴に比例して益々増加し餓殍途に滿つるの慘狀を呈するに至るを免れざるなり「ウェブスター」氏嘗て之を論じて曰く紙幣の爲めに吾人が被りたる災害は實に甚しく人民を殺戮し國家の利益を毀ち正義を破壊したる實に交戦の害毒に超ゆるものありと爲せり然るに奸商貪慾の甚しき不換紙幣の結果は右に述ぶるか如き災害を現出するに拘はらず常に之か償還に反對し却て益々其増發を主張する者ありて一八七八年末米國に於ては「ポトラ」なる者首領と爲りて社會黨と結托し盛に之を唱導せり此の如く此紙幣の償還は一部人民の反抗あると同時に一度執政者か此劇毒ある魔毒劑の嗜味に耽するに於ては恰も支那人か阿片の嗜好を絶つと能はざるか如く政行果決財政の整理を爲すことを忘れ不知不識の間其償却は緩漫に

流れ永く國家を荼毒するものにして埃地利、伊太利、魯國、米國等皆二十年乃至五十年の久しき之か美害を被り唯今世紀の初に於ける英國及び一八七〇年戦争の際に發行せる佛國の紙幣は幸にも甚しき美害を流布するとなくして之を償還するを得たり不換紙幣にして増發の弊に陥らざるに於ては未だ甚しき害毒を流布するとなしと雖も濫發の弊は該紙幣の性質として免れ難き所にして既に政府か不換紙幣を發行せんか之に伴ふて物價の騰貴を來すか故に政府は従前と同額の勞役物品を需要するにも従前に比すれば其騰貴の割合に多額の支出を要するよりして忽ち又増發の必要を生し増發益々多くして物價の騰貴愈々甚しく其増發は究極する所を知らざるに至る是れ各國政府か屢々之を試て常に失敗し恐るべき結果を招致せる重なる原因にして佛國の「アッシニヤ」紙幣は實に其發行額九十一億弗以上に上り價格は非常に下落して二十四「リプ」の金貨は七千五百「リプ」の紙幣と同價と爲るに至れり埃國に於ても一七九二年以來戦亂相連き國庫空乏を告げ大に不換紙幣を發行して其額五億三千萬弗に上り銀貨百「ロリソ」の價は紙幣千三百「ロリソ」に相當せり伊太利に於ても一八六六年初て五十萬弗を發行したりしか之に次て益々増發し一八七二年に至りては二億六千萬弗に上り其價格は大に下落して金紙の差二割二分に至りたるをあり

北米合衆國の事蹟又是に異らす一八六一年戦費を支辨する爲に「デマンドノート」五千萬弗を發行したるより以來其額は次第に増加し一八七四年五月に至ては該紙幣の流通額は四億二千八百萬弗に達し其價格の最も下落せる一八六四年七月に於ては金貨百弗は紙幣二百八十六弗に相當するに至れり如此孰れの國に於ても一旦之を發行するに於ては急轉直下底止する所なく「ホワイト」氏は嘗て佛國の「アツシニヤ」紙幣の發行に就き痛論して曰く物理上物體の高處より墜落する際に其速力か加速度を以てする大原則は又不換紙幣増發に於て現はるゝ現象にして財政上及び經濟上戰慄すへき災害の伴ふものなるに拘はらず一般人民は恰も醉狂者の如く物價騰貴事業勃興の一時の現象に昏迷し漸く害毒の流布するに及んで始めて翻然其非を悔ゆるに至るものなりと蓋し至言と云ふへし然るに或る論者は不換紙幣の發行を辯護して曰く不換紙幣か經濟上及び財政上に恐るへき弊害を屢々現出したるは畢竟其發行及び償還を誤りたるに由るものにして決して紙幣其物の性質不良なるに非ず現に佛國が一八七一年以後に於ては其の處理宜きを得たるを以て紙幣の價は格段下落せずして僅々正貨に對する打歩千分の二十七に下落したるとありたるに過ぎずして經濟上に又擾亂を惹起するとなく容易に無利息を以て巨額の資金を使用するを得たり故に不換紙幣の發

行は財政上の一良策にして要は唯其處理如何に在りと爲せり然れども是れ亦事物の半面を觀たる偏見にして論者の言の如く佛國に於ては經濟上積極的に擾亂を來したる事なしと雖も當時不換紙幣の價格を維持したる所以のものは畢竟人爲を以て通貨の額を制限したるに由るものにして獨逸に支拂ひたる償金の爲に大に通貨の額を減少し其拂底を告るの際なりしを以て紙幣と正貨の間に格段の差違を見さりしと雖も既に人爲に由りて通貨を制限し經濟上自然の運轉を妨害したるか故に其發達進歩を害したると夥しく從來歐洲金融界の霸王たりし權力は遂に英國の爲に奪はるゝに至れり由此觀之不換紙幣の弊害は之を想起する毎に夏尙は寒さを覺ゆるものありと謂ふへし財政の局に當る者畏れて面して是を避けざるへけんや然れども若し一度誤て之か危険を冒かすに於ては躊躇せず適宜の處分を行ひ一日も早く其災害を免るに勉むへきものにして左に少しく其方法を論せん

不換紙幣の弊害右に述ふる如く又増發し易きと之を各國の事蹟に徴して明なるか故に財務の局に當る者は若し之を發行するも唯一時の急を救ふの額に止め之か必然の結果として經費の不足を生ずるも是等は宜く租稅國債に依りて支辨し決して尙ほ再び紙幣の發行を爲すへからず何となれば是れ血を以て傷を洗ふの類にして愈々其増

發を促すに過ぎざればなり而して國狀一度平穩に復するに至れば財政整理の第一着手は不換紙幣の償還に在りとする其償還方法は國庫に利餘ある場合に於ては素より之を以て支拂ふべく若し然らざるときは租税を増徴し若くは國債を募集するも決して不可なりと爲さず然るに従來諸國の政府に於ては其整理の順序を誤り不換紙幣を措て先づ國債の償還を先きにしたるもの多し近くは米國の如きは一八七三年六月より一八七四年五月に至る間に確定國債一千九百一十一万七千五百弗を減し同時に綠背紙幣二千三百三十四万八千八百一十一弗を發行せり是れ實に財政上失計の甚しきものにして一方に悉に紙幣の害毒を逞うせしめて一方に緊急を要せざる負債を償還するは尙ほ水源を濁して末流の清澄を待つと一般にして一八七三年に於ける大恐慌の如きは政府若し紙幣の償還を先きにするに於ては十分之を避け得ざるに非ざりしと雖も策茲に出てすして死地に盲進し大打撃に遭て迷夢始て覺め敏腕なる大蔵大臣「シュルマン」氏は汲々として兌換制度の回復に勉め國債及び國庫の利餘金を以て期年ならずして兌換準備を全備するを得たりと雖も其悔悟の遅かりしは深く米國の爲に惜まざるを得ず故に若し歳入をして歳出に超過せしめ其利餘を以て紙幣償還に充つべきものなき場合に於ては内外債を募集し内債に依りて得たる紙幣は悉く之れを燒棄し外

債に依りて得たる正金は之れを紙幣の準備に充て以て速に兌換制度の回復に勉むべきものなりとす而して不換紙幣の整理に當りて又是と同時に外國爲換相場の平準を保つとを計らざるへからす何となれば若し輸入にして輸出に超過するとあらんか國內の正貨は外國へ流出するか故に兌換の基礎は益々脆弱なるに至るへければなり然るに兌換制度の回復策に就ては往々笑ふべき偏見に陥りたる者あり魯國及び合衆國の如きは金貨を以て關税を支拂はしむるに於ては國內の正貨を増加するを得へしと信し之れを行ひたるとありしと雖も其結果は輸入税を増加すると同一にして輸入税は畢竟内國人の負擔する所なれば正貨を増加すると能はざるや明なるのみならず却て政府自から紙幣價格を卑むものなれば益々經濟市場を擾亂するに至るものなりとす

以上不換紙幣及び其他の壓制の國債に就て略は其大体を説明にしたるか故に次に勸誘國債に論及せんとす

第二節 勸誘國債

勸誘國債は一に又愛國國債とも稱し國民の愛國心に訴へ普通以下の低利を以て募集

する國債にして壓制國債の如く威力を以て募集するものに非ず感情に訴へ唯之を勸誘するに過ぎず是等の國債は佛國に於て屢々行はれ又盛に之を稱賛する者あれども是れ未だ經濟上の知識なき淺見者の空論にして是等の方法を以て到底巨額の國債は募集し得べきものに非ず現に佛國に於て一八三一年五分利付を平價にて募集したる國債は僅々二千四十三萬八千九百法を得一八四八年再五分利付平價の該國債一億法を募集したれども僅に二千六百十八萬二千法を得たるに過ぎず後ち一八七九年之を起したれども同じく好成绩を得ると能はざりき又伊太利に於ても之を行ふて失敗を招けり斯の如く此種の國債は到底依るべきものに非ざるや明なりとす

第三節 任意國債

任意國債は一に又通常國債或は商業的國債とも稱し各國國債の大部分を占め壓制國債の如く政府の威力に依るものに非ず又勸誘國債の如く感情に訴へて募集するものに非ずして一に各人の營利心に訴へ任意を以て應募せしむるものにして利息歩合元金拂込順序支拂期日償還方法を公布し之に放銀するの利益なりと考ふる者をして應募せしむるものなれば利益にして普通他の事業を營むよりも少ければ應募者少く此

場合に於ては其當時使用の方向の未だ定まらざる浮動資本を吸収し得るに過ぎずと雖も利益にして他の事業に比較して多ければ内外國の資金を論せず能く巨額の資金を得て經費の急に應ずるとを得へし故に今日各國に於て壓制若くは勸誘國債を募集するものなく専ら此種の國債に依るに至れり

第四節 契約國債

契約國債とは定期若くは不定期に若干の金員を下付することを契約するものにして例之は兌換券の發行、特別借入、會社一個人の事業に對して下付する補助金、官吏若くは國家に功勞ある者に與ふる給與金の如きを云ふ是等のものは其形は普通國債と大に異れども既に法令を以て或は契約を以て下付すると確定するに於ては國家の義務と爲るか故に其實質に於ては負債と毫も異なるとなし凡そ是等の國債は貨幣論若くは行政學の範圍に屬し本論の研究すべき範圍に非ざるか故に唯其大体を説明するに止むへし

會社一個人の事業に對して補助金を與ふるは各國政府の行ふ所にして航海事業の如きは各國が最も熱心に補助獎勵する所なり又佛國の如きは鐵道會社に巨額の補助金

を與へ我邦の如きも現に鐵道會社郵船會社農工銀行等に對して巨額の補助金を下付せり

國家に功勞ありたる者に給與金を下付するは各國政府の行ふ所にして其功に報ゆるは國家の德義上當然にして又人民をして國家の爲めに盡瘁せしむる獎勵たるを得へし

兌換券の發行も別に論するの要を見ずと雖も特別借入に至ては財政上之を論究せざるへからず

特別借入即ち銀行若くは資本家と契約して借入るゝ所の負債は債券を發行し一般人民をして募集に應せしむる國債とは大に其体裁を異にし私人間に行はるゝ貸借の如く借用證文を出すものにして有抵當の場合と無抵當の場合との二種あれども有抵當は最も稀有の場合にして通常特別借入は無抵當なりとす無抵當の借入に於ては其債主に特別の利益を與へざる限りは一般募集の國債と政府の義務は毫も異なるとなし我邦政府が明治十年華族銀行より借入たる征討費千五百万圓は即ち此類の國債にして能く財政の急に應ずるとを得たりしと雖も其据置期限を銀行の營業年間と爲したるか如きは大に政府の失錯なりと謂ふへし魯國政府は信用薄弱なりし時代に於ては

國債の募集甚だ困難なりしを以て常に中央銀行より特別借入を爲したりしか其額大なるに於ては市場の通貨を吸収するか故に物價の下落金融の逼迫を來し遂に政府は紙幣の發行を許可せざるへからざることとなり若し政府の借入尙ほ止まざるに於ては紙幣は次第に増發せられて遂に不換紙幣の流通を見るに至るの恐あるか故に銀行より巨額の特別借入を爲すに當ては銀行家の哀願の爲に此失敗に陥らざること注意せざるへからず然れども國債募集に銀行を利用するは常に各國政府の行ふ所にして金融界の樞軸を握れる銀行家の力を借るに於ては其募集を容易ならしむるの利益あるか故に決して非難すへきに非ざるなり又銀行は各國政府が常に財政上の機關として利用し國庫金の取扱を命し一時不要の資金を眠らしめざるの用に供せり即ち政府が租税其他の収入を得るも直ちに之を支出し盡すものに非ざるか故に若干の期間は之を國庫に貯蓄し經費の必要に應じて之を支出せざるへからず然るに巨額の資金を政府が吸収して空しく之を國庫に堆積するは其利子を損するのみならず市場の通貨を減するものなれば從て金融の逼迫物價の騰貴を來し經濟上に波瀾を生ずるとなきを得ず是れ決して財政の處理宜きを得たるものと謂ふ能はざるなり茲に於て各國政府は中央銀行に總て現金の収支を依託し収入多く支出少き場合には銀行をして其過利

金を流用するとを許し無益に資金を眠らしめざることを計れり此他尙は政府が銀行をして現金の収支を可らしむる理由あり即ち官吏をして現金の取扱ひを爲さしむるに於ては自己の金錢に非ざるも之を使用せんとするの念起るは人情の弱點なるか故に往々官金盜費の弊を生し易きを以て是等の弊害を避くるは銀行をして之を管理せしむるに在り又現金輸送の如きも銀行をして之を取扱はしむるに於ては銀行間に行はるゝ貸借勘定を以て通貨の輸送を要すると少しと雖も政府自から之を爲すに於ては通貨輸送の危険を冒すのみならず又通貨を一地方に偏集せしめて他の地方の市場を擾亂するの恐れあるか故に中央銀行をして國庫金の取扱を爲さしむるは蓋し財政上の良策なりと謂ふべし

銀行が國庫金の取扱を爲すに就ては二箇の異なる方法あり一を英國法と稱し一を佛國法と稱す英國法に在りては法律の範圍内に於て中央政府が銀行に仕拂の通知を爲すものにして佛國法に於ては収税官吏が銀行に宛てたる手形を以て仕拂を爲すの權を有せり是等二法の得失を比較するに佛國法は弊害多くして善良なる方法と云ふと能はず何となれば収税官吏に是等の權利を與ふるに於ては往々多額の支出を爲し其償還を誤り且つ収支非常に錯雜するか故に當局官吏以外の者に在りては之を知

ると甚だ困難にして立法部は十分の監督を行政部に與ふる能はず現に佛國が年々歳歳収入を以て支出を辨する能はずして益々歳出を増加するは是れ亦其一原因なりとす然るに英國法に於ては法律の範圍内に於て中央政府自ら之を行ふか故に妄りに多額の支出をなすか如き恐れなく又財政に關する政府の處分は一目瞭然たるか故に立法部は十分なる監督を行ふて償却を誤るか如き恐れなきを得べし

第五節 確定國債

確定國債とは法律を以て其募集額を定め確實なる權利を證明したる債券を交付するものにして拂込の順序、支拂期限、償還手續等を公布し其償還は永遠を期するものなり此種の國債は商業上の有價證券として使用せられ容易に買入し又は抵當と爲すとを得るか故に大に金融上の利便を助くるものにして最も汎く行はれ又最も弊害少きものなりとす而して本論に於て論ずる所は主として此確定國債に在るか故に特に茲に論ぜず

第六節 流動國債

流動國債とは國庫の一時の不足若くは一年度の不足を補ふ爲めに短期の國債を起し或は人民の貯蓄節約心を獎勵するか爲めに貯金事務を取扱ひ或は官吏をして強制預け入を爲さしむるより起る所の負債にして是等預金事務の如きは財政上の必要よりは寧ろ行政上の事項に屬せり

短期の國債とは大藏省より發行する利付きの證券にして仕拂期日償還の方法を規定したるものを云ふ而して其發行は確定國債の如く募集するとあり或は政府が仕拂に當り貨幣の代りに之を受取らしむるとあり總て之を大藏省證券と云ふ該證券は多くは二三銀行より借入るゝを常とするか故に特別借入と相似たる所あれども特別借入に在ては大藏省證券の如く其負債證書を賣買取引の目的物と爲すと能はず又支拂に對して貨幣の代りに之を發行するか如きとなし英國に於ては英蘭銀行をして大藏省證券の引受を爲さしむると雖も人民は一時不用なる資金の放銀物として確實且つ便利なるか故に之を買受け所有する者多し我邦に於ては預金局及び日本銀行をして之か引受を爲さしむ該證券は往時英國財政家の發明したる所にして其便利なるを觀て今日に於ては各國皆之に則り財政の整理を計るに至れり蓋し政府の財政は先づ豫算を定め之に準據して收支の均衡に勉むるものなりと雖も國庫の収入には凡そ其期

節ありて未だ收入の國庫に入らざる時に於ても支出の必要は常に生ずるものなり此時に當りて若し國庫に現金なきか爲めに支出を爲すと能はざらんか忽ち政務の礙滯を來し政府は非常の困難を蒙らざるを得ず故に此不便を避くるか爲めに一時短期の國債を以て支辨し年度の終りに於て之を償還するに於ては歳計の均衡を紊さず政務の敏活を失はざるを得へし又或は天災事變に遭遇し歳出を増加するか若くは歳入を減少したるか爲めに其年度の歳計に不足を生ずるとあり斯の如き場合に當りて其不足額にして數年を期して歳計上の剩餘を以て支辨し得へき見込あるに於ては確定國債を起す程の必要なか故に通常大藏省證券に依りて一時の急に應ずるを以て便利なりとす

如此大藏省證券は財政上に便利を與ふるものなりと雖も商品の買上に對して該證券を與ふるは決して得策に非す何となれば是等商人の要する所のものは證券に非ずして現金に在り故に現金を得ると能はざるに於ては多少其價を高くするを以て政府は現金を支拂ふを以て利益なりとす然れども又募集する所の大藏省證券と雖も之を濫發するに於ては恐るべき弊害を生ずるものにして一時歳計の不足を補助するの便利あるよりして不知不識の間に其額を増加し財政を紊亂し民力を萎靡するに至る現に

土耳其埃及等の如きは政府の信用薄弱にして確定國債を募集すると能はさるか故に非常の高利を以て租税を抵當とし或は其他の特典を銀行に與へて之を發行したる額は實に夥しく一八七四年諸國の銀行家か委員を撰んで其額を調査せしめたりしも遂に之を詳知すると能はざりしと云ふ以て大藏省證券か如何に増發し易き性質を有するかを推知するを得へし

次に細民の貯蓄勸勵心を獎勵する方法として政府か取扱ふ貯金事務は其目的一に行政上の必要に基すと雖も通常各國政府は預金局の資金を流用して大藏省證券の募集に應せしむるか故に財政上にも又關係なきに非ず然れども事變に遭遇し巨額の經費を要するに當りては是等の預金は到底財政上に助力を與ふるものに非ず何となれば是等の場合に於ては預金は生計上の費用の爲めに若くは國債應募の爲めに引出され却て其額を減すへければなり

官吏をして強制的に預け金を爲さしむるは其目的全く行政上の必要より來るものにして其内又二種ありて一を俸給差引預金と稱し一を身元保證金と稱す俸給差引預金とは俸給の幾分を割て之を預金局に預けしめ在職中は之を引出すとを許さずして退官若くは死亡の場合には元金に幾分の利子を付して拂戻を爲すものなり故に官吏若

くは其遺族は不時の不幸に際會するも預金の拂戻に依りて生計を立つるを得へしか故に大に便利なる方法にして不知不諱の間に貯蓄を爲して以て萬一に備ふるとを得へし而して政府に於ても此種の預金は遂に巨額の拂戻を爲すとなきを以て國庫融通の爲めに利用するとを得へし我邦に於ては俸給差引預金は俸給の百分の一にして佛國に於ては通例百分の五の積立を爲さしむ身元保證金とは金銀の取扱を爲す官吏をして其取扱上不都合を生し或は過失に因りて損失を生したる場合に於ては之を辨償せしむる爲め在職中預入れしむるものにして或は現金を以てし或は國債證券等の確實なる證券を以てす而して其額は職務の輕重に由りて異なるものなりとす身元保證金に就ては會計官吏にのみ特別の義務を負せしむるは不公平なりと論ずる者あれども官吏をして其職務に慎重ならしむる爲め決して非難すへきに非ず是等の保證金は退職の場合には現金を以て預入れたる者に限り幾分の利殖を付して返却するものなりとす又政府の事業請負者をして身元金を納めしむるとあり是れ官吏の身元金と同一の理由に基くものなりとす

第七節 年金國債

年金國債とは利息と元金とを合して年々幾分づゝを償還する國債を云ふ而して該國債には有期年金と一生年金及び「トンチン」法の三種あり有期年金とは一定の期限迄に元利の償還を終るものにして一生年金とは應募者の死に至るまで年々一定の金額を支拂ふものなりとす「トンチン」法は一生年金法の變形にして同齡の人を集めて一組となし同一額 of 年金國債に應募せしめ各應募者に一生年金を拂ひ其内死亡者を生ずる時は其死亡者の受取るべき分を生存者に配分する國債を云ふ年金國債は十七八世紀の頃財政家の盛に唱道せる所にして各國國債の大部分は皆此種のものなりしか漸く其不利益にして財政上決して採用すべきものに非ざるとを知るに至れり蓋し往時年金國債を稱賛したる所以のものは政府は國債の利息を仕拂ふも外國に流出せざる限りは其國は毫も損失するものに非ずとの經濟上の謬信に原けるものにして一般人民より租税を徴収して一部の人民を利益するの不利なるを悟らざりしに由れり然れども此謬信漸く覺むるに及んで財政上の損失を知得するに至れり元來年金國債の財政上最も非難すべき點は一度之を募集するに於ては政府は之を變更すると能はざるに在り即ち永遠國債に在ては政府は財政上の都合に由り何時にても之を償還し又市場の利息歩合低下するに於ては借換を行ひ利息を低減するとを得へしと雖も年金國債

は應募者の死亡若くは一定の期限に至る迄如何に市場の利息歩合低落するも借換を爲すと能はず又歳計上に剩餘を生ずるも之を償還するは甚だ困難にして政府は之を市場より買上ぐるの外なく而して其價格は市場の利息歩合の低落と共に益々騰貴するか故に大に多額の割増を爲すに非ざれば償還を爲すと能はざるものなりとす次に非難すべき點は年金國債に在りては假令非常の出來事の爲めに大に政府の經費を増加し若くは歳入を減し財政困難なる時に於ても年々定額の支拂を爲さざるへからざるか故に如此場合に於ては一層其困難を増加するを免れず然るに永遠國債は年々支拂ふ所は單に利子のみにして其償還は政府の都合に由るとを得べきか故に是等の危険を冒すとなし如此該國債は政府に取りて甚だ不利益なるか故に決して採用すべきものに非ざるや明かり尙ほ各種の年金法に就て之を詳論せん

有期年金國債は右に述べたる如く一定の期間年賦法を以て年々元利を償還するものにして英國に於て最も盛に行はれ單に之を用ひずして永遠國債の利息を低くする爲めに其元利拂込額に應じて一定の年金を與へたり而して年金仕拂額は非常に巨額にして永遠國債利息の四倍以上に達したるとありたりしか今日に於ては大に減少するに至れり元來年金國債は之を人民よりすれば大に便利にして普通國債は年々得る

所は單に利息のみなるか故に少額の國債所有者に於ては其額僅少にして僅に生計費の幾分を補ふに過ぎず又元金の償還は通常抽籤法に由るか故に豫め期する能はずして偶々償還せらるゝに於ては更に放銀の途を求めざるへからず然るに有期年金に在りては期限中年々同額を受取るとを得るか故に其間は収入を失ふの恐なく少額の資本を以て新たに事業を營さんとする者にありては最も便利なるものなりとす

一 生年金國債は寡婦寡夫に在りては有期年金國債に比すれば更に一層便利にして其生存中は収入の途を失ふの恐れなきを得へし故に此種の國債は多くは庫底に埋没する少額の浮動資本を收集して活用するとを得へし而して政府が年金額を定むるは生命保險の調査法に由り應募者の年齢に由りて異なるものにして應募者にして豫定より長命なるに於ては政府は損し短命なるに於ては益するものなりとす英國に於ては「ピット」以來盛に行はれ「ウイリヤム」三世の時百磅の拂込みに對し生存中十四磅を支拂ふ約束を以て百萬磅を募集したるか如きは皆人の知る所なり

「トンチン」國債は十七世紀の頃伊太利の銀行家「ローレン」トンチン氏の發明したるものなるか故に此稱あり該國債は先きに述べたるか如く死亡者の受取るべき年金を順次に生存者に分配するものにして長命なる程巨額の年金を受取るとを得へしか故に何人も僥倖心に驅られて之に應じ政府は其僥倖心を利用して割合に低利の募集を爲すとを得へし英佛等に於ては屢々之を行ひ一六八九年及び一六九六年佛國が起したる「トンチン」國債の最後の生存者は九十六歳の高齡に達したる巴理外科醫の寡婦にして最初僅に三百法の拂込をなし末年に至り七萬三千五百法の年金を得たりと云ふ

以上述ぶるか如く年金國債は人民に於ては甚た便利なりと雖も財政上甚た不利益にして論者或は細民の生計を容易にし勤儉精神の美徳を獎勵する爲めに一部の人民を限りて之を發行して募集に應せしむへしと爲す者あれども財政上の弊害を冒して之を爲すか如きは決して策の得たるものに非す加之其應募者を貧民に限るも奸誦の徒は往々貧民を雇ふて利益を食らんとするの弊害を生ずるなきを得ず故に貯蓄獎勵の如きは宜く預金事務に依るべくして年金國債の如きは採用すべきものに非す

第八節 永遠國債

永遠國債及び有期國債は總て確定國債の一部にして永遠國債とは元金償還の期限を定めず政府の隨意に之を行ふとを得るものを云ふ故に決して元金を償還せざるに非ずして財政上の都合により政府は之を行ふの自由あるものを云ふ永遠國債は政府に於

て最も便利なるものにして有期國債は其償還期限に至れば戰亂事變等の場合に於ても尙之を償還せされは政府の信用を失墜するの恐あるか故に財政上甚た危険なりと謂はざるを得ず然るに永遠國債は如此危険に陥るとなきを得へし加之一定の期限を付せざるか故に政府は借換を行ふて利息の負擔を減ずるとを得るの便利あり凡そ社會進歩し諸般の發明の行はれ産業隆昌に赴き富の増加するに至れば従て利息歩合は低落するものなるか故に今日の普通利息も後世に於ては大に高利のものたるに至る此時に當りて期限の爲めに拘束せられて借換を行ひ利息を低減すると能はざらんか財政上無限の不利と云はざるを得ず左れば永遠國債は國債中最も便利なるものと謂ふへし然れども唯信用薄弱なる邦國に於ては之を募集するも到底應募者を得ると能はず現に土耳其埃及等に於ては永遠國債を一も有せざるなり故に政府の信用鞏固にして容易に之を募集するを得へき邦國に於ては必ず永遠國債に依るべきものなりとす然れども茲に一の注意すべき點あり由來人情の弱點として其義務を強ゆる者なきに於ては往々之を等閑に付するの恐れあるものにして永遠國債は隨意に償還を延期するを得るの自由あるか故に其償還を怠り濫りに後世の負擔を増加するとなきを保せず是れ財政の局に當る者の最も慎むべき所ありとす

第九節 有期一時仕拂國債

有期一時支拂國債とは一定の期限を定め其期限に至れば一時に全額の償還を約する國債と云ふ此種の國債は財政上甚た不可なるものにして其期限の至る迄は假令國庫に剰餘金を生し或は利息歩合低落するも償還借換を爲すと能はず而して又其期限至るに於ては財政困難の場合に於ても償還を爲さざるを得ざるか故に誠に危険なるものと云ふへし加之此種の國債は經濟上に擾亂を醸すの恐れあるものにして期限に至れば一時に巨額の流動資本を移動し平地に波瀾を生ずるとなきを得ず則ち少額の有期一時支拂國債に在りては其弊害未だ大ならずと雖も巨額の國債は決して如此方法に依るべきものに非ず

第十節 有期隨時仕拂國債

有期隨時支拂國債とは一定の償還期限を定め其期限以内は何時にても政府の隨意に償還し得るものと云ふ而して此種の國債は發行の日より何箇年据置き向ふ何箇年に

償還を終ると云ふを以て通例とす故に据置期限を超過すれば償還期限以内にて政府財政上の都合に由り何時にても自由に償還を行ふことを得べく又一定の年限あるを以て漫りに償還を怠り負債を後世に遺すか如き恐れなきを得へし故に永遠國債を起すの信用なき邦國に於ては最も良好なるものなりと謂ふへし然れども既に償還の期限確定するか故に若し執政者にして深慮なく浮華の名譽を得んとを希ひ償還を後年に譲りて歳出を減少し以て其技倆を售らんとするか如き者あるに於ては愈々期限の接迫するに及んで遂かに非常の困難に遭遇するに及び加へ償還期限短きに於ては不幸にして連年財政の困難を來すか如きとあらんか非常の難境に陥らざるを得ず故に其期限を四五十年とし又常に其償還に留意し漫に後年に遺すか如きことを爲さざるに於ては庶幾くは是等の弊害を除去するを得へし我邦國債は此有期隨時仕拂國債に屬し期限は概ね五十年を期せり

第十一節 有期定額仕拂國債

有期定額仕拂國債とは募集の際一定の償還期限を定め其年限内に毎年一定の額を仕拂ふことを定むるものにして前年償還額の利子の餘裕を後年の償還資金に加へ國庫よ

りは年々一定の國債元利仕拂資金を支出し一定の期限内に完済するものなりとす故に甚た便利なるか如くなれども其實は大に非難すべき二箇の缺點あり即ち此種の國債は其期限及び償還額一定して動かす能はざるか故に國債所有者に於ては市場の利率低落するも高率の利息を得て利益多しと雖も政府に於ては國庫に剩餘を有するも償還を行ふ能はず又低利國債借換の自由を有せざるか故に甚た不利益なりと云はざるを得ず且つ又先きにも述べたるか如く國家の治亂は豫測すると能はざるものにして一朝天災地變内訌外患等の場合に遭遇し國庫空乏財政の困難を來さんか如此場合に於ては有期定額仕拂國債は益々其困難を加倍し信用を失墜し財政を紊亂するの端緒たらざるを得ずアダムス氏か之を評して贅澤なる遊戯と爲せるもの眞に至言と云ふへし然れども米國の如く國庫常に餘裕を有し又列國爭權の外に超然たる國柄に在りては此種の國債を起すとあり一八〇三年、メイジアナ州買上げの爲めに起したる國債は有期定額支拂にして其元金は四ヶ年の年賦を以て償還するものとせり又土耳其、埃及の如き信用微弱なる邦國の國債も多くは皆此種のものなり即ち此種の國債は政府に於ては最も不便なりと雖も債主に於ては償還の途確實なるか故に此法に依るに非されは歐洲諸國の資本家は是等の貧弱國に對して資本を下すことを肯せず其國債は

多くは十五ヶ年を以て期限と爲せり由此觀之財政紊亂し信用失墜せる邦國に於ては實際已むを得ず之を起すものありと雖も財政の自由を妨げ甚た危険なるか故に採用すべきものに非ざるや明なりと云ふへし

第九章 國債の募集

國債の募集を説くに當り余は先づ平價發行と割引發行との得失を論せざるへからず平價發行とは額面記載の價格を以て發行するものを云ひ割引發行とは額面以下の價格を以て發行するものを云ふ例之は百圓の證券を百圓にて發行するは即ち平價發行にして百圓の證券を百圓以下にて發行するものは割引發行と稱す是等二者の得失を究むるに先きたり何故に政府は割引發行を爲すの必要あるかを説かん

百圓の證券を九十圓八十圓若くは七十圓を以て發行するは一見甚た奇異なるか如くなれども元來任意國債は各人營利の目的を以て募集に應ずるものなるか故に政府の募集する國債の利息にして市場の利息歩合より低きか若くは信用薄弱なるか或は又國債募集の爲めに大に金融を逼迫して市場の利息を引き上くへき見込確實なる場合に在りては人民は國債の募集に應せんよりも寧ろ資金を他の方面に運用するの却て

利益多きか故に其募集に應ずるものなかるへし故に如此場合に當て政府若し高利を支拂はすして資本を吸収せんと欲せば勢ひ額面以下の拂込を以て國債を發行せざるへからず是れ割引發行の依て起る所以なりとす割引發行は平價發行に比すれば應募者は割合に利益多きものにして第一。償還期限の永きに至ると第二。償還の際に打歩金を得ると是なり凡そ信用ある政府の國債は放銀の最も確實なる方法を以て應募者は可成的其期限の永きを望むものなりとす而して割引發行の國債は平價發行のものに比すれば政府か償還を行ふと困難なるか故に自然期限は永きに至るへし又割引發行の國債は償還の際應募者は其割引丈の打歩金を取得するを得へし例之は百圓額面の國債を八十圓にて發行せんか應募者は償還の際二十圓の打歩金を得るものなり如此割引發行は應募者に於ては利益にして其利息歩合は割引額の多少に由りて定まるものなりとす即ち割引額にして少きに於ては利息歩合高く之に反して割引額多きに於ては随分法外の低利を以て募集するを得へし

割引發行に就ては茲に一の注意すへきとあり政府は國債の募集に當りて額面以下の發行を爲すと公布すと雖も必ず其割引價格を以て申込を爲さるへからすと云ふに非ず割引價格以下の申込は政府は勿論之を拒絶すへしと雖も其價格以上に在りて

は喜んで之を納れ通常申込價格の高きものより順次に國債を興ふるものなりとす是れ素より正當なる處置にして申込價格は人民の意志に由て異なるものなれば政府が申込價格の高きものより先づ之を興ふるは決して非難すべきに非ず然るに北米合衆國に於ては嘗て「ガラチン」氏が大蔵大臣たりし際百弗の國債を總て九十三弗にて發行したりしか其趣旨は公平を守ると云ふにありしと雖も財政上誠に迂拙の策と云ふへし。割引發行は英國宰相「ピット」氏の創始したる所にして當時六分利付以下の發行を爲すと能はざりしよりして百八十磅若くは百九十磅の國債を三分利付とし百磅にて發行したるとあり爾來東西諸國皆之に倣ひ我邦に於ても明治十一年募集したる起業國債は六分利付を以て額面百圓を八十圓に割引發行を爲し又二十七八年戰役に於ける第二期軍事國債は五分利付百圓の額面を九十五圓を以て發行せり如此各國が割引發行を爲す所以のものは凡そ三箇の理由あり第一。割引發行は其利息低きか故に表面上信用大に厚きの觀あり第二。利息割合に低きか故に人民の感情を害すると少し即ち實際に至ては決して政府の利益に非ずと雖も一般人民の財政上の知識に乏しき單に利息歩合低きに於ては各人の負擔は輕きとを得へしと妄信するか故に政府は政策上よりして之を行ふとあり第三。割引發行は平價發行に比すれば利息を低くし多額の資金

を集收するを得へし例之は五分利付の國債百圓の價格百圓なるときは四分利付國債は八十圓三分利付國債は六十圓なるべき筈なれども其實際は四分利付のものは八十圓以上三分利付のものは六十圓以上を以て募集するを得るものなりとす現に一八五四年「クワミヤ」戰爭の際佛國政府の募集したる三分利付國債は額面百に付き六十五の割引發行にして實際四分六二の利息の割合なりしか四分半利付國債は額面百に付き九十二の割引發行なりしも實際四分八九の割合に當り前者に比すれば千分の二七を損したるものと云ふへし如此割引發行が割合に高價を以て募集し得る所以のものは畢竟應募者の利益多きに原くものにして其實は政府に於て大に損失なるものなり割引發行の最も非難すべき弊害は其償還を怠り借換を爲す能はざるに在りとす平價發行の場合に於ては市場の金利歩合を標準として定むるか故に市場の金利にして低きせんか政府は法律の範圍内に於て借換を爲し利息の負擔を減ずるとを得へしと雖も割引發行に於ては應募者の拂込額を減して故らに利息を低ふするを以て市場の金利にして其國債の利率以下に下るは永き將來にして從て償還は緩慢に流るゝに至る例之は額面百圓の國債を發行するに當り當時市場の利息歩合五分にして之と同率の利息を付するに於ては平價發行を爲すと得へしと雖も三分利を以て六十圓の割引發

行を爲さんか其後市場の金利低落して四分若くは三分五厘に至るも尙ほ借換を行ふ能はず政府は六十圓の拂込に對して毎年三圓を仕拂ふものなれば其實は五分の利息を負擔して市場の金利に比すれば差引一分若くは一分五厘の重き利息を支拂はさるへからざるなり加之割引發行は償還の時に當りて大に政府に損失を蒙らしむるものにして額面百圓を八十圓若くは七十圓の割引を以て發行せんか償還の場合には額面の金額を仕拂はさるへからざるか故に二十圓若くは三十圓の打歩金は全く損失なりと云ふへし如此割引發行は借換を爲すと難く又償還に當りては打歩金を與へさるへからざるを以て自然國債の償還は遷延して之を後世に譲り國債額は年と共に益々増加するに至るを免れさるなり是れ國債の永久に渉る原因にして從來財政學者の痛論せる所なりとす

次に國債募集には又應募者を誘引する爲めに一の方法ありて之を富籤付發行と稱す該法は利息仕拂の際に所有者に抽籤を行はしめ其富籤者に限り利息以外に若干の金額を與ふるものにして應募者の僥倖心を利用して低利の借入を爲さんとするに在り而して政府は通常利息歩合の差より得る所の幾分を割て富籤資金に充つるものなり之を以て政府は普通の國債に比すれば多少利息の負擔輕きを得へし然れども之を正

義上より論するに於ては人民をして勤勉以外に富を得んとする僥倖心を挑發し自から遊惰放恣に流れしむる恐れありて從來各國政府が富籤發賣を禁止したる理由も畢竟此弊害あるに由れり然るに政府か却て此不正の利得を得るの途を與ふるか如きは實に政府の德義を破棄したるものなりとて常に多數の攻撃を受けたりしと雖も今其發行の成績を見るに佛國及び伊太利等に於ては稱讚すへき好結果を呈し之を所有する者は多くは勤勉にして常職を有する部類の人民にして浮浪遊惰なる人民の手に歸せるもの少く是等の人民は多少の奇利を得るの見込あるよりして節約を行ふて之を購求せんとし却て勤勉節約の美德を獎勵するとを得たり由此觀之富籤付國債と雖も絶對的に之を非難するは稍々淺見の識なきと能はず元來下層社會の人民か文明の進歩社會の開發に障害を與ふる所以のものは畢竟勤勉節約の意思なく隨て得れば隨て散し恒産なきよりして從て恒心なきに基するものなれば是等の人民に對して勤勉節約の美德を獎勵するは社會改良の第一着手にして政府は能ふ丈け之か獎勵に力を盡すへきものなりとす然るに下等人民の品性の陋劣なる財産を貯蓄するも普通の利息を得るに過ぎざるに於ては容易に貯蓄の念を生せざるか故に政府か此美德を獎勵する爲に此種の發行を爲すは假令德義上非難すへきものありと雖も政策上又寛假すへ

き點なきに非ず然れども之を行ふに當りて若し其當籤金額を多額にし若くは抽籤を屢々行はしむるに於ては多數の膏血を絞りて少數を潤し節約の美德を獎勵せしめて却て人民を遊惰放逸に導き賭博に依りて衣食する無頼の徒と化せしむるの恐れあるか故に最も此點に注意し籤數を多くして多數をして當籤せしむるを計らざるべからず要するに富籤付國債は徳義上の非難は免れずと雖も若し之に依りて節儉の美德を獎勵するを得るに於ては強ち委棄すべきに非ざるなり然れども此種の國債は政府の手數非常に煩雜にして又巨額の資金を要する場合に在りては豫定の額を得ると能はざるの恐れあるか故に唯時に是に依りて政府人民俱に利するところあるも巨額の國債を募集する場合に行ふべきもの非ず而して又若し之を濫用するに於ては隱然人民の賭博心を挑發し法律を犯して顧ざるの弊風を馴致するか故に周密なる注意を要するものなり佛國に於ては屢々之を發行し又土耳其道鐵會社「バルレタ」府等に於ても之を發行せり

國債發行に就ては又特別募集なる一の方法あり此方法は政府が道路、港灣、運河等の事業を起すに當りて是等の事業に密接の關係を有する地方より低利の借入を爲すものにして最も有利の方法なりとす即ち是等の事業は一般の利益を増進するものなりと

雖も殊に其關係地方の繁盛を來し他の地方に比すれば多くの利益を享有するか故に最も其事業の完成を熱望し一般の金利より低利の國債にても甘して之を募集に應ずるものなり是を以て政府は其地方に於て特別募集を行ふに於ては低利の國債を以て能く事業を完成し一般人民の負擔を輕うして汎く利益を増進せしむるを得へし佛國に於ては屢々此法に依りて國債を募集し「ハーヴル」「マルセイユ」「ドンケルク」「ローアン」「カレ」等の築港事業に要せる資本の大部分は其地の商業會議所より借入をなし是に依りて鐵臺を設置したる數は八十五ヶ所の多きに達せりと云ふ以上國債募集の大体を説明せるか故に更に募集の細目に就きて少しく述ぶる所あらん

國債の募集に當りて最も注意すべき點は可成的應募者の拂込を容易にし經濟上に及ぼす影響を少からしむるに在りとす而して此の如くするには拂込の回數を多くするに在り若し回數にして少く又急速に巨額の拂込を爲さしめんか之に應ずる資力ある者と雖も資本を抱て國債募集を待つ者なきか故に一時借入を爲さるへからず此の如くなれば資本の借入は遽かに起りて市場は忽ち金融の逼迫を告げ經濟界を擾亂すると夥しく又小資産者か節約を以て募集に應ずるか如きは到底此場合に行ふ能はざるなり故に一般人民より汎く募集し且つ容易に資金を得んとするには可成的其拂込

回数を多くすべきものなりとす然れども急劇の必要に迫れる場合の如きは素より此限りに在らざるなり

國債募集に當りて應募者か其應募の申出と同時に納むる所の拂込を稱して之を保證拂と云ふ保證拂は即ち各人間の取引に於ける手合金と同一にして應募者をして此保證拂を爲さしめざるに於ては拂込の期限を誤り或は全く拂込を爲さざる者を生し政府は豫定の収入を得ると能はざるの恐れあり故に何れの國に於ても皆申出額の十分の一若くは十分の二を保證拂として拂込せしめ其後一定の期限に拂込を爲すと能はざるものに對しては數日の猶豫を與へて其間の利息を負担せしめ尙ほ拂込を爲さざるに於ては保證拂を政府に没収するとを約して拂込を怠るとなからしむるを常とす國家の信用鞏固にして經濟界に異狀を呈せざる場合に於ては人民は競ふて之か募集に應じ往々其申告額は政府の募集額に超過するとあり此場合は於ては其申込額の幾分を削除して國債を申告人に分配せざるへからず其分配方法に三あり第一を比例法と稱し第二を小額無減法と稱し第三を高價無減法と稱す比例法とは應募者の申込額に比例して國債を分配するものにして例之は一千萬圓の募集に對し二千萬圓の申込ありたりとせば一千圓の申込をなしたる者に對しては五百圓を交付し五百圓の申込

をなしたる者に對しては二百五十圓を與ふるか如し故に此方法は最も公平なりと謂ふへし然れども政府は又細民の貯蓄心を奨励する爲め或は小資産家に可成國債を與ふる爲めに申込額に一定の額を定め其以下の少額の申込に對しては申込全額を交付し其れ以上の申込に對しては申込額に比例して遞減する方法を取るとあり是れ即ち少額無減法にして實に細民に貯蓄心を勵ますのみならず又政府の一債主たる資格を與ふるか故に是等人民の品性を高め愛國心を盛ならしむるの効あり加之政府財政の整否は直接に自己の利害に影響するを以て是等の人民は自から政府の行爲を監視するの念を生し政治上間接に與ふる利益少しとせず佛國に於ては屢々此法に依りて大に好結果を収むるを得たり次に高價無減法とは申込價格の高き者より順次國債を交付するものにして人民か國債を得んとする念盛なる時に當りては應募者の間に競争を起し申込の全額を得んとして政府の發行價格以上の價格を以て申込を爲し函債價格に打歩を生ずるものなり故に其打歩丈は政府の利益に歸するものなりとす我邦中仙道鐵道公債、海軍公債、整理公債、軍事公債の如き皆此方法にして第一回海軍公債の如きは五百萬圓の募集に對し價格以上の申込額千五百九十七萬千四百圓に達し實收額五百十八萬七千八百圓を得たり

次に國債の發行に就きては二種の方法あり一を間接發行法と稱し一を直接發行法と稱す間接發行法には又委託發行法と委任發行法との二方法あり
 委託發行法とは政府が利息歩合發行價格等國債に必要な要件を規定し其發行を銀行に代理せしむるものを云ふ我邦今日の發行法は皆是に依り日本銀行をして代理せしめ英國に於ては英蘭銀行をして之を行はしむ故に銀行は唯之を代理するのみにして其募集を完成し得ると否とは毫も關する所に非ず唯手数料を得て事務を行ふに過ぎざれば政府は果して其募集の金額を得るや否や料り難きの危険を冒さざるを得ず手数料は募集額に應じて與ふるものと一定の額を與ふるものとの二方法あれども一定額を與ふるは政府の損失なるか故に募集額に比例するを得策なりとす委託發行法は以上述ふるか如くなるか故に政府自から之を發行するに比すれば手数料を損するの不利あるか如くなれども手数料難にして又現金の取扱を爲すものなれば寧ろ銀行をして代理せしむべきものなりとす而して外債募集の場合の如きは殊に委託發行法は便利にして銀行に於ては海外の銀行家資本家との間に金融上の關係を有するを以て政府自から之に當るに比すれば容易に之を行ふとを得へし
 委任發行法とは銀行家と特約して國債の引受を爲さしめ銀行家は之を漸次希望者に

讓渡す所の方法を云ふ此法に於ては委託發行の場合と異り銀行は一切の責任を負ふものにして必ず引受けの金額を關連せざるべからず則ち政府は募集の危険を冒すことなくして速に豫定の借入を爲すとを得へし然れども銀行は政府に代はりて其危険を冒す代償として之を再賣して利益を収むるものにして政府よりは低價に引受を爲し時期を見て漸次に之を賣却するものなり委任發行法の得失に就ては從來議論多き點にして之を非難する者は曰く引受を爲さんとする銀行は巨利を占めんとして募集の當初は策略を以て之を下落し其引受を爲したる後は再び策略を用ひて其價を高ふして再賣するか故に政府人民共に不利益にして寧ろ政府が直接發行を爲すに如かずと然れども是れ唯事物の半面をのみ觀察せる議論にして委任發行法は論者の言の如く多少銀行をして奇利を占めしむるとなきに非ずと雖も元來政府は銀行の如く市場の状況に精通せざるを以て果して幾何の發行價格及び利付を以てすれば豫定の募集を行ふと得べきか甚だ不明なるを免れず而して其募集に當りて若し一朝豫定の額を得ると能はさらんか經費の必要に應ずる能はざるのみならず忽ち信用を失墜し延て財政上に非常の困難を生させるを得ず故に政府は自然怯心を生し應募者を誘引する爲めに格別の割引を爲し若くは格外の高利を付し銀行をして之か引受を爲さしむるより

も却て不利益を被るに至るとなしとせず故に直接發行は必ず常に政府及び人民に於て共に利益なりと謂ふと能はざるや明なり而して委任發行か銀行をして利益を壟斷せしむへしとの恐れは必しも除去し難きに非ず即ち特別なる銀行に對して特約を爲さずして汎く國債の募集を公告し公賣法に依るに於ては銀行者間に競争を生し一二銀行か利益の壟斷を許さざるを以て政府は市場普通の價格を以て之か發行を行ひ募集の危険を冒すことなくして而かも急速を要する經費の支拂に應ずるとを得へし故に委任發行法は政府か急に資金を要する場合に在りては便利なる方法と謂ふへし然れども此法の缺點とする所は一般の募集に非ざるか故に少額無限法の如く細民の貯蓄心を奨励するに能はざるなり

直接發行法とは政府自から發行の局に當り募集の危険手數等一切を引受くるものなり我邦に於て嘗て此法に依りたるとありしと雖も甚た不得策なるものにして先きに述べたるか如く市場の状況に精進せざる政府の之に當るは往々怯心を抱きて爲めに損失を招くとなきに非ず人或は國債應募者の非常に多き場合に當り直ちに信用の鞏固を賞し或は國富の豊裕なるを賞讃する者ありと雖も其原因を探究せずして漫に之を賞讃するは實に迂濶の謬見にして政府か市場の状況を知悉せず格外の利益を應募

者に與ふるに於ては其申込額は大に巨額に上るとを得へし現に魯國の「フアストウオ」ラレンボルク間の鐵道會社の債券は其申込額は募集額の四十倍に上り一八六八年佛國の國債は三十倍の多きに達せり是れ畢竟應募者に法外の利益を與へたるに因るものにして余輩は之を財政上の愚策と認めざるを得ず而して又假令市場の状況平靜にして政府に損失を招くとなくして募集を行ひ得るの見込あるも是等の事務は甚た煩雜にして且つ巨額の現金取扱を爲すものなれば官吏をして之に當らしむるは危険の悞なきを保せず故に直接發行に由らんよりも委託發行に由るを以て得策なりとす以上述ふる所の發行法の得失を約言すれば直接發行は銀行なる機關の具備せる邦國に於ては決して行ふべきものに非ず故に擇ふべきものは唯委託及び委任の二法なりとす是等の二法は各一長一短のりて委任法は豫算の資金を速に得るの長所ありと雖も又少額無減法を行ふ能はず之に反して委託法は少額無減法を行ふて細民の貯蓄心を奨励し又一に銀行に利益の壟斷を爲さしめざるの利益ありと雖も之に代るに募集の危険を冒し又急速なる資金の必要に應ずる能はざるの不便なきを得ず故に是等二法の得失は唯其當時市場の状況に由りて判すべきものにして絶対に孰れを非孰れを是とも斷定するに能はず然れども大体上より論すれば市場の平穩にして資金の急を

要せざる場合には委託法に依るべく若し信用損して一般募集を爲すと能はず或は資金の急を要するに於ては委任法に依り銀行をして募集に奔走せしむるを以て得策なりとす

次に論ずべき問題は國債證書の記名無記名の得失如何に在りとす元來國債か種々の方面より觀察して多少の弊害あるとは前きに述べたるか如し故に此弊害をして可成的少からしめんとするには之を利用する方法を講せざるべからず是を以て孰れの國に於ても國債證書を以て紙幣發行の準備に充つるを許し或は商事契約の擔保品に使用せられ或は賣買取引に利用せられ今日に於ては金融上に缺くべからざる一要素たるの有様を呈するに至れり如此國債證券は各人の間に移轉して經濟上に裨益を與ふると少からざるか故に政府は出來得る丈其移轉を容易にして以て國債を利用することを計らざるべからず然るに記名國債に在りては其移轉毎に國債原簿に登記を爲さざる可らざるを以て人民が取引上に手数を要すると多く又政府に於ても原簿の整理元利の支拂等に當りて複雑なる手数を免れざるなり之に反して無記名の國債に在りては恰も手形と同しく自由に移轉するを得べきか故に頻繁なる取引上に使用して少からざる利益を與ふるを得べし故に資本の利殖を勉め何時にても國債を以て流通

貨に引換へ得べき物を要する人民に於ては最も便利なるものと云ふべし然れども國債の應募者は必しも是等の人民に限らず或は國債の利息を以て生計を營さんとする者あるべく或は公共資金の管理者か國債の募集に應ずる者もあるべし此種の應募者に於ては移轉の必要なさか故に事る記名國債を望むものにして記名國債は所有權を二重に證明するか故に火災盜難より生ずる危険を免るを得べし是を以て記名無記名の得失に就ても一概に論ずると能はず事る應募者の望に從ひ之を與ふるを以て便利なりとす而して又記名國債或は無記名國債孰れを與ふるも所有者の請求に依りて相當の手數料を徴收して書換を許すに於ては最も所有者に於て便利にして又經濟上に裨益を與ふるとを得べし

本章を終るに臨んで國債課税の可否に就て少しく論ずる所あらん
國債の遺傳讓與及び所得に對して租税を課するの可否に就ては從來議論ある點にして未だ一定の歸着を見ず非課税論者の論據とする所は第一國債に課税するに於ては政府の信用を害するに至る第二政府は負債方にして國債所有者は債主なれば之に租税を課する不條理なり第三國債に課税するに於ては證券の價格下落し政府は却て損失を招くに至るべし以上非課税論者の主張する重なる論據にして佛國に於ては此

議論最も盛に行はれ屢々課税の議論起りたりしと雖も常に躊躇して決せず然れども余を以て之を觀れば是等の議論は甚だ理由なきものにして凡そ租税の必ず一般普及を要し決して不公平なるへからざるとは前編に於て詳論したるか如し然れども如何なる種類の租税と雖も多少不公平の之に伴ふは免れ難き通弊にして政府は常に之か矯正に勉めざるはなし然るに國債に限りて租税を免するは故らに人爲を以て課税の不公平を作為するものにして既に一般財産及び収入に課税する以上は同しく一種の財産にして又収入を生ずる國債に限りて之を免税すべき理由は決して見出すと能はず論者或は之を以て政府の信用を害すと爲せども斯の如きは却て政府の資格を一個人の負債者と全然同一の地位に下し威信を損し政府の本質を誤るものと謂はざるを得ざるなり次に又政府は負債方にして國債の所有者は債主なれば之に租税を課するは不條理なりと爲せども租税を課するは負債方たるの資格を以てするに非ずして一國政府の資格を以てするものなり故に一國の政費を支辨する爲めに一切の課税物に對して公平に租税を賦課するは政府の職務にして國債の債主たる理由を以て之を免税するは政府の職責を棄るものと謂はざるを得ず次に又非課税論者の憂ふる所は國債に課税するに於ては其價格を低落すへしと去ふに在り然れども是れ亦深く憂ふるに

足らず現に之を伊太利の實際に徴するに該國に於ては財政益々困難を來せるよりして一八六四年以來國債に對し他の動産と等しく其所得に一割三分二厘の重税を賦課せり然るに其年以來國債の價格は却て次第に騰貴を來せるを見る是れ非課税論者の怪む所なるへしと雖も元來租税は單に國債のみに賦課するものに非ずして他の財産に對しても等しく課するものなれば國債の利益減すると同時に他の財産よりする收入も亦減せざるを得ず故に資本は國債を去て他の方面に就くか如き恐なく從て其價格又大に下落すへき理由あるとなし

以上論する如くなるか故に國債に對して租税を免するか如きは不正不理なるものにして米國政府の發行する國債か往々免税を約束するか如きは實に失當の所置と謂ふへし英國に於ては從來所得税として其利息より税額を差引きて之か仕拂を爲せり是れ最も簡便なる方法にして普通の方法に依りて所有者に課税するに於ては記名國債は脱税の恐れなしと雖も無記名國債は其所有者審ならざるよりして隱蔽遁脱盛行はるゝを免れざるなり然るに此方法に依るに於ては手數簡易にして又決して脱税の恐れなきを得へし而して埃太利伊太利等の如きも亦國債に課税を爲せり

國債に課税するに當りて外人の所有するものに對しても内國人と等しく課税すへき

や否やは亦一の問題にして之を非とする論者は曰く外人は我が治下に在る者に非ず故に之に國內の政費を負担せしむるは毫も以なきにして若し之に課税せんとする場合に於ては條約を以て之を規定せざるべからず假令條約に依りて課税せんとするも外國政府豈他國の政費の負担を肯せんやと然れども余を以て之を見れば外債は政府と外國資本家との合意を以て成立するものなるか故に外人にして利息の幾分を租税として差引くことを承諾するに於ては決して條約を以て規定する必要なく又政府が租税を課するは畢竟収入を得るを以て目的とするものなれば強て租税の名稱を用ゆるの必要なり而して若し外債に對して租税を免するに於ては奸請なる内國人は外人の名義を藉りて以て脱税の奸策を圖るに至るべし論者或は之に答て云はん外人の利息仕拂を請求する場合に當り單に利扎のみ差出すを許さず其證券を提供せしめ嚴格なる誓詞を爲さしむるに於ては是等の詐偽を防ぐことを得べしと是れ實に笑ふべき淺見にして如此單純なる方法に依りて奸請を防止せんとするか如きは殆ど兒戯に類すと謂ふべし

以上國債の募集に就て略は論究を終りたるか故に更に一步を進め次章に於て國債の管理方法を論究せんとす

第十章 國債の管理

國債の管理法に就きて先づ主として論究すべきものは國債の借換に在り

國債の借換とは從來契約の形式を變更する政府の行爲を云ふ故に單に借換と稱するときは其意義廣くして例之は一條件を變更するも借換と稱するを得べしと雖も余か茲に論せんとする所のものは政府が利息を輕減する爲めに在來高利の國債に換ふるに低利の國債を以てする場合に在り而して其借換は政府が權力を以て強制的に行ふものに非ずして任意的に行ふものなり故に此借換を行ふには必ず左の二條件具はらざるべからず

第一 政府は借換を行ふ權利を有すると

第二 借換に依りて政府は利子の支拂を減し得ると

即ち政府若し借換の權利を有せず年金國債若くは償還期限の一定せる國債に對して隨意に借換を行はんか是れ人民の權利を蹂躪して政府は國債の義務を破りたる專制抑壓の暴行と云はざるを得ず故に借換を行ひ得べき國債は永遠國債及び有期隨時仕拂國債の二種にして此種の國債は政府は何時にても償還の自由を有するを以て決し

て國債所有者の權利を侵害するの恐れなし而して借換を爲すに當りて舊國債の所有者に強て新國債の引受を爲さしむるか如きは決して正當なる方法に非す何となれば國債所有者は利子低減の爲めに之か所有を望まざるものなきに非す然らば此等の人民に對して強て新國債を引受しむるは政府の威力を用ひて人民の利益を侵害するものなればなり是を以て借換は須らく人民の自由に任し新國債の希望者に對しては之を行ひ現金の償還を望む者に對しては現金の償還を爲さるへからず

次に借換を爲すに於ては必ず政府は是に由りて利息を輕減し得ざるへからず元來國債の管理に當りて最も勉むべき事は利息を減して人民の負擔を輕うするに在りて財務の局に當る者の一日も忘却すへからざる要務なりとす即ち國債の借換は政府の仕拂を減して國庫に餘裕を生し一般人民の負擔を減するか故に従て利益を一般人民に與ふるとを得へし然るに國債の借換は國債所有者たる一部の人民は復た從來の如く多額の利子を得ると能はさらしむるか故に往々是等人民の反抗を惹起するを免れず殊に國債所有者の多數は中産以上の人民なるか故に政治上に多くの勢力を有し往々其借換を妨害して財政上に巨額の損失を與ふるとあり現に佛國の如きは前にも述べたるか如く内閣は民心の離背を恐れて借換を決行すると能はず「アチューボウテ」

氏の言に依れば佛國政府は借換に由りて實際三分七五の低利に引下くるとを得たりと雖も之を斷行すると能はずして六分〇九及び六分二九の高利國債を甘して存するに至れりと云ふ如此佛國か遂に借換を延期するに至りたる所以のものは政府の黨派的意見に因るもの多しと雖も又人々か財政上の知識乏しきより一部奸人の術中に陥り犠牲に供せられたるものにして深く佛國人民の爲めに悲まざるを得ず

國債の借換に就ては又經濟上に及ぼす影響に關し種々の奇怪なる謬見を懷く者あり或る論者は曰く政府か低利の國債の借換を行ふに於ては金利を低落し従て百般産業の利潤を減し其進歩發達を阻礙する少からずと又或る論者は之に反して國債の借換は金利を低落するか故に事業家は資本の借入を爲すと容易と爲り従て事業の發達を來すへしか故に國債は産業獎勵の一手段なりと論せり是等の二説は共に笑ふべき謬見にして市場の金利は政府の意思に因りて決して自由に高低するものに非ずして之を定むるは一般産業上の状態に由るものなりとす故に政府か國債の借換を行ふは金融上の状態を見て金利の低落したる場合に於てするものにして換言すれば借換は金利低落の結果にして決して其原因に非ざるなり

然らば利子の低落は如何なる原因に由りて生するかを探究するに之を三箇に分つと